

平成 30 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金(社会福祉推進事業分)  
「成年後見制度の利用促進に関する調査研究事業」

# 市町村

## 成年後見制度利用促進基本計画

### 策定の手引き



平成 31(2019)年 3 月

成年後見制度の利用促進を目的とした  
市町村計画策定支援のための調査研究事業検討委員会  
(事務局：一般財団法人 日本総合研究所)

**市町村**  
**成年後見制度利用促進基本計画**  
**策定の手引き**

---

## はじめに

---

- 認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資するものですが、成年後見制度はこれらの人たちを支える重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていません。
- こうした状況を踏まえ、成年後見制度の利用の促進に関する法律（以降、成年後見制度利用促進法）が平成28年4月15日に公布され、同年5月13日に施行されました。成年後見制度の利用の促進には、市町村の取組が不可欠であることから、同法律において、市町村の講ずる措置等が規定されており（第14条市町村の講ずる措置）、市町村は、国が定める成年後見制度利用促進基本計画（以降、「国基本計画」）を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な市町村計画を定めるよう努めるとされました。
- 平成29年3月24日に閣議決定された国基本計画では、市町村に対し、地域連携ネットワーク・中核機関に期待される機能の段階的・計画的整備に向け、市町村計画を定めるよう努めることを求めています。本手引きは、各市町村で成年後見制度利用促進基本計画を策定する際の参考としていただくことを目的として作成しています。
- 計画策定にしっかりとした時間や人員をとることが困難な状況にある市町村が、最短ルートで計画を策定するイメージをつかむには、まず、本手引きの第1部「1」、「2」を参照してください。
- 計画策定のプロセスに関係機関や地域住民が加わり、共通認識を形成しながら計画を立案することは、計画を実行する上で必要となる地域連携ネットワークを構築していくことにつながります。丁寧なプロセスを経て実効性ある計画を作り込むヒントを提供するため、第1部「3」では、具体的な実践方法について紹介しています。
- 現在、国においては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会の実現」を目指しています。たとえ判断能力が不十分で、自らにとって必要なことを主張したり、一人で選択・決定することが難しい状態になっても、地域社会に参画しその人らしい生活を継続できるよう、成年後見制度の適切な利用を含む地域の権利擁護支援の在り方を総合的に考え、住民に必要な権利擁護の支援につなげることが出来る地域の仕組みづくりが求められています。
- 成年後見制度の利用を必要とする人は判断能力が不十分な状態にあり、自ら「成年後見制度の申立てをしてほしい」と発信することは基本的に困難です。そのような状況におかれている

人は人権侵害に遭いやすく、自ら必要な介護・福祉サービスを適切に選択・決定することも難しい状況におかれています。また、判断能力が不十分な人の生活を支える介護・福祉サービス事業者側からみても、そうした方々とのスムーズな契約や安定したサービス提供が難しく、当然に保障されるべき地域社会での生活の継続が、結果的に困難になる事態も生じています。

- 判断能力が十分でなく、一人では契約・選択（意思決定）が困難になった住民が引き続き地域社会で生活し続けられるよう、老人福祉法等は、成年後見制度の市町村長申立てや、当該申立てをスムーズに行うための取組を市町村の福祉行政に求めています。しかし、住民の権利擁護支援の必要性は、窓口で待っているだけでは気づくことができません。地域と連携し、早期にその必要性に気づく対応が重要です。また、権利擁護支援には、見守りや日常生活自立支援事業の利用を含む様々な方策があり、地域福祉の観点から、もっとも当事者に適した方法を取ることが重要です。
- 行政だけでなく地域住民、地域の関係者・関係機関が参画し、表面化しづらい権利擁護支援の必要性をどのように早期に把握し、どのように適切に支えていくのか、「権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築」こそが、国基本計画の求めているものといえます。そして、このネットワークは、すでに取り組みされてきた「地域包括ケア」や「地域自立支援協議会」等の権利擁護や地域連携における福祉の取組に「司法」分野を追加し、家庭裁判所との連携を確保することで構築が可能です。
- 成年後見制度利用促進の取組を通して明らかになった権利擁護支援に関する地域生活課題について、関係機関や地域住民とともに協議会で検討し、包括的な支援体制を構築していくプロセスは、誰もがその人らしく生活を続けられることができる地域づくりの実現を目指す取組そのものといえます。全国どの地域に住んでいても、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築や成年後見制度利用促進が、地域共生社会実現の重要な一手段として、また地域福祉行政の仕事として市町村計画に位置づけられ、取組が推進されることを心より期待しています。

平成31（2019）年 3月

成年後見制度の利用促進を目的とした  
市町村計画策定支援のための調査研究事業検討委員会

委員長 上 山 泰

はじめに

本手引きの構成と使い方

「成年後見制度の利用促進を目的とした市町村計画策定支援のための調査研究事業検討委員会」委員名簿

<b>I</b>	<b>市町村編</b> .....	1
1	市町村計画策定の趣旨 .....	1
	(1) 計画策定の法的根拠 .....	1
	(2) 市町村計画に盛り込むことが望ましい内容 .....	2
	(3) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関と市町村計画 .....	3
	(4) 計画策定の意義と効果 .....	9
	(5) 計画策定の流れ .....	11
2	市町村計画のパターン .....	12
	(1) 市町村計画のパターン .....	12
	(2) 成年後見制度利用促進基本計画として単体で策定する場合 .....	13
	(3) 地域福祉計画等の他の計画と一体的に策定する場合 .....	23
3	効果的な計画策定のプロセス .....	32
	(1) 担当課の決定 .....	32
	(2) スケジュールの決定 .....	34
	(3) 現状の確認 .....	36
	(4) 課題整理 .....	40
	(5) 計画策定メンバーの決定 .....	42
	(6) 市町村計画案の作成 .....	44
	(7) 意見の聞き取りと反映 .....	48
	(8) 計画の決定と公表 .....	50
	(9) 協議会への報告 .....	51
	(10) 計画の見直し .....	56
	◆委員コラム .....	48 63 65
<b>II</b>	<b>都道府県編</b> .....	67
1	都道府県に期待される市町村支援の内容 .....	67
	(1) 成年後見制度利用促進法、国基本計画 .....	67
	(2) 本事業アンケート調査結果からみえる、市町村から都道府県への期待 .....	68

2	都道府県が行っている市町村支援の例	70
(1)	北海道・北海道社会福祉協議会	71
(2)	埼玉県・埼玉県社会福祉協議会	73
(3) - 1	神奈川県・神奈川県社会福祉協議会	76
(3) - 2	神奈川県・神奈川県社会福祉協議会	79
(4) - 1	静岡県・静岡県社会福祉協議会	80
(4) - 2	静岡県・静岡県社会福祉協議会	82
(5) - 1	宮崎県・宮崎県社会福祉協議会	85
(5) - 2	宮崎県・宮崎県社会福祉協議会	87
◆	委員コラム	90 92 94

### Ⅲ 資料編

1	成年後見制度利用促進基本計画	99
2	市町村	115
3	都道府県	128
4	地域福祉計画策定ガイドラインが示す盛り込むべき事項の文案例	136

## 本手引きの構成と使い方

○本手引きは、Ⅰ市町村編、Ⅱ都道府県編、Ⅲ資料編の3部で構成しています。

### Ⅰ 市町村編

#### ポイント1：実際の市町村計画の例を掲載

- ・本手引きでは、策定形態や人口規模などを勘案し、4つの自治体の計画例を掲載し、ポイントを解説しています。
- ・まず、計画の内容や例を知りたいという方は、「2」をご覧ください。

#### ポイント2：市町村計画を策定する上での参考プロセスを整理

- ・市町村計画策定の参考プロセスをまとめています。計画の実効性を高めたいという方は、「3」をご覧ください。

#### ポイント3：市町村計画の見直しや次期計画の策定に向けたポイントを整理

- ・本手引きでは、計画を実行する段階での記録やデータの取り方、見直しの考え方についてまとめています。市町村計画の見直しや次期計画の策定を視野に入れて計画を策定したい方は、「3」(9)(10)をご覧ください。

### Ⅱ 都道府県編

- ・成年後見制度利用促進法や国基本計画の中で書かれている都道府県に期待される市町村支援の内容を整理するとともに、実際に都道府県が行っている市町村支援の事例を掲載しています。

### Ⅲ 資料編

- ・審議会設置条例の例や協議会設置要綱の例など、基本計画策定にあたって参考となるような資料を掲載しています。

**「成年後見制度の利用促進を目的とした市町村計画策定支援のための  
調査研究事業検討委員会」委員名簿**

※五十音順、敬称略

氏 名	所属・役職等
安藤 亨	愛知県豊田市 福祉部 福祉総合相談課 主査
大口 達也	高崎健康福祉大学 健康福祉学部 社会福祉学科 助教
◎上山 泰	新潟大学 法学部 教授
香野 遥	神奈川県 地域福祉課 主事
橘 一明	福島県南会津町役場 舘岩総合支所 町民課 課長補佐（兼）総務係長
丸山 広子	埼玉県社会福祉協議会 権利擁護センター 所長

◎：委員長

※委員の所属・役職等については、平成31年3月末日時点。

■オブザーバー

厚生労働省 社会・援護局  
地域福祉課 成年後見制度利用促進室

厚生労働省 社会・援護局  
地域福祉課 地域福祉・ボランティア係

厚生労働省 社会・援護局  
障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活支援推進室

厚生労働省 老健局  
総務課 認知症施策推進室

■事務局

一般財団法人 日本総合研究所

## 1. 市町村計画策定の趣旨

### (1) 計画策定の法的根拠

成年後見制度利用促進法第14条第1項では、「市町村の講ずる措置」として、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされています。

#### 成年後見制度利用促進法 抜粋

(市町村の講ずる措置)

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見制度等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

さらに国基本計画 p.20～21 において、市町村計画に盛り込むことが望ましい内容が以下のよう示されています。

#### 国基本計画 p.20～21 抜粋

(4) 制度の利用促進に向けて取り組むべきその他の事項

③市町村による成年後見制度利用促進基本計画（市町村計画）の策定

○促進法第23条第1項（現在は第14条第1項）において、市町村は国の基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとされている。

○市町村計画を定めるに当たっては、以下の点につき、具体的に盛り込むことが望ましい。

- ・上記(2)①の地域連携ネットワークの三つの役割を各地域において効果的に実現させる観点から、具体的な施策等を定めるものであること。
- ・上記(2)②のチームや協議会等といった地域連携ネットワークの基本的仕組みを具体化させるものであること。
- ・上記(2)④、⑤及び⑥を踏まえ、地域連携ネットワーク及び中核機関の設置・運営、並びにそれらの機能の段階的・計画的整備について定めるものであること。
- ・既存の地域福祉・地域包括ケア・司法のネットワークといった地域資源の活用や、地域福祉計画など既存の施策との横断的・有機的連携に配慮した内容とすること。
- ・成年後見制度の利用に関する助成制度の在り方についても盛り込むこと。

※上記(2)①～⑥については、国基本計画 p.9～18 参照

## (2) 市町村計画に盛り込むことが望ましい内容

国基本計画の「盛り込むことが望ましい内容」を要約すると、次のようにまとめることができます。

### 市町村計画を定めるに当たって具体的に盛り込むことが望ましい内容

- ▶ 権利擁護支援の地域連携ネットワークの以下の役割を実現させる体制整備の方針
  - ・ 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
  - ・ 早期の段階からの相談・対応体制の整備
  - ・ 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築
- ▶ 地域連携ネットワークの中核機関の整備・運営方針
- ▶ 地域連携ネットワークおよび中核機関の4つの機能（広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能）の段階的・計画的整備方針
- ▶ 「チーム」「協議会」の具体化の方針
 

※既存の地域福祉・地域包括ケア・司法とのネットワークといった地域資源の活用や、地域福祉計画など既存の施策との横断的・有機的連携に配慮した内容とする
- ▶ 成年後見制度の利用に関する助成制度の在り方



### ポイント！市町村計画に盛り込むことが望ましい内容の関係性

#### 目的

誰もが住み慣れた地域で、地域の人々と支えあいながら、尊厳をもってその人らしい生活を継続することができること



#### 目標

必要な人が、成年後見制度を、本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築

#### ネットワークの役割

- ・ 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- ・ 早期の段階からの相談・対応体制の整備
- ・ 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度利用の運用に資する支援体制の構築



#### 具体的な施策等の方針

- ✓ 中核機関の整備・運営の方針
- ✓ 権利擁護支援の地域連携ネットワークおよび中核機関の4つの機能の段階的・計画的な整備
  - ・ 広報機能
  - ・ 相談機能
  - ・ 成年後見制度利用促進機能
  - ・ 後見人支援機能
- ✓ チーム・協議会の具体化の方針
- ✓ 助成制度のあり方

### (3) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関と市町村計画

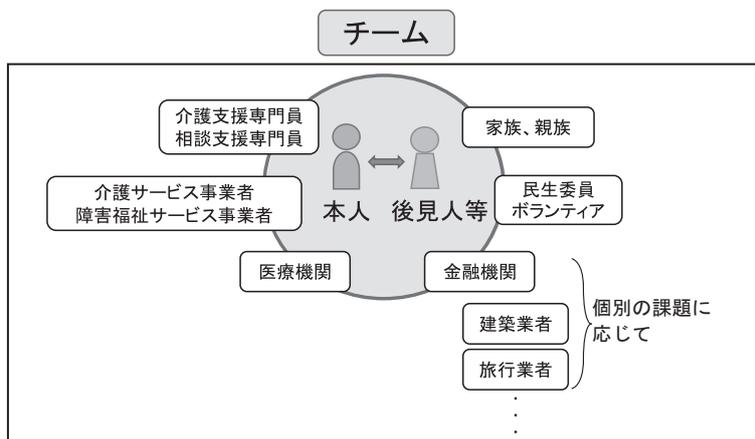
#### ①権利擁護支援の地域連携ネットワークとは

全国どの地域においても、必要な人が、本人らしい生活を守るための制度として成年後見制度を利用できるよう、各地域における相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援に必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みです。

「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」、「早期の段階からの相談・対応体制の整備」、「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」という3つの役割を念頭に、既存の保健・医療・福祉の連携（医療・福祉につながる仕組み）に司法も含めた連携の仕組みを構築するものとされ、「チーム」「協議会」「中核機関」を構成要素とします。

#### ②チームとは

協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組み



メンバー例：家族・親族、主治医、介護支援専門員、相談支援専門員、生活保護ケースワーカー、保健師、精神保健福祉士、入所先社会福祉施設、入院先医療機関、認知症初期集中支援チーム、認知症患者医療センター、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、訪問看護ステーション、民生委員・近隣住民、ボランティア、金融機関、市町村窓口、専門職、建築業者、旅行業者等、必要に応じて構成される。

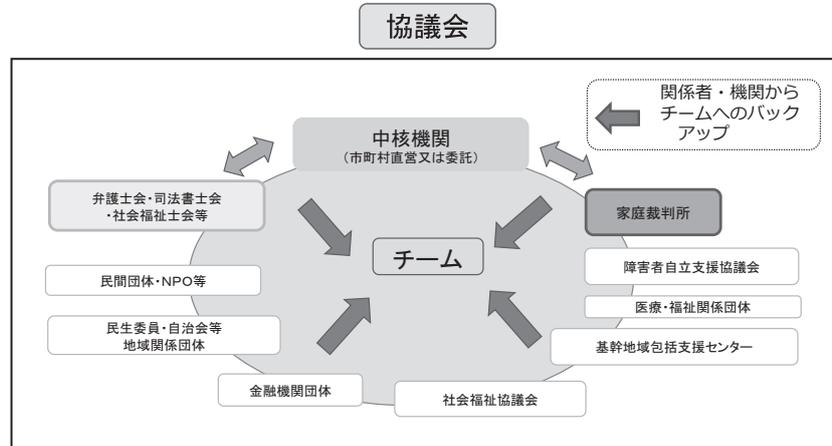


後見等開始前においては、地域の中で、権利擁護支援が必要な人を発見し必要な支援へ結び付ける（本人と社会との関係性を修復・回復させる）機能を果たします。後見等開始後においては、本人の自己決定権を尊重し、身上保護を重視した成年後見制度の運用を行うため、法的な権限を持つ後見人と地域の関係者等が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し対応する役割を果たします。

国基本計画では、必要に応じ、法律・福祉の専門職が専門的助言・相談対応等の支援に参画するとされ、できる限り既存の支援の枠組み（介護保険や障害福祉のサービス担当者会議等）を活用して編成することとされています。

### ③協議会とは

後見等開始の前後を問わず、「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制作りを進める合議体。中核機関が事務局機能を担う。



国基本計画では、協議会の整備により以下のような内容を期待しています。

- 1) 以下のような地域課題の検討・調整・解決
  - ・チーム（特に親族後見人等）への適切なバックアップ体制を整備すること
  - ・困難ケースに対処するため、ケース会議等を適切に開催する体制を整備すること
  - ・多職種間での更なる連携強化を進めること
- 2) 成年後見制度を含む地域の権利擁護に関することについての、家庭裁判所との情報交換・調整

協議会は、必ずしも一つの会議体である必要はありません。既存の支援の仕組み（地域ケア推進会議、自立支援協議会、高齢者虐待防止ネットワーク連絡会、権利擁護センター運営委員会）などを活用することができます。それぞれのネットワークの機能を拡充したり、複数の会議体を活用したり、打ち合わせ等を行うことによって「期待される成果」を発揮することができます。ただし、何らかの形で家庭裁判所の関与を求めることが重要です。

### ④中核機関とは

専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関です。国基本計画では、地域の実情に応じて、市町村等が設置している「成年後見支援センター」や「権利擁護センター」など既存の取組も活用しつつ、市町村が整備し、その運営に責任を持つことが想定されています（市町村直営又は委託等）。様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職や幅広い関係者との信頼関係を維持発展させ、円滑に協力を得るノウハウ等を段階的に蓄積しつつ、地域における連携・対応強化を継続的に推進していく役割を担うことが求められています。

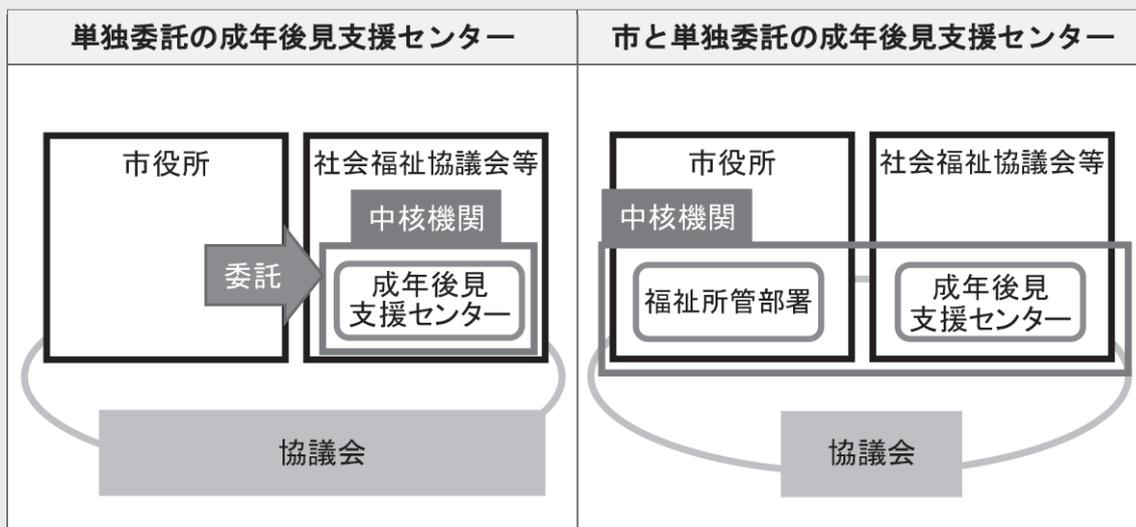
国基本計画では、中核機関自ら担うべき業務の範囲については、地域連携ネットワークの関係団体と分担するなど、各地域の実情に応じて調整されるものとされており、一つの機関ですべての機能を満たさなければならないわけではありません。市町村計画では、この中核機関についての整備、運営方針について記述することになります。



## ポイント！中核機関の整備パターン例

### パターン1

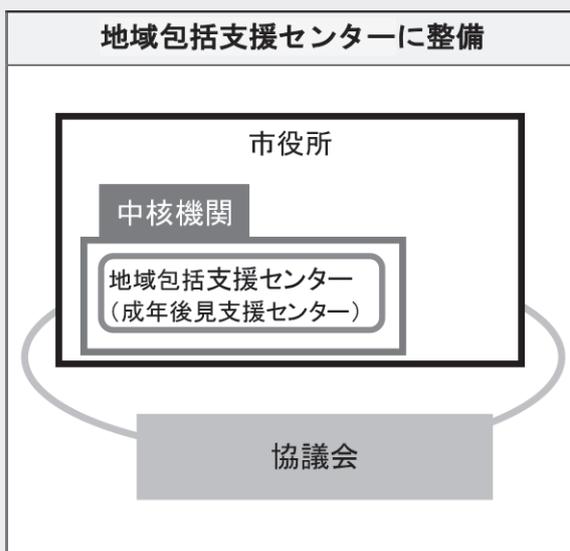
社会福祉協議会等へ委託した「成年後見支援センター」「権利擁護センター」を中核機関としている市町村や、委託先の「成年後見支援センター」「権利擁護センター」と委託元の所管部署の両方を合わせて中核機関と位置付けている市町村があります。



※資料編に、市と単独委託の成年後見支援センターの例として、愛知県豊田市に関する関連資料を掲載しています。ご参照ください。

### パターン2

地域包括支援センターの中に成年後見支援センター等を整備し、中核機関としている市町村があります。

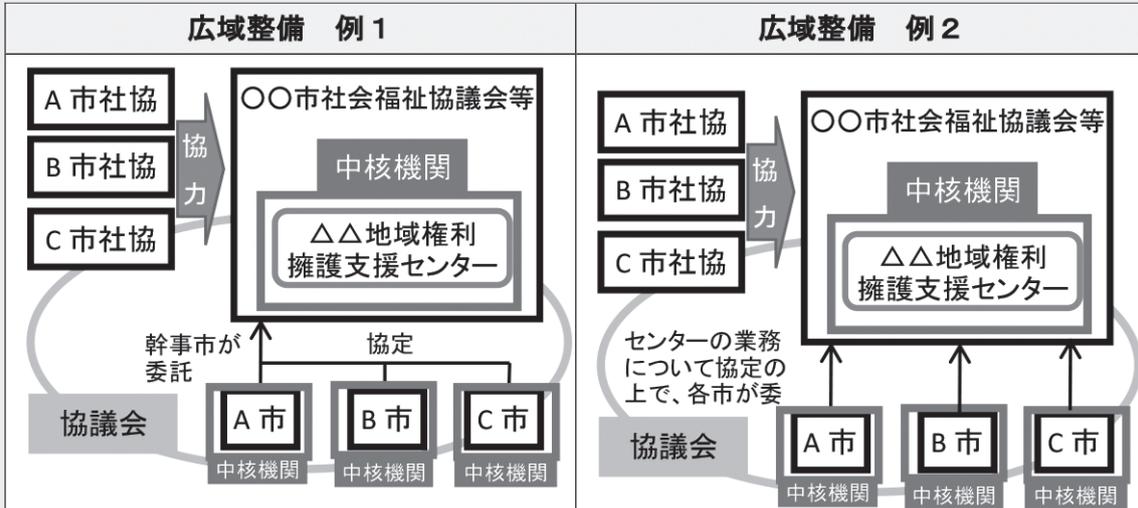


※町の地域包括支援センターにおいた例として、新潟県阿賀町の計画を掲載しています。p.14 をご参照ください。

**パターン3**

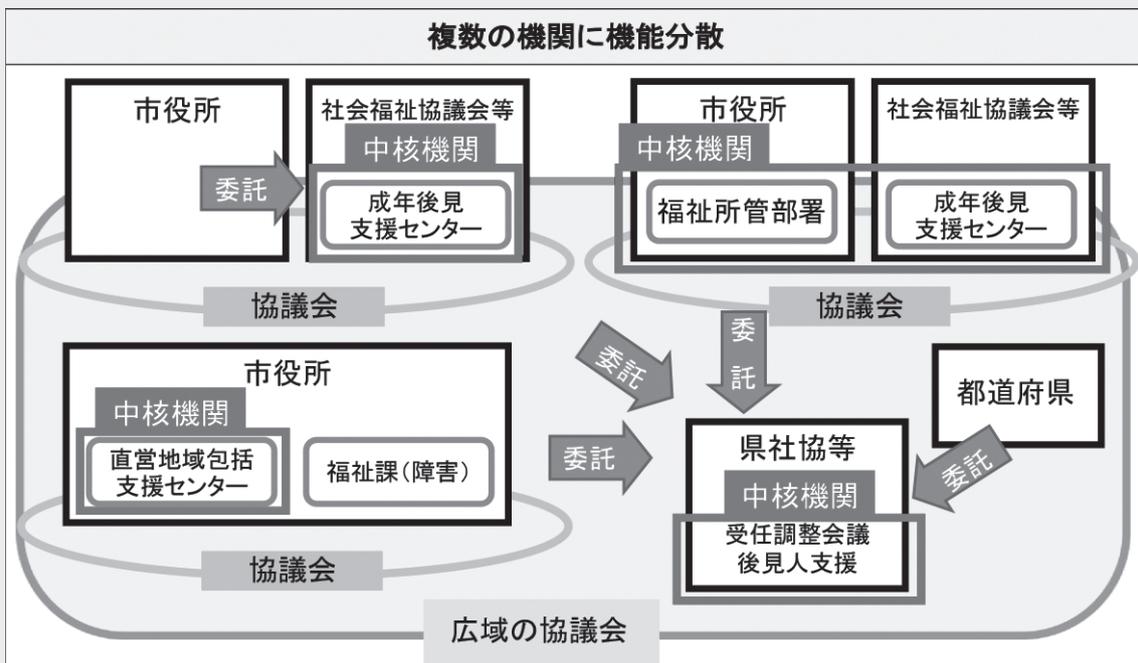
複数の市町村が共同して、社会福祉協議会やNPO団体に中核機関を整備しているパターンもあります。

このような広域整備の場合、幹事市が委託している場合と、それぞれの市が委託している場合があります。



※資料編に、広域整備2の例として、上伊那成年後見センターに関する関連資料を掲載しています。ご参照ください。

**パターン4**



※複数機関の機能分散の例として、香川県三豊市の計画を掲載しています。p.17 をご参照ください。

国基本計画は「地域において重層的な支援体制を構築していく観点」から、「市町村単位の機関に対しさらに広域的・専門的支援等を行う、都道府県単位や家庭裁判所（本庁・支部・出張所）単位での専門支援機関の設置についても、積極的に検討すべき」としています。

このことから、受任調整会議や後見人支援機能については広域整備とし、広報・相談については市町村単位で機能させるといった選択をする市町村もあります。



### ポイント！中核機関をおくための手続き

中核機関をおくための手続きは、明確に定められているものではありませんが、書面で記録を残しておく、組織として決定したということが明確になり、実効性を高めることができると考えられます。

例えば、以下のような方法が考えられます。 ※ 1)、2)、3) の具体例は、巻末資料編を参照

- 1) 協定書の締結
- 2) 設置要綱
- 3) 委託仕様書、委託契約書での明記
- 4) 庁内内部決裁
- 5) 市町村計画での記載

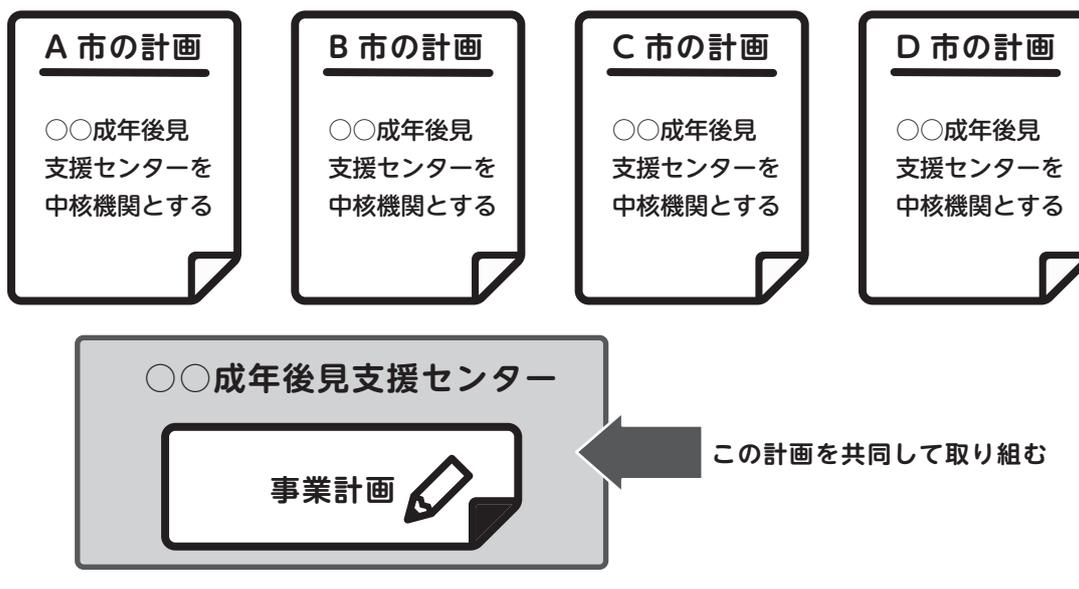


### ポイント！広域整備の場合の計画策定の考え方

#### 中核機関を広域整備とする場合でも、各自治体で市町村計画を策定します

中核機関を広域で整備することと、市町村計画を広域で策定することは、分けて考えます。中核機関を近隣の自治体と共同で広域で整備する場合でも、市町村計画はそれぞれの自治体で策定します。

この場合、各市町村計画には、どの機関を中核機関とするかを記載したうえで、別途、中核機関の事業計画等で具体的な取組方針を共有します。その事業計画等をもとに、各自治体が連携して取り組むこととなります。



## ⑤ 4つの機能

国基本計画では、地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能として、以下が示されています。市町村計画では、これらの機能の段階的・計画的な整備の方針を盛り込むこととなります。

### 地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能

(国基本計画 p.11 ~ p.15)

- ① 広報機能
- ② 相談機能
- ③ 成年後見制度利用促進機能
  - (a) 受任者調整（マッチング）等の支援
  - (b) 担い手の育成・活動の促進  
(市民後見人や法人貢献の担い手などの育成・支援)
  - (c) 日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行
- ④ 後見人支援機能
- ⑤ 不正防止効果

なお、国基本計画は、優先して整備すべき機能として、相談機能、広報機能をあげています。成年後見制度の特長や留意点をわかりやすく広報、説明すること、成年後見制度を含む権利擁護支援の相談をどこが受けているのか、窓口をわかりやすく明示することが求められています。

地域連携ネットワークの 3つの役割	中核機関の4つの機能 (+ 副次的効果)	国基本計画(p.3)における 7つの場面
権利擁護支援の必要な人の 発見・支援	広報機能	場面① 制度の広報・周知
早期の段階からの相談・対 応体制の整備	相談機能	場面② 相談・発見 場面③ 情報集約
意思決定支援・身上保護を 重視した成年後見制度の運 用に資する支援体制の構築	成年後見制度利用促進機能	場面④ 地域体制整備 場面⑤ 後見等申立て
	後見人支援機能	場面⑥ 後見等開始後の 継続的支援
	(不正防止効果)	場面⑦ 後見人等の不正防止

※中核機関の4つの機能を充実させることの副次的効果として、不正防止があります。

※各機能の具体例は p.57 ~ を参照ください。

### ポイント!



新しい「箱もの」整備ではなく、中核機関や権利擁護支援の地域連携ネットワークの「機能」をどう整備し、充実させていくかという視点で市町村計画を立てる。

## (4) 計画策定の意義と効果

### ①効果的で着実な推進

市町村計画を策定することは、<sup>a</sup>「権利擁護支援の地域連携ネットワークについての目指すべき姿」を、庁内外に対して明らかにすることといえます。権利擁護支援については、各福祉法の所管、権利擁護業務の所管、さらに地域住民、介護・福祉サービスの事業者、法律・福祉職などの専門職団体等、関係者・関係機関は多岐にわたります。<sup>b</sup>「的確にニーズを把握し、計画の見直し年度までに達成する具体的目標を設定することで、多岐にわたる施策の整合を図り、着実かつ効果的に推進することができます。」

※ニーズ整理については、p.37 を参照

#### 【市町村計画の策定に取り組んでいる市町村職員の方のご意見（一部）】

##### a. 目指すべき姿の明確化

- ・単独で市町村計画を策定しているため、計画の理念を「権利擁護支援の必要な人にとっての意思決定支援の重視と、自発的意思が尊重される地域づくり」として、内容を権利擁護に集約できた。また、中核機関の必要性を明確にすることで、既存のセンターの機能強化を図ることができた。（一般市）
- ・地域福祉計画に盛り込んだことで地域福祉としての位置付けが明確となった。（町村）

##### b. ニーズの整理・把握

- ・先進地の中核機関の設置方法や運営状況を視察することで、自分の自治体との比較ができ課題が明確化できた。（中核市）
- ・町内の成年後見制度の利用が必要な人数を把握できたことにより、緊急性のある課題であるということを認識することができた。また、関係機関等と権利擁護支援を必要としている方の情報を共有することができ、その後の事業推進に活かすことができた。（町村）

### ②段階的整備の担保

国基本計画は、権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の4つの機能（広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能）について「段階的整備・計画的」を求めています。

計画策定という手法を用いることにより、計画の見直しの際に、次に整備する機能についての具体的目標を設定することができます。一度にすべての機能を整備できなくとも、段階的な体制整備を担保することができるため、市町村として、利用促進の取組に着手しやすくなります。

#### ポイント!



一度にすべての機能を整える必要はなく、段階的・計画的な整備で構いません。

### ③地域連携ネットワークの構築・強化

適切なプロセスを経て策定された市町村計画は、地域連携ネットワークの構築・強化の前提となるものです。<sup>a</sup> 庁内関係部署、<sup>b</sup> 地域住民、関係者・関係機関を巻き込んだ形で計画を策定すると、<sup>c</sup> 目指すべき姿についての共通認識を形成することができ、体制整備における適切な役割分担が可能となります。さらに結果として、<sup>c</sup> 関係機関等からの協力が得られやすくなるため  
<sup>d</sup> 迅速な個別対応を行うことができるようになり、権利擁護支援を推進することができます。

#### 【市町村計画の策定に取り組んでいる市町村職員の方のご意見（一部）】

##### a. 地域連携ネットワークの構築・強化（庁内）

- ・自治体が行うべきことが明示されたことにより、成年後見制度に関して福祉部門（総務課、高齢福祉課、障害福祉課）が連携する体制ができた。（政令市）

##### b. 地域連携ネットワークの構築・強化（庁外）

- ・今後、市町村計画策定に取り組んでいく予定だが、その前段として地域連携ネットワーク協議会の準備会を発足し、これまでつながりの薄かった司法関係者（家庭裁判所・弁護士・司法書士）との関係を構築することができることはプラスになると感じる。（政令市）
- ・今年度から「成年後見制度体制検討会」を開始。司法書士や社会福祉士、市内の高齢・障害支援事業所、施設職員と成年後見制度についての課題や今後の施策についての意見交換を行うことで、体制整備を進めるための基盤ができた。（一般市）
- ・幅広い年齢層の権利擁護を考えることで、各団体との横のつながりが一層強くなり、福祉行政の強化を図ることができると考える。（町村）

##### c. 関係者の理解促進

- ・行政と社協が協働で取り組んでいく意識醸成を図ることができつつある。（一般市）
- ・ケアマネジャーや相談支援事業所、地域包括支援センター職員の権利擁護支援の意識づけがされた。（一般市）
- ・「高齢者」や「障害者」、「地域福祉」といった領域を超えて権利擁護の地域づくりを検討する必要があるため、行政や専門職団体・事業所等も含めた多職種連携の意識が向上している。（町村）

##### d. 権利擁護支援の推進・個別対応の迅速化

- ・計画策定を行ったことで、補助・保佐類型の申立てが促進された。（一般市）
- ・定期的に連絡会を開催していたため、市長申立ての際に成年後見の受任を依頼しやすくなった。（一般市）

## (5) 計画策定の流れ

市町村計画の策定にあたっては、以下の流れが想定されます。  
これらは、必ずしも順番に進むものではなく、各市町村の実情に応じて、前後したりプロセスを省略したりすることも考えられます。



## 2. 市町村計画のパターン

### (1) 市町村計画のパターン

計画策定方法は、大きく分けて、以下の2通りが想定されます（両方策定する場合もあります）。それぞれの策定方法についての特長と留意点は以下の通りです。

	成年後見制度利用促進基本計画として単体で策定	地域福祉計画等の他の法定計画と一体的に策定
特長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・権利擁護支援に特化した目標を立てることができる。</li> <li>・具体的な施策目標、担当部署が明示しやすい。</li> <li>・当該計画の検討に必要な策定メンバーを選出しやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関連する分野、施策とのつながりを提示することができる。</li> <li>・アンケート調査や評価・見直しを、他の法定計画と一体的に行うことができる。</li> <li>・計画策定委員会開催にかかる経費を縮減できる。</li> <li>・上位計画や他の計画に位置づけられていると、市町村の総合計画と連動させやすく、予算確保につながりやすい。</li> </ul>
留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の評価・見直し等、PDCAサイクルについて、その都度取り組む必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・策定メンバーに成年後見制度に関する専門職団体等が入っていない場合、計画に掲げている内容について、別途、チェックしてもらう必要がある。</li> <li>・具体的な内容を書き込みづらい場合は、別途、事業計画やアクションプラン等を立てることが必要となる。</li> </ul>
計画に盛り込むべき事項	本手引き p.2、p.13 阿賀町 (p.14～)、三豊市 (p.17～) の例を参照	本手引き p.2、p.23 女川町 (p.25～)、八戸市 (p.26～) の例を参照



#### ポイント！ 広域整備の場合の計画策定の考え方（再掲）

##### 中核機関を広域整備とする場合、各自治体で市町村計画を策定します

中核機関を広域で整備することと、市町村計画を広域で策定することは、分けて考えます。中核機関を近隣の自治体と共同で広域で整備する場合でも、市町村計画はそれぞれの自治体で策定します。

この場合、各市町村計画には、どの機関を中核機関とするかを記載したうえで、別途、中核機関の事業計画等で具体的な取組方針を共有します。その事業計画等をもとに、各自治体が連携して取り組むこととなります。

## (2) 成年後見制度利用促進基本計画として単体で策定する場合

成年後見制度利用促進基本計画として単体で策定する場合、以下のような形で、「市町村計画に盛り込むことが望ましい事項」（本手引き p.2 参照）を盛り込むことが考えられます。

### 成年後見制度利用促進基本計画を単体で策定する場合のイメージ

#### 1 ○○市（区町村）成年後見制度利用促進基本計画の策定の趣旨と位置づけ

#### 2 現状と課題

##### (1) 現状

※成年後見制度利用者数、高齢化率、要支援者数、障害者数、日常生活自立支援事業利用者数、成年後見制度関連施策の実施状況（市町村長申立て数、成年後見制度利用支援事業の実施状況と実績、広報啓発、市民後見人育成・選任状況、法人後見育成・活用状況）などを用いて現状を示すことができます。

※成年後見制度利用ニーズ調査や、成年後見制度の認知度や意識調査等のアンケート調査を実施している場合には、それらを提示することで、施策に取り組む必要性を明示することができます。

本手引き  
p.36 参照

##### (2) 課題

※権利擁護支援の実務を担当している所管、関係者・関係機関とも協議しつつ、今回の計画で解決する課題を書きます。

本手引き  
p.40 参照

#### 3 今後の取組

##### (1) 本計画における取組目標（段階的に整備するものはその旨記載）

※権利擁護支援ネットワークの3つの役割の中で、本計画がもっとも重点的に充実させる目標を示す方法も考えられます。目標を定めておくことで、協議会における建設的な検討や合議を進めることができます。

事項ごとに、取組目標と実現するための具体的方法を合わせて、それぞれを書く方法もあります。

##### (2) 中核機関、チーム、協議会等についての体制整備の方針について

##### (3) 助成制度について

※成年後見制度利用支援事業等の助成制度について示します。その場合、介護保険計画や障害福祉計画の内容と連動することになります。

#### 4 評価

※計画を見直す年度や具体的手法を示す方法が考えられます。例えば「○年度に、【○○市権利擁護支援ネットワーク協議会】等の意見を聴き、計画を見直す」等の記述が考えられます。

本手引き  
p.56 参照

新潟県阿賀町（人口 11,078 人、高齢化率 47.0%（平成 30.12.31 現在））では、平成 25 年秋頃から、認知症高齢者や障害者手帳所持者の支援体制のあり方について意見が出され、県社会福祉協議会のバックアップもあって、県弁護士会を含む県・町関係者によるプロジェクトチームによる勉強会、ニーズ調査や受け皿の確認等具体的な検討が行われるようになりました。その間、精神障害者への虐待に対する首長申立てを経験するなかで、第三者後見人不在による担い手確保（市民後見人の養成）と法人後見事業への取組の必要性、成年後見制度利用に係る支援体制の整備（ワンストップでサポートできる成年後見センターの設置）等への認識が共有化され、平成 28 年度に直営地域包括支援センター内に成年後見センターが設置されました。また、平成 27 年度からは市民後見人の養成が開始されています。そうした中での国基本計画の策定を受けて、町として、ごく自然に単体の計画策定に取り組みました。策定に際しては、既存の成年後見センター運営委員会を活用しています。

阿賀町成年後見制度利用促進基本計画	ポイント解説
<p><b>1. 成年後見制度利用促進基本計画策定にあたって</b></p> <p>(1) 計画策定の趣旨</p> <p>阿賀町では、高齢化率が 45%（全国平均 26.0%）を超え、高齢者のみ世帯が 3 割を超えている。これらの状況から、「認知症高齢者の増加」や知的、精神障がい者を支える親の高齢化による「親亡き後問題」が課題となることが明らかである。</p> <p>そのため、阿賀町では平成 28 年度に成年後見センターを開設し、高齢者・障がい者が住み慣れた地域で生活できるよう、成年後見制度に対する取り組みを継続的・体系的に実施していくため計画を策定する。</p> <p>(2) 成年後見制度利用促進基本計画の位置付け</p> <p>「成年後見制度利用促進基本計画」（以下「基本計画」という。）は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号。以下「促進法」という。）第 12 条第 1 項に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるものである。</p> <p>なお、市町村は、国の基本計画を勘案し、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされているが、阿賀町においてはすでに成年後見センターを開設していることから、計画を策定するものとする。</p> <p>(3) 基本計画の対象期間</p> <p>今回策定する基本計画は、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間で定めるものとする。</p>	<p>高齢化率や高齢者のみ世帯からの割合から、課題認識を明らかにしています。</p> <p>計画の目的をひとこと示しています。</p> <p>根拠法を明示しています。</p> <p>このように計画の期間を定めておくと、次期計画に向けて見直す際のスケジュールの目安になります。</p>

#### (4) 計画策定体制

阿賀町成年後見センター運営委員会において、国の基本指針に基づき、委員の意見を反映させ、計画内容の検討を実施。

合議体で作成したことを明らかにしています。「成年後見センター運営委員会」という既存の仕組みを活用して、計画を策定しています。

## 2. 成年後見を取り巻く現状

平成 26 年度阿賀町成年後見制度に関する実態把握調査より

### (1) 調査対象

高齢者福祉施設 19 施設

障がい者福祉施設 9 施設

### (2) 調査結果

成年後見制度の利用者 6 名

成年後見制度の利用が必要な者 61 名

上記のうち、首長申立及び第三者後見人が必要な者 40 名

現状分析として、実態把握調査の結果を記載しています。現状分析は、こうした調査の実施に限らず、国基本計画の現状分析を参考にまとめることも考えられます。

## 3. 成年後見制度利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標等

### (1) 基本的な考え方

本計画は、認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない者が成年後見制度を円滑に利用できるよう支援を行い、これらの者の権利を尊重して擁護することにより、地域で安心して暮らし続けることができる社会の実現を目指す。

「基本的な考え方」「基本方針」は、阿賀町として、成年後見制度利用促進にどのように取り組むかを示しています。

### (2) 基本方針

国が示す基本理念は次の①～③のとおりであり、町では理念に基づき、地域の実情に応じた成年後見利用の促進を図り、専門職団体との連携や市民後見人の養成を実施していく。

①個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活の保障

②自己の意思決定支援の重視と自発的意思の尊重

③財産管理のみならず、適切な身上の保護

### (3) 今後の施策の目標

基本理念及び基本方針に基づき、成年後見制度の利用促進を図るため、次の目標を計画の基本目標とし推進する。

#### ①利用者に沿った制度の運用

財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視した適切な後見人等の選任や利用者の意思決定支援を念頭においた後見人等とのケア検討会の実施を行う。

「成年後見制度利用促進機能」「後見人支援機能」の具体化を「ケア検討会の実施」として示しています。

## ②阿賀町成年後見センターの活動促進

成年後見制度の周知や制度利用の相談と促進、市民後見人の養成を含めた後見人支援等の機能を整備し、被後見人等に適切に支援できるよう協力体制の構築を行う。

## ③不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

不正防止に関し市民後見人のみならず、親族後見人等についての支援策を検討していく。また、金融機関や診断書を作成する医療機関と連絡・協力体制を築いていく。

## 4. 成年後見制度を促進するための事業

## (1) 成年後見制度に関する相談及び手続き支援

弁護士による法律相談を活用した相談対応や手続き支援の実施。

## (2) 成年後見制度に関する広報及び啓発

任意後見制度の周知も含めた成年後見制度の周知活動の実施。

## (3) 市民後見人の養成及び活用支援

実態把握調査の実施と市民後見人養成研修の実施と日常生活自立支援事業の相談支援員といった地域貢献を含めた市民後見人の活用の検討と支援の実施。

## (4) 成年後見制度に係る機関等との連携および調整

専門職団体のみならず医療機関、金融機関との協力体制の構築を目指す。

国基本計画で示された「親族後見人への支援」について「支援策を検討する」ことを明示しています。このように、支援策が決定していなくても「検討する」ことを計画に盛り込むことで、親族後見人への支援の施策を推進することができます。

今まで行ってきた周知活動に加えて、任意後見制度の周知を盛り込んでいます。

医療機関や金融機関と、それぞれに連携協力体制を構築することで、地域連携ネットワークの体制整備を図っています。このように、今ある仕組みに、それぞれの関係を付加する形で取り組むことができます。

※資料編 p.115 に関連資料を掲載

香川県三豊市（人口 66,160 人、高齢化率 34.89%（H 30 年 9 月 1 日現在））では平成 18 年度から、主に高齢者分野での相談や事例への対応において、必要に応じて市長申立て等を実施してきた直営の地域包括支援センターが中心となって、市町村計画と体制整備双方の検討を進めています。市としての意思決定をするために、成年後見制度の利用促進に関する施策について調査審議する場として条例に基づく審議会を設置し、当審議会で、成年後見制度利用促進基本計画案（市町村計画案）と中核機関の設置案について審議しました。上記審議会の設置に加え、既存の枠組みを活用（地域ケア推進会議を「協議会」と位置づける）しています。市町村計画としては、単独の成年後見制度利用促進基本計画を 4 年間策定し、その後は、地域福祉計画や高齢者・障害者福祉計画の見直しの際に成年後見制度利用促進基本計画に該当する部分を書き加えて、定期的な見直しができるように検討する予定です。

三豊市成年後見制度利用促進基本計画		ポイント解説																										
<p><b>1. 基本計画の目的</b></p> <p>本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）に基づき、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るために策定するものです。</p>		<p>根拠法を明示しています。</p>																										
<p><b>2. 基本計画の概要</b></p> <p><b>(1) 基本計画の位置づけ</b></p> <p>成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）第 14 条第 1 項において、市町村は、国の基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされており、本計画は関連計画である「三豊市地域福祉計画」（平成 30 年度から平成 34 年度）と一体的に連動して取り組み、「三豊市高齢者福祉計画・第 7 期介護保険計画」（計画期間：平成 30 年度から平成 32 年度）、「第 5 期三豊市障害者福祉計画」（計画期間：平成 30 年度から平成 32 年度）とその他関連計画との整合、連携を図ります。</p> <p>&lt;促進法第 14 条を抜粋&gt;</p> <p><b>(2) 基本計画の期間</b></p> <p>今回策定する基本計画は平成 31（2019）年度から平成 34（2022）年度までの 4 か年です。</p> <p>今後、高齢者福祉計画、障害者福祉計画及び地域福祉計画の見直しに伴い、本計画を該当する部分に統合していく予定です。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H30 (2018)</th> <th>H31 (2019)</th> <th>H32 (2020)</th> <th>H33 (2021)</th> <th>H34 (2022)</th> <th>H35 (2023)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">計 画</td> <td colspan="2">高齢者福祉計画・障害者福祉計画</td> <td colspan="4">次期計画</td> </tr> <tr> <td colspan="3">地域福祉計画</td> <td>↑</td> <td>次期計画</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">成年後見制度利用促進基本計画</td> <td></td> <td>→</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>(3) 計画策定のための取り組み及び体制</b></p> <p>平成 29 年 10 月に成年後見制度利用促進審議会設置準備会を設置、さらに平成 30 年 10 月には三豊市成年後見制度利用促進審議会を設置し、学識経験者、医療・福祉関係者・司法関係者・市民等より基本計画策定に関し審議を重ねました。また、平成 31 年 1 月には意見公募手続（パブリックコメント）を実施し、幅広い意見を聴取しその反映に努めました。</p>		年度	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)	計 画	高齢者福祉計画・障害者福祉計画		次期計画				地域福祉計画			↑	次期計画		成年後見制度利用促進基本計画				→		<p>計画の位置づけと、他の行政計画との連動性を示しています。</p> <p>成年後見制度利用促進基本計画と他の計画との関係をわかりやすく図示しています。法定計画に盛り込むことで、実効性を高め、見直しが定期的に行われるようにしています。</p> <p>三豊市は、条例によって審議会を設置し、基本計画を策定しました。パブリックコメントを実施し、意見の聴取と反映を行っています。</p>
年度	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)																						
計 画	高齢者福祉計画・障害者福祉計画		次期計画																									
	地域福祉計画			↑	次期計画																							
	成年後見制度利用促進基本計画				→																							

### 3. 成年後見制度利用に関する現状と課題

人口減少と少子高齢化が本市でも着実に進行しており、平成37（2025）年には団塊の世代が後期高齢者（75歳以上）となることを見込まれていることから、高齢者に関する課題は今後も本市が地域と取り組む生活課題の一つであると考えられます。第3期三豊市地域福祉計画策定にあたり、三豊市に居住する一般市民を対象とするアンケート調査を実施しました。その中で、成年後見制度、日常生活自立支援事業について尋ねたところ、「制度の名称は知っているが内容は知らない」が5割弱を占めており、「初めて知った」も3割弱を占めており、制度が浸透していないことがうかがえます。その他、日頃何とかしなければならぬと思っていることについては、「独居高齢者や夫婦のみ世帯のくらしの問題」が1位、「病気・認知症等の高齢者がいる世帯の問題」が第2位となっており、高齢者に関する課題が上位2項目を占めています。

<地域福祉計画より一部抜粋>

<参考資料を掲載>

- ・地域包括支援センターへの成年後見制度に関する相談件数
- ・市長申立件数
- ・日常生活自立支援事業契約及び法人後見受任状況

<国基本計画の基本的な考え方を抜粋>

地域福祉計画策定のために実施した住民アンケートのなかで、成年後見制度に関する質問を入れていたので、その集計結果も踏まえて、現状と課題を分析しています。

現状の取組を数値で示す場合、このような項目が考えられます。

日常生活自立支援事業の実施状況から、成年後見制度の潜在ニーズを分析することもできます。

### 4. 成年後見制度利用促進にあたっての目標と基本的な考え方

#### (1) 目標

成年後見制度を必要な人が利用できるよう、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の体制整備を行う。

<国基本計画を抜粋>

#### (2) 基本的な考え方

地域連携ネットワークと中核機関について

##### ①地域連携ネットワークの三つの役割

###### ア) 権利擁護支援の必要な人の発見・支援

地域において、権利擁護に関する支援の必要な人（財産管理や必要なサービスの利用手続を自ら行うことが困難な状態であるにもかかわらず必要な支援を受けられていない人、虐待を受けている人など）の発見に努め、速やかに必要な支援に結び付けます。

###### イ) 早期の段階からの相談・対応体制の整備

早期の段階から、任意後見や保佐・補助類型といった選択肢を含め、成年後見制度の利用について住民が身近な地域で相談できるよう、窓口等の体制を整備します。

###### ウ) 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

成年後見制度を、本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう、本人の意思、心身の状態及び生活の状況等を踏まえた運用を可能とする地域の支援体制を構築します。

国基本計画の「3(2)権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」の箇所を引用し、3つの役割の実現の観点で、②以降で掲げられている具体的仕組みをつくることを示しています。

例えば、3つの役割の中から、本計画でどの部分を重点的に整備するのかを決めて取りかかることも考えられます。

## ②地域連携ネットワークの基本的仕組み

地域連携ネットワークは、以下の二つの基本的仕組みを有するものとして構築を進めます。

### ア) 本人を後見人とともに支える「チーム」による対応

地域全体の見守り体制の中で、権利擁護支援が必要な人を地域において発見し、必要な支援へ結び付ける機能を強化します。

権利擁護支援が必要な人について、本人の状況に応じ、後見等開始前においては本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が、後見等開始後はこれに後見人が加わる形で「チーム」としてかかわる体制づくりを進め、法的な権限を持つ後見人と地域の関係者等が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し対応する仕組みとします。具体的には、「地域ケア個別会議」などのケース会議のメンバーを「チーム」と位置づけ、権利擁護支援を行います。

### イ) 地域における「協議会」等の体制づくり

後見等開始の前後を問わず、成年後見制度に関する専門相談への対応や、後見等の運用方針等についての家庭裁判所との情報交換・調整等に適切に対応するため、個々のケースに対する「チーム」での対応に加え、地域において、法律・福祉の専門職団体や関係機関がこれらのチームを支援する体制を構築します。

このため、各地域において各種専門職団体・関係機関の協力・連携強化を協議する協議会等を設置し、個別の協力活動の実施、ケース会議の開催や、多職種間での更なる連携強化策等の地域課題の検討・調整・解決などを行います。

具体的には、「地域ケア推進会議」を「協議会」と位置づけ、チームをバックアップする体制整備を図ります。

## ③地域連携ネットワークの中核となる機関の必要性

上記のような地域連携ネットワークを整備し、協議会等を適切に運営していくためには、その中核となる機関が必要になると考えられます。中核機関は、様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職等から円滑に協力を得るノウハウ等を蓄積し、地域における連携・対応強化の推進役としての役割を担います。

## ④地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能等

地域連携ネットワーク及び中核機関については、以下に掲げるア) 広報機能、イ) 相談機能、ウ) 成年後見制度利用促進機能、エ) 後見人支援機能の4つの機能について、段階的・計画的に整備するとともに、オ) 不正防止効果にも配慮します。なお、中核機関自ら担うべき業務の範囲については、地域連携ネットワークの関係団体と分担・調整します。既存の地域包括ケアや地域福祉のネットワーク、実績のある専門職団体等の既存資源も十分活用するとともに、今後、成年後見制度に関する普及・啓発の活動、人材育成等を担う「権利擁護支援センター」（仮称）の設置をすすめる等、地域連携ネットワークや中核機関の機能については、柔軟に実施、整備を進めていきます。

### ア) 広報機能

地域連携ネットワークに参加する司法、行政、福祉・医療・地域などの関係者は、成年後見制度が本人の生活を守り権利を擁護する重要な手段であることの認識を共有し、利用する本人への啓発活動とともに、そうした声を

「チーム」の具体化の部分です。「具体的には」以降が、三豊市としてのチームの位置づけを示しています。

地域ケア個別会議などのケース会議のメンバーでチームの位置づけが示されています。

「協議会」の具体化の部分です。「具体的には」以降が、三豊市としての位置づけを示しています。

地域ケア推進会議を「協議会」と位置づけ、チームのバックアップを図ろうとしています。

地域連携ネットワーク及び中核機関の4つの機能について、ほぼ、国基本計画の文言を踏襲して、市町村計画としています。この部分を、取り組む機能のみの記載にし、残りの機能については、「今後検討する」という形で計画を立てることもできます。

三豊市の具体的取組として、今後、「権利擁護支援センター」（仮称）の設置をすすめることを示しています。

挙げることができない人を発見し支援につなげることの重要性や、制度の活用が有効なケースなどを具体的に周知啓発していくよう努めます。

中核機関は、地域における効果的な広報活動推進のため、広報を行う各団体・機関（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会、市役所の各窓口、福祉事業者、医療機関、金融機関、民生委員、自治会等）と連携しながら、パンフレット作成・配布、研修会・セミナー企画等の広報活動が、地域において活発に行われるよう配慮します。

その際には、任意後見、保佐・補助類型も含めた成年後見制度の早期利用も念頭においた活動となるよう留意します。

#### イ) 相談機能

中核機関は、成年後見制度の利用に関する相談に対応する体制を構築します。市町村長申立てを含め権利擁護に関する支援が必要なケースについて、関係者からの相談に応じ、情報を集約するとともに、必要に応じて弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等の支援を得て、後見等ニーズの精査と、必要な見守り体制（必要な権利擁護に関する支援が図られる体制）に係る調整を行います。その際、本人の生活を守り、権利を擁護する観点から、地域包括支援センターや障害者相談支援事業者等とも連携し、後見類型だけでなく、保佐・補助類型の利用の可能性も考慮します。

弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等との連携確保は、市町区域を超えた広域対応についても検討します。

#### ウ) 成年後見制度利用促進機能

##### (a) 受任者調整（マッチング）等の支援

##### ○親族後見人候補者の支援

後見人になるにふさわしい親族がいる場合、本人の状況に応じ、当該親族等へのアドバイス、専門職へのつなぎ、当該親族等が後見人になった後も継続的に支援できる体制の調整等を行います。

##### ○市民後見人候補者等の支援

市民後見人が後見を行うのがふさわしいケースについては、市民後見人候補者へのアドバイス、後見人になった後の継続的な支援体制の調整等を行います。

##### ○受任者調整（マッチング）等

中核機関は、専門職団体（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等）及び法人後見を行える法人と連携するとともに今後養成された市民後見人候補者の名簿を整備することにより円滑に人選を行います。また、中核機関が後見人候補者を推薦するに当たっては、本人の状況等に応じ、適切な後見人候補者の選定のみならず、必要なチーム体制やその支援体制を検討します。

##### ○家庭裁判所との連携

中核機関は、後見人候補者の的確な推薦や後見人への支援を行うことができるよう、日頃から家庭裁判所と連携します。また、家庭裁判所には審議会にオブザーバーとして参加していただき、地域連携ネットワークを充実させていく中で見えてきた課題等について意見交換をします。

##### (b) 担い手の育成・活動の促進

国基本計画の中から市が担う部分を抜粋して、市の計画としています。

市民後見人の養成と活用について、具体的なスケジュール等を示しています。

三豊市として、家庭裁判所とどのように連携するのか、具体的に示しています。このような記載をする場合には、どのように連携を図り、どのように計画に記載するかを家庭裁判所と協議します。

市民後見人の積極的な活用が可能となるよう、市民後見人の育成については、中核機関と地域連携ネットワークが連携し、平成32（2020）年度に市民後見人養成講座を開催します。さらに、市民後見人研修の修了者について、法人後見を担う社会福祉協議会において後見人となるための実務経験を重ね、市民後見人の活用をすすめていきます。

若年期からの制度利用が想定され、その特性も多様である障害者の場合、継続性や専門性の観点から、法人後見の活用が有用である場合もあり、後見監督等による利益相反等への対応を含めた透明性の確保を前提に、その活用を図ります。

#### (c)日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行

日常生活自立支援事業は、判断能力が十分でない人が福祉サービスの利用手続や金銭管理において支援を受けるサービスであり、利用開始に当たり医学的判断が求められないこと、生活支援員等による見守り機能を生かし、本人に寄り添った支援が可能であることなどの特徴を有しています。今後、地域連携ネットワークが構築される中で、日常生活自立支援事業等の関連制度と成年後見制度との連携が強化されるべきであり、特に、日常生活自立支援事業の対象者のうち保佐・補助類型の 利用や後見類型への転換が望ましいケースについては、中核機関と連携し成年後見制度へのスムーズな移行等を検討します。

#### エ) 後見人支援機能

中核機関は、親族後見人や市民後見人等の日常的な相談に応じるとともに、必要なケースについて法的な権限を持つ後見人と、本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者（例えば、ケアマネジャー、相談支援専門員、生活保護ケースワーカー、保健師、精神保健福祉士、入所先社会福祉施設、入院先医療機関、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、訪問看護ステーション、民生委員、市担当課など）がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の状況を継続的に把握し適切に対応する体制を作ります。専門的知見が必要であると判断された場合において法律・福祉の専門職が本人を支援することができるよう、専門職団体の協力を得ながら意思決定支援・身上保護を重視した後見活動が円滑に行われるよう支援します。

中核機関は、必要に応じて家庭裁判所と情報を共有し、後見人による事務が本人の意思を尊重し、その身上に配慮して行われるよう、後見人を支援します。特に、本人の福祉・生活の質の向上の観点から、本人と後見人との関係がうまくいかなくなっている場合や他の支援体制への切替えが望ましいと考えられる場合等において、本人の権利擁護を図るために、新たな後見人候補者を推薦するなどの方法による後見人の交代等に迅速・柔軟に対応できるよう、家庭裁判所との連絡調整を行います。

地域連携ネットワークでのチームによる見守りにおいては、移行型任意後見契約が締結されているケースのうち、本人の判断能力が十分でなくなり、さらにはそれを欠く等の状況に至っても任意後見監督人選任の申立てがなされず、本人の権利擁護が適切に行われない状態が継続しているようなケースがないか等にも留意し、チームにおける支援の中でそうしたケースを発見した場合には、速やかに本人の権利擁護につなげます。

#### オ) 不正防止効果

成年後見制度における不正事案は、親族後見人等の理解不足・知識不足

から生じるケースが多くなっているところ、地域連携ネットワークやチームでの見守り体制の整備により、親族後見人等が孤立することなく、日常的に相談等を受けられる体制を整備することで、不正の発生を未然に防ぐ効果もあります。このようなチームの整備等により、本人や親族後見人等を見守る体制が構築されれば、仮に親族後見人等が本人に対する経済的虐待や横領等の不正行為に及んだとしても、その兆候を早期に把握することが可能となり、その時点において、家庭裁判所等と連携して適切な対応をとることにより、被害を最小限に食い止めることにもなります。

また、これまでは、後見人において、財産の保全を最優先に硬直的な運用が行われていたケースについても、本人の生活の状況等に応じ、必要な範囲で本人の財産を積極的に活用しやすくなるなど、より適切・柔軟な運用が広がります。

⑤中核機関の設置・運営形態

ア) 設置の区域

中核機関の設置の区域は、住民に身近な地域である市の区域とします。ただし、中核機関が担う機能によっては、併せて複数の市町にまたがる区域で設置するなどの柔軟な実施体制を検討します。

イ) 設置の主体

設置の主体については、中核機関が行う権利擁護に関する支援の業務が、市の有する個人情報に基づいて行われることや、行政や地域の幅広い関係者との連携及び調整をする必要性などから、市が設置します。

ウ) 運営の主体

中核機関が担う機能について適切な運営が可能となるよう、市による直営及び市からの委託により行います。市が委託する場合の中核機関の運営主体については、業務の中立性・公正性の確保に留意しつつ、専門的業務に継続的に対応する能力を有する法人（例：社会福祉協議会、NPO 法人、公益法人等）を市が適切に選定します。また、市の判断により、地域における取組実績等を踏まえ、一つの機関ではなく、複数の機関に役割を分担して委託等を行うことも検討します。

5. 成年後見市長申立と利用助成の実施

成年後見制度利用支援事業により、成年後見制度を利用したくても、自ら申し立てることが困難であったり、身近に申し立てる親族がいなかったり、申し立ての経費や成年後見人等の報酬を負担できない等の理由により制度を利用できない方に対し、申し立ての支援や助成等を実施し、利用の支援を行います。

6. 三豊市における成年後見制度利用促進に向けた体制整備について

(機能ごとの表、略)

		中核機関	
機能等	地域包括支援センター(直営)	社会福祉協議会(委託)	広域(委託)
	チーム体制調整(地域ケア会議)	親族後見人、市民後見人等に関する日常的な相談、支援	受任者調整
	市長申立て 受任者調整(マッチング)	日常生活自立支援事業からの移行	市民後見人の養成
	任意後見に関する相談		専門的な相談・支援
(共通)周知・開発、制度に関する相談、専門職との連携、家裁との連携			

機能分散型で中核機関の設置を検討することを示しています。

機能分散型での体制整備案を、表に整理して示しています。この時点では、広域の委託先が決定していないため、「広域」という表現で示しています。このように、これから検討して決定する方向性を示す方法もあります。

※資料編 p.116 に関連資料を掲載

### (3) 地域福祉計画等の他の計画と一体的に策定する場合

他の計画と一体的に策定する場合、地域福祉計画に盛り込む場合と、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障害福祉計画と一体的に策定する場合等が考えられます。

#### ①地域福祉計画と一体的に策定する場合

地域福祉計画と一体的に策定する場合、国基本計画で示されている「市町村計画に盛り込むことが望ましい事項」（本手引き p.2 参照）だけでなく、「市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン」（平成 29 年 12 月 12 日付厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）（以降、「地域福祉計画策定ガイドライン」）も踏まえると、計画の内容について検討しやすくなります。

#### 1 市町村地域福祉計画

##### (1) 市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項

- ケ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
- ・認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な者への権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築やその中核となる機関の在り方、権利擁護支援の担い手としての市民後見人等の育成や親族後見人も含めた活動支援の在り方、日常生活自立支援事業の対象とはならないものの判断能力に不安があり金銭管理が必要な者や、身元保証人が存在していないために生活等に困難を抱えている者への支援の在り方（成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）（以下「成年後見制度利用促進法」という。）に規定される市町村計画と一体的なものとするとも考えられる）

（「市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン」

（平成29年12月12日付厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知））

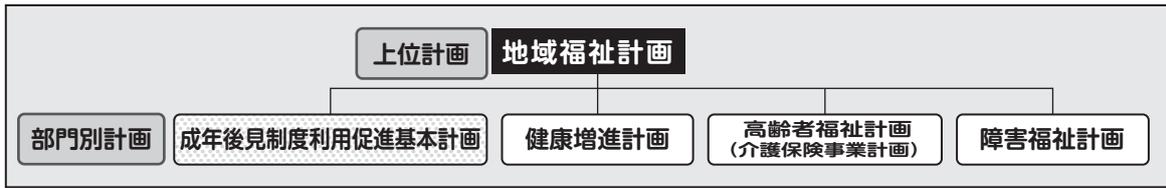
成年後見制度利用促進の施策について、地域福祉計画策定ガイドラインに盛り込むべき事項として示されているのは、以下のようにまとめることができます。

地域福祉計画策定ガイドラインが示す盛り込むべき事項	
A	認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な者への権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築やその中核となる機関の在り方
B	権利擁護支援の担い手としての市民後見人等の育成や親族後見人も含めた活動支援の在り方
C	日常生活自立支援事業の対象とはならないものの判断能力に不安があり金銭管理が必要な者や、身元保証人が存在していないために生活等に困難を抱えている者への支援の在り方

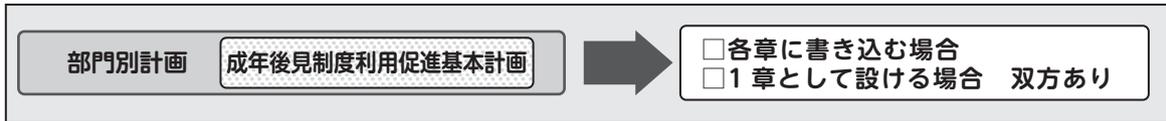
文案例は、本手引き 資料編 p.136 参照

なお、地域福祉計画に方針を書き込んだ上で、成年後見制度利用促進基本計画を単体で策定している場合もあります。どちらかではなく、どちらもという選択肢もあります。

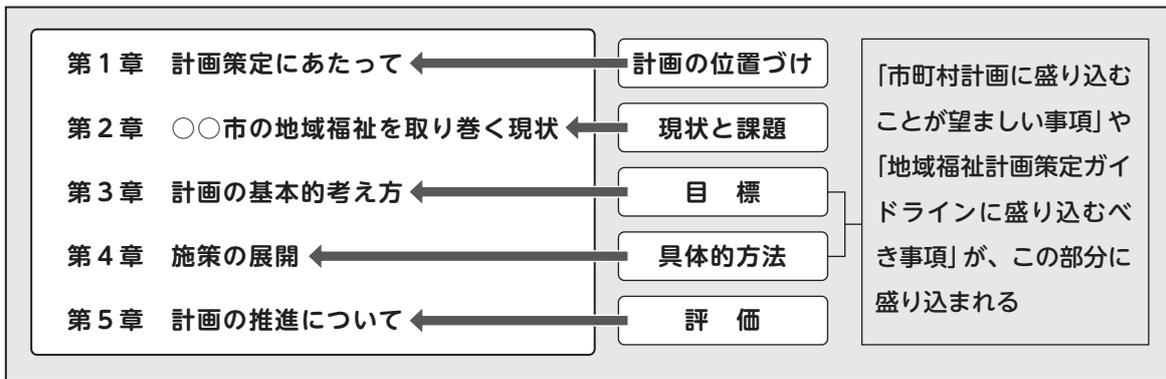
**例 1** 地域福祉計画とは別に部門別計画を策定する場合(地域福祉計画、それぞれの計画を作成する)



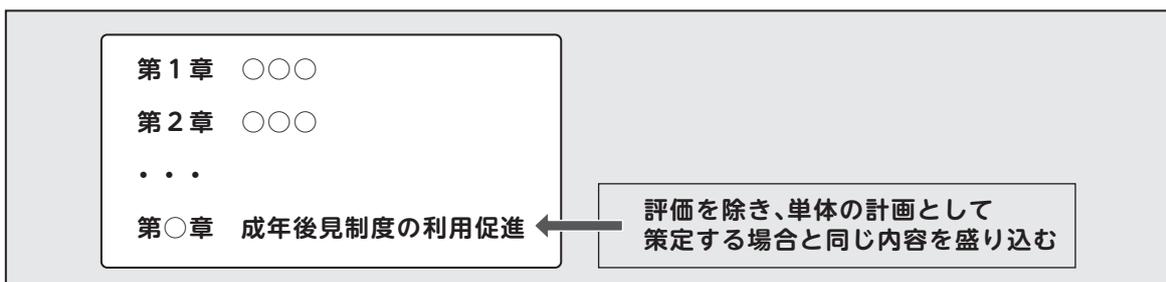
**例 2** 地域福祉計画と一体的に策定する場合(地域福祉計画の中に盛り込む)



**例 2-1** 地域福祉計画と一体的に策定する場合(各章に書き込む場合)



**例 2-2** 地域福祉計画と一体的に策定する場合(1章として設ける場合)



**ポイント!** 成年後見制度に関する専門職団体等や家庭裁判所の関与

地域福祉計画等の他の法定計画と一体的に策定する場合、策定メンバーに成年後見制度に関する専門職団体等が含まれていないことが想定されます。その場合、計画策定前に、成年後見制度に関する専門職団体等に意見を聴取することで、国基本計画を勘案した計画を地域の实情に応じて策定することができます。また、家庭裁判所から実務に関する知見等の提供を受けることで、より実効性の高い計画にすることができます。

宮城県女川町では、地域福祉計画のなかで、権利擁護事業の推進についての町の方針を示しています。

女川町（人口約 6,500 人）は、専門職から町長申立てや虐待対応についての助言を受けられる体制を構築しており、補助類型・保佐類型についても町長申立てを行ってきました。社会福祉協議会が障害分野等の法人後見を担う等、権利擁護支援についてのネットワークを構築してきています。国基本計画が策定される前から、地域福祉計画にこのように記述しています。

### 女川町地域福祉計画（平成 27 年 3 月策定）

#### 第2部 施策の展開

基本目標 2 くらし続けるための仕組みづくり

基本施策 6 権利擁護の充実

#### (1) 権利擁護事業の推進

##### 【課題と方向性】

- 地域に暮らす一人ひとりの町民の尊厳を守るために、虐待防止体制の強化を図り、関係機関とも密接に連携して早期発見対応に取り組む必要があります。
- 成年後見制度や日常生活自立支援事業の認知度を高め、利用を促すとともに、後見活動や日常生活支援を担う後見人や支援員の担い手を増やしていく必要があります。
- 今後の高齢化の進行によって増えることが予想される認知症については、権利擁護の推進だけでなく、町民が認知症による正しい知識を増やし、保健医療機関と連携し、早期診断・早期対応や予防に努める必要があります。
- 成年後見制度は後見人の担い手の不足が指摘されており、専門職後見人を補う市民後見人の役割が期待されています。

##### 【具体的施策】

- ① 権利擁護に関する知識や理解の普及啓発を行ないます。
- ② 成年後見制度の利用促進を行います。本町では成年後見人報酬助成、成年後見町長申立を行っています。今後は相談窓口の周知と制度が必要な町民の利用支援を行います。
- ③ 将来の市民後見人育成に向けた後見制度の周知を行っていきます。
- ④ 現在、社協で行っている法人後見の充実を図ります。

今回の計画見直しの際、国基本計画の「盛り込むことが望ましい事項」として、どこが中核機関なのか、4つの機能の何を担うのかを書き足すことが考えられます。

成年後見制度利用促進基本計画を兼ねていることを計画の位置づけとして明記することで、市町村計画とすることができます。

## ②高齢者福祉計画、障害福祉計画と一体的に策定する場合

成年後見制度利用支援事業の取り組みを、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障害福祉計画に記載している場合は、それらの計画と一体的に策定することもできます。その場合には、各計画に成年後見制度利用促進基本計画を兼ねていることを明示し、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築や中核機関の整備についても記載すると、これまでの取組を踏まえつつ、今後の利用促進に向けた方向性を示すことができます。

### 計画例 4

## 地域福祉計画、高齢者福祉計画、 障害福祉計画と一体的に策定している例 ～ 青森県八戸市

八戸市（人口 230,738 人、高齢化率 29.1%（平成 30 年 3 月 31 日現在））では、平成 23 年頃から、成年後見制度に関する相談の微増、認知症高齢者の徘徊状態での保護の顕在化、職能団体からの担い手不足の指摘等がなされるようになり、同時期にスタートした国の市民後見人養成事業のモデル事業を開始しました。平成 24 年には市民後見人のフォローアップ体制等を協議する場として、市民後見推進協議会を設置、さらに多機関による協働を進めるため、平成 28 年度には「成年後見センター」を設置しました。

計画策定については、既に平成 27 年度に策定した地域福祉計画の権利擁護等関連事項を、同年度策定の市総合計画及び翌年度策定の障害者計画にも反映。予算確保や評価の面で連動を図れるような仕組みとしました。国基本計画の策定に伴う国の説明会のなかで、「市町村計画は既存の法定計画等と一体的に策定する方法も可」という情報を得、改定期にあたる高齢者福祉計画に盛り込むこととし、障害福祉計画と一体的に策定したものです。今後とも、総合計画をはじめ、各計画間での連動を図りながら改定を重ねる予定です。計画策定に当たっての合議機関としては、既存の市の附属機関等を活用しています。

### 八戸市地域福祉計画〔第 3 期（平成 28～32 年度）〕

基本目標 2 個人が尊重され誰もが公平に福祉サービスを受けられる体制の充実

#### 1) 自立支援と権利擁護の推進

生活困窮者への早期支援と自立促進を図るとともに、年齢や障がいの有無の区別なく福祉サービスを受けられる体制の整備や、虐待等の防止に係る取組を推進します。

### ポイント解説

成年後見制度とともに、権利擁護支援の事業と内容、実施主体を整理して示しています。事業ごとに担当課を記載し、庁内の役割分担を明示しています。

## 【推進事業】

	事業名	事業内容	担当課/実施主体
1	生活困窮者自立支援制度	生活困窮者の早期支援と自立促進を図るために、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行う。	生活福祉課
2	日常生活自立支援事業	高齢者や障がい者が地域で安心して生活が送れるように、福祉サービスの利用手続きや日常生活に必要な金銭管理の援助等を行う。	福祉政策課 市社会福祉協議会
3	成年後見制度利用支援事業	高齢者や障がい者などの成年後見制度利用にあたり、必要経費負担能力のない人に対して経費の一部又は全部を助成する。	高齢福祉課 障がい福祉課
4	権利擁護支援事業	市長による成年後見の申立てへの支援や申立て費用及び後見人への報酬費用の助成、障がい者虐待に関する普及啓発活動の推進、虐待対応ケース会議の運営を行う。	障がい福祉課
5	(仮称) 権利擁護センター設置・運営事業	年齢や障がいの有無の区別なく相談対応ができる権利擁護センターを設置し、成年後見制度を推進する。	高齢福祉課
6	虐待等対策事業	高齢者・障がい者・子どもへの虐待、DV、いじめ等について保健・医療・福祉・介護・教育等の関係機関の分野横断的な連携により、総合的な対策を講じる。	福祉政策課
7	高齢者・障がい者虐待対策ケース会議	高齢者及び障がい者虐待に対する支援策や関係機関の連携体制構築などについての意見を聴取する。	高齢福祉課 障がい福祉課

この推進事業については、上位計画である総合計画にも記載することで、市としての施策の方針を明示しています。

## 第7期 八戸市高齢者福祉計画

## 第4章 第4節

## 2 成年後見制度の利用促進

## 《現状》

## ○成年後見制度が必要となる背景

成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な人の財産や権利を保護し、支援していく制度です。

今後、高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者のほか、身寄りのない高齢者や虐待を受ける高齢者も増加することが予想され、成年後見制度への需要が増大すると見込まれます。

## ○成年後見制度の利用支援

成年後見制度に関する相談件数は、権利擁護意識の高まりとともに増加しており、身寄りのない高齢者や虐待を受けた高齢者等、親族による申立てが見込めない人が、認知症や精神疾患等の理由により判断能力が不十分となった際に行う、市長申立ての件数が年々増加しています。

高齢者福祉計画の中に、章立てをして、成年後見制度の利用促進についてまとめています。

《具体的な事務事業と目指す成果》

◇権利擁護支援のためのネットワークづくり

平成 28 年 5 月に設置した八戸市成年後見センター（委託先：八戸市社会福祉協議会）が、地域連携ネットワークの中核機関として、コーディネートしながら機能・役割を担っていきます。

また、従来どおり、成年後見制度の広報・啓発、同制度の利用相談を含めた権利擁護総合相談、後見人支援等、市民後見人の養成・推進に取り組むほか、専門職・関係機関の協力体制を構築し、本人を見守る「チーム」として、意思決定支援・身上保護を重視した後見活動を支援する体制を強化していきます。

特に、権利擁護総合相談では、成年後見制度の利用が必要にも関わらず、本人及び親族による申立てが見込めない場合、市長申立てにつなげ、同制度利用以外にも必要な支援があった場合、関係機関につなぐ等、早期対応支援を行います。

◇成年後見制度の利用の促進に関する調査審議機関の設置

平成 24 年 8 月に専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士）等から構成される市民後見推進協議会を設置し、市民後見の推進に向け、市民後見人の養成や支援体制、成年後見制度に関する実態把握調査等、成年後見制度の利用支援について審議しています。

今後は、この協議会を、成年後見制度の利用の促進に関する調査審議機関として位置づけ、必要に応じて開催し、引き続き成年後見制度の利用の促進について審議を行います。

◇市民後見人の育成・支援体制の整備

2011（平成 23）年度及び 2016（平成 28）年度に、社会貢献への意欲があり、研修を経て一定の知識等を身につけた第三者後見人である市民後見人を養成しました。

今回は 2019 年度の養成を目指しながら、市民後見人候補登録者（市民後見人養成研修修了後、候補者として登録した方）が、適正かつ安定的に活動できるようバックアップ体制を整備するとともに、資質・対応力の向上に向け、登録者を対象としたフォローアップ研修を開催します。

また、市民後見推進協議会では、市民後見人が適正かつ安定的に活動できるよう、必要な事項について意見聴取及び調査審議するほか、家庭裁判所から市民後見人候補者の推薦依頼があった際、被後見人にふさわしい候補者を選出できるよう、受任調整会議を行います。

◇成年後見制度及び成年後見センターの役割、市民後見人の周知の強化

成年後見センターが作成したチラシや成年後見制度を周知するた

- ・成年後見制度利用支援事業のなかで、中核機関をどこが担うのかを記載しています。
- ・地域連携ネットワークの役割である「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」「相談窓口」「意思決定支援・身上保護の重視」について記載しています。
- ・中核機関の 4 つの機能（広報・相談・成年後見制度利用促進・後見人支援機能）や、「チーム」による対応について記載しています。
- ※国基本計画にある「優先して整備すべき機能」やキーワードを意識して記載しています。

既存の協議会を利用促進について審議する場として位置づけることを記載しています。

4 つの機能の中で、重点的に取り組む「市民後見人の育成」「市民後見人の支援体制・受任調整」について記しています。

- ・制度の周知は、市民後見人の有志の協力を得ることを記載しています。
- ・成年後見セミナーは、広域で取組むことを記載しています。
- ※なお広域での取組は「連携中枢都市圏ビジョン」にも記載しています。

めのパンフレットを、センターに来所した相談者や研修の参加者へ配布します。

また、成年後見センターや市民後見人の有志による、成年後見制度に関する出前講座を開催するほか、成年後見セミナーを連携中枢都市圏の事業に位置付け、制度の周知に取り組みます。

#### 《目標とする指標》

	現状値 (H28年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度	2020年度
市民後見人登録者数	21人	21人	40人	40人
市民後見人推薦件数	1件	2件	2件	3件
市民後見推進協議会開催回数	5回	5回	5回	5回
市民後見人フォローアップ研修開催回数	4回	4回	4回	4回
市民後見人フォローアップ研修出席率	82.7%	85%	85%	85%
成年後見センター相談件数	307件	320件	330件	340件
市長申立て件数	3件	15件	20件	25件

- ・数値目標は、担い手となる市民後見人養成に関するものとなっています。
- ・必要な人が使えるよう体制整備を図るという基本計画の趣旨と合致しています。

### 八戸市障害福祉計画〔第5期計画（平成30年度～平成32年度）〕

#### 第4章 2 地域生活支援事業の見込量と確保策

##### (1) ④成年後見制度利用支援事業

知的障がい者や精神障がい者が成年後見制度を利用する際に、利用に要する費用を補助する事業です。

名称	内容
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用に要する費用（登記手数料、鑑定費用等）の全部又は一部を補助します。

障害者計画でも成年後見制度について触れており、具体的な施策の方針を障害福祉計画に記載しています。

#### ■サービス見込量

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	実績値	実績値	見込み
成年後見制度利用支援事業	0	1	8



(単位：人)

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
成年後見制度利用支援事業	8	10	12

サービス見込量について、これまでの実績と見込量を数字で示しています。  
(平成29年度～平成32年度は見込値)

障がい者の介護者の高齢化等に伴い、今後、成年後見が必要な障がい者が増加すると考えられます。

### ■確保のための方策

障がい者本人や家族等からの成年後見に関する相談に応じて、必要な情報や助言を提供するために平成 28 年度に設置された八戸市成年後見センターと連携をして、当事業の周知に努めます。

中核機関である八戸市成年後見センターとの連携、相談・周知について記載しています。

### ⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見等を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するための事業です。

成年後見制度利用支援事業のなかで、利用促進について記載しています。

名称	内容
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するため、法人後見実施団体等に研修、その他の支援を行います。

### ■サービス見込量

(実施の有無)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	実績値	実績値	見込み
成年後見制度法人後見支援事業	無	無	無



(実施の有無)

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
成年後見制度法人後見支援事業	無	無	無

障がい者を介護する方の高齢化等に伴い、成年後見制度の利用が必要な障がい者が今後増加することが見込まれ、将来に向けて法人後見実施団体の育成が必要になると思われれます。

一方、法人後見実施団体は、基本的には本人（依頼人）からの報酬により団体の運営費（活動費）を賄うこととなりますが、本人の状況や報酬額が不確定のため、全国的にも積極的に取り組む法人は少なく、本市においても実施している団体はありません。

法人後見実施団体の育成をどのようにすすめるか、検討方法を示しています。

### ■確保のための方策

今後は法人後見実施団体になりうる団体に対して意向調査を行う等、実態把握に努め、関係課と連携して情報共有をすることで、本市に合った事業のあり方を検討していきます。

※資料編 p.117 に  
関連資料を掲載

## 八戸市の成年後見制度関連の事業・取組の経過

年度	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)
市民後見推進事業	養成研修 (モデル事業)	市民後見推進協議会 フォローアップ研修 (市直営) はちのへ市民後見人連絡会への支援	■ 条例に基づく附属機関へ ■ 第1号市民後見人誕生	(年4～6回)		養成研修  委託で実施 (後見センター)		(年4回)	養成研修 (広域・初)  広域で実施 (委託)
成年後見センター (中核機関)		成年後見センター構想		市と市社協で、適宜意見交換や 視察報告会を実施		センター設置 (H28年5月～) 相談・啓発・ 市民後見推進		【機能強化】 成年後見ネットワーク会議 の設置	
市の関連計画 (今期)					H27: 第3期地域福祉計画 (H28～H32) 策定 第6次総合計画 (H28～H32) 策定	H28: 八戸圏域連携中核都市圏ビジョン (H29～H33) 策定 第3次障害者計画 (H29～H35) 策定	H29: 第5期障害者福祉計画 (H30～H32) 策定 H29: 八戸圏域 成年後見制度実態把握調査 (8市町村)		H29: 第7期高齢者福祉計画 (H30～H32) 策定

## 3. 効果的な計画策定のプロセス

### (1) 担当課の決定

#### ポイント

- ①どの課が主担当になったとしても、関連する部署全体で取り組むことになる
- ②担当課を中心に最小単位で開始し、順次、関連部署に参画してもらう

#### ちょっと解説

- ①成年後見制度利用促進の取組は、様々な法律や制度に関連しており、関係する部署が連携して取り組む必要があります。そのため、主体となって庁内等の調整を図る担当を決めておくスムーズに計画を策定することができます。
- ②さらに、権利擁護支援や成年後見制度利用の関係者は、庁内でも多分野にわたることから、検討作業を「庁内の共働の場」ととらえると、庁内連携の体制構築の第一歩とすることができます。その際、最初から関係するすべての課で協議しようと思わず、まずは、最少単位で協議を開始し、順次、関係する部署を増やしていくことも考えられます。
- ③担当課を決定する期限を決めて協議をすることで、着実に計画策定のプロセスを進めることができます。

### ◇本事業アンケート調査（平成30年10月当委員会実施。回答1,091市町村）結果から

既に「担当部署を決めている（協議・決定を実施）」は、19.1%。「これから取り組む予定」が25.4%でした。担当課が決定している208自治体のうち、記載のあった192自治体の回答をみると、高齢福祉（53自治体）、地域福祉（35自治体）、福祉総務等（31自治体）、もともと成年後見制度を担当していた部署（29自治体）。「2つ以上の部署で合同担当」と言う自治体も14自治体。それぞれの自治体からは、担当課を決定した経緯として次のような意見が見られました。

- ・ 高齢分野が申立て件数及び報酬助成の件数が多い。（高齢福祉）
- ・ 権利擁護サポートセンターの委託元であり、地域福祉計画の所管課でもあるため。（地域福祉担当）
- ・ 高齢福祉及び障害福祉の両方を所管しているため。（福祉総務）

※回答結果の詳細は、『「成年後見制度の利用促進を目的とした市町村計画策定支援のための調査研究事業」報告書』（平成31（2019）年3月、一般財団法人 日本総合研究所）を参照。

### ▶ 市町村の取組から

愛知県豊田市では、成年後見支援センターを立ち上げる際、当初から、権利擁護に関係の深い、地域福祉課（当時）と障害福祉課で、複数担当として庁内検討に入りました。具体的な検討段階では、生活保護や生活困窮等関係の深い事業担当の生活福祉課も参画しました。

#### 必要性の整理段階（平成27年の秋頃～翌年2月までの期限付き）

所属	役割
地域福祉課（当時）	・ ニーズ調査（高齢者） ・ 視察地の選定、調整
障がい福祉課	・ ニーズ調査（障がい者） ・ 調査結果の取りまとめ、資料作成

#### 具体的な検討段階（平成28年4月～12月末）

所属	役割
地域福祉課（当時）	・ 設立検討委員会の開催調整 ・ 予算や議会等の対応 ・ 対外周知・説明
障がい福祉課	・ 具体的な仕組み検討
生活福祉課	・ 生活保護ケースの状況反映 ・ 生活困窮者自立支援事業との調整

※成年後見制度利用促進ニュースレター 第3号（平成30年6月5日）より引用。

## (2) スケジュールの決定

### ポイント

- ① おおよその策定期間を定め、逆算して、何をどのタイミングで話し合い、いつまでに準備するかを考える
- ② 計画策定の手続きについて、どのような方法を選択するのか、他の計画を策定したときの手順やスケジュールも参考にする

### ちょっと解説

- ① ゴールとなる計画策定の時期を見据えた上で、逆算してどのタイミングで、どういう事柄について決めておく必要があるのか。おおよそのアウトラインを最初に定めます。その際、ある程度計画策定の方法（単体で策定か、他の計画と一体的に策定か）等のイメージを調整・共有しておくことが必要です。
- ② 新たに条例制定や審議会設置をするか、既存の合議体を活用するか、議会に諮る必要があるか等、計画策定にあたっては、複数の方法があります。庁内で他の計画を策定したときの手順や、他自治体の事例等を踏まえて、検討していくことが有効です。
- ③ 次ページで示している例は、まずは市町村計画を策定し、合意形成を図ったうえで、予算を確保する場合のスケジュールです。必要な予算を確保してから、計画策定に取り組む場合は、財政当局と調整のうえ、予算編成スケジュールも加味して進めることになります。

※ 議会で議決する事件は、地方自治法第96条に基づきますが、同条に規定される以外のもので、議決の可否を規定しているのは各市町村の条例等です。当該市町村計画、特に他計画一体型の場合は計画策定のプロセスに議決が必要かどうかを事前に確認しておき、適切なスケジュール設定を行う必要があります。（資料編 p.116 参照）



### ポイント！！ 広域整備の場合の計画策定の考え方（再掲）

#### 中核機関を広域で設置する場合、各自治体で市町村計画を策定します

中核機関を広域で整備することと、市町村計画を広域で策定することは、分けて考えられます。中核機関を近隣の自治体と共同で広域で整備する場合でも、市町村計画はそれぞれの自治体で策定します。

この場合、各市町村計画には、どの機関を中核機関とするかを記載したうえで、別途、中核機関の事業計画等で具体的な取組方針を共有します。その事業計画等をもとに、各自治体が連携して取り組むことになります。

▶ 具体例

検討開始当初から、計画策定までを1年9ヶ月と目標設定した三豊市の例  
(体制整備と一体的に検討)

計画策定のための準備

	庁内	庁外	ポイント
H29.6 [スタート]	国・県説明会を受けて、地域包括支援センター専門職同士で情報共有と検討 (審議会の設置の必要性を共有)		⇒早期の関係者間での情報共有と見立て・方針の共有 【横断的計画的な推進に向けたな意思決定機関の必要性の認識】 ⇒当面のゴールの設定
～	庁内調整 庶務担当を地域包括に置く		⇒成年後見センターが未設置の中で、首長申立て等の実績を優先【直営包括の強み】
H30.1 [半年後]	審議会設立準備会①の開催 ※内規に基づく設置 【庁内メンバー】 ・福祉事務所 福祉課長 ・介護保険課長 ・地域包括センター長 【協議】 ・法律説明、まちの現状共有	準備会委員として参画 ・医師会 ・社協 権利擁護担当 ・弁護士会 ・司法書士会 ・ばあとなあ ・家裁（オブザーバー参加）	⇒審議会設立準備会の段階から、専門職、司法関係者が参画 (審議会のコア部門形成) ⇒審議会の位置づけ 地域ケア推進会議と連動させる
H30.3 [9ヶ月後]	地域福祉計画、介護保険事業計画、障害者福祉計画の改定に合わせ、いったん成年後見利用促進について書き込み		⇒地域福祉計画に掲載することで議会等での進行管理を可能とする
H30.5 [11ヶ月後]	審議会設立準備会②の開催 【協議】 ・体制整備についての説明とイメージの共有		⇒審議会設立準備会では、早い段階での審議会の設置を優先し、協議事項を絞り込んだ ⇒審議会設立準備会を進める中で、審議会メンバーの拡大の必要性を検討【高齢・障害の介護・相談事業所を追加】 ⇒機能分散型中核機関の設置をイメージ
H30.7 [1年後]	審議会設置のための条例策定検討（庁内調整）		
H30.10 [1年3ヶ月後]	議会最終日に条例制定（設置条例）		
H30.11 [1年4ヶ月後]	第1回審議会開催		

合議体による計画策定

	庁内	庁外	ポイント
H30.11 [1年4ヶ月後]	審議会にて利用促進計画審議		
H31.1 [1年7ヶ月後]		計画素案パブリックコメント	
H31.4 [1年9ヶ月後]	中核機関の設置、市町村計画の策定を目指す		

効果的な計画策定のプロセス

### (3) 現状の確認

#### ポイント

- ①関連する計画等で示されているデータを参考に、権利擁護支援の必要性を量的に把握することができる
- ②量的なデータとあわせて、ニーズの質的な特徴を把握すると体制整備の面からも効果的
- ③把握したニーズについて、社会資源や施策の現状など、市町村としての対応状況を確認する

#### ちょっと解説

- ①介護保険事業計画（日常生活圏域調査）、障害福祉計画、地域福祉計画等、既存の行政計画等のなかでも、関連データは蓄積されているので、各担当課に確認してデータを持ち寄ることができます。
- ②地域の民生委員、社会福祉協議会権利擁護担当職員、弁護士・司法書士・社会福祉士・MSW・PSW・施設職員等、日頃から地域住民や利用者と接している専門職等とのインフォーマルな形式での意見交換は、地域の現状を知る絶好の機会です。顔の見える関係づくりにもなり、体制整備に向けた連携・協働の第一歩となります。
- ③あわせて、自治体における相談窓口、権利擁護に関する専門機関、専門職の活動状況、権利擁護・成年後見制度関連の施策の現状、将来人口の推移等を把握することで、課題の洗い出しができます。その際、任意後見、保佐・補助類型も含めた成年後見制度の早期利用を念頭においた資源を把握すると、本人の権利擁護を早期の段階から図る体制整備に活かすことができます。

## ▶ 具体例

### ◇ 家庭裁判所や成年後見制度に関する専門職団体等との連携・協働

成年後見制度利用促進の取組については、ア 家庭裁判所が適切な後見人等を選任することができるようにするための方策検討、イ 家庭裁判所から地方自治体への統計数値の提供、ウ 診断書の様式改訂等が進められており、裁判所と地方自治体との連携を促進させていく方針がとられています。

家庭裁判所や成年後見制度に関する専門職団体等との情報共有等については、個々の自治体職員にとってはなかなか馴染もなく、また、逆に家庭裁判所や専門職団体から見ても、個別の対応は人員等の関係から物理的に困難な状況にあると思われます。このような情報共有については、都道府県が、家庭裁判所や専門職団体との連携を図りながら、管内広域での情報共有・交換の場を設定することでより効果的に取組が進められます。

### ◇ 現在、よく使われているニーズ調査の項目例 [成年後見制度利用促進ニュースレター第7号を参考に作成]

#### 事業者等に、成年後見制度の利用が必要だと思われる人の数を聞くパターン

##### ①調査の対象となる事業者等の例

- |   |  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 高齢者施設</li> <li><input type="radio"/> 地域包括支援センター</li> <li><input type="radio"/> 介護支援専門員</li> <li><input type="radio"/> 相談支援専門員</li> <li><input type="radio"/> 市町村社会福祉協議会</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 日常生活自立支援事業専門員</li> <li><input type="radio"/> 民生委員</li> <li><input type="radio"/> 病院、医療機関</li> <li><input type="radio"/> 金融機関</li> <li><input type="radio"/> 福祉用具貸与・販売事業所 等</li> </ul> |
|---|--|

##### ②調査の内容の例

- ・ 後見類型相当、保佐類型相当、補助類型相当の人数を聞く  
 ※聞く時に、それぞれの類型の人の状態像を説明する必要があります
- ・ 成年後見制度の利用が必要と思われる状態像を明示して聞く

##### ※状態像の例

- ・ 本人の判断能力が不十分であるため、治療や介護・福祉サービスの必要性や契約を理解できずに、支援が進まない。
- ・ 本人の判断能力が不十分であるため、治療や介護・福祉サービスの全部または一部を受け入れない。
- ・ 本人の判断能力が不十分であるが、本人名義の土地や建物、有価証券等の資産を有し、その管理が適切でない。
- ・ 本人の判断能力が不十分であるため、商品を次々購入するなど、収入に見合った適切な支出ができない。家計管理ができない。
- ・ 税や保険料、利用料などを現に滞納、又は負債があるが、本人の判断能力が不十分であるため、適切に返済等の対応ができていない。
- ・ 本人の判断能力が不十分であるため、預金や年金を取り上げられるなど、経済的虐待や金銭搾取を受けている又はその疑いがある。
- ・ 上記以外の虐待（身体的・性的・心理的・ネグレクトなど）を受けている又はその疑いがある。
- ・ 本人の判断能力が不十分であるため、消費者被害や悪徳業者につきまといわれている又はその疑いがある。
- ・ 本人の判断能力が不十分であるため、不動産の処分や遺産分割協議、相続などの日常的な金銭管理を超える法律行為を行えない。
- ・ 上記のような課題を抱える可能性はあるが、親や兄弟等が健在であるので、今は特に問題がない。
- ・ 本人の判断能力が不十分であるために、その他困難な事情があるが、適切に対応できていない。

※巻末資料編 p.122 に、豊田市のアンケート調査票を掲載しています。

**参考) 権利擁護支援のニーズを概算で把握する例**

ニーズは、例えば以下のような数字からも把握することができると考えられます。各担当部署や相談窓口の持つ情報や、既存の関連計画等の記載も参考になります。

- ・ 高齢、障害等各課の首長申立て数の推移
- ・ 認知症高齢者数、知的障害者、精神障害者数と推移
- ・ 社会福祉協議会日常生活自立支援事業利用者数、成年後見制度への移行者数
- ・ 退院、退所等の地域移行の障害者の状況
- ・ 虐待を受けた高齢者、障害者等
- ・ 生活困窮者自立支援法に基づく相談件数
- ・ 75歳以上の単身の高齢者、或いは高齢夫婦世帯数
- ・ 高齢の親と障害のある子どもの世帯数
- ・ 消費者被害相談件数

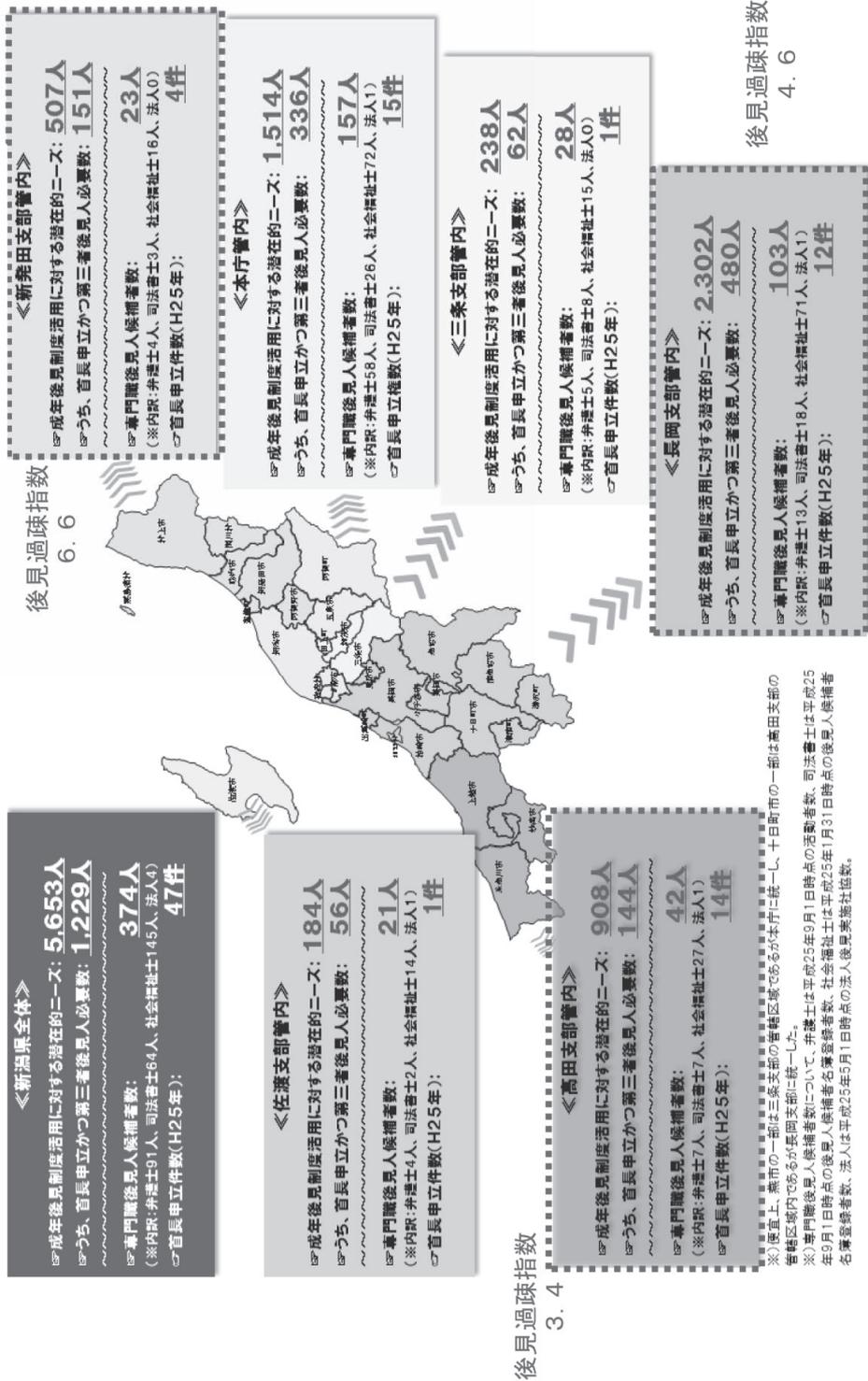
◇都道府県におけるニーズ調査の取組

- ・ 検討に向けた広域での場の設定  
 県内ブロックごとに、自治体間の情報交換を図ったり、成年後見制度に関する専門職団体等、家庭裁判所との連絡調整を支援しています。【埼玉県、神奈川県】（詳細は、II 埼玉県 p.73、神奈川県 p.76参照）
- ・ 新潟県・新潟県社会福祉協議会では、協働して、毎年成年後見ニーズ等に係る実態調査を実施。圏域ごとの実態を把握することで、各地域の計画的な整備に活かしています。（次頁参照）

**参考 新潟県社会福祉協議会が平成25年度に実施した実態把握調査の対象・フレームと家庭裁判所支部別に落とし込んだ潜在的ニーズの状況平成25年度時点**

調査の種類	目的	対象等
社会福祉施設・事業所等における成年後見制度に関する実態把握調査	県内の社会福祉施設・事業所等における成年後見制度の活用に対するニーズ把握	県内の福祉施設・事業所等
日常生活自立支援事業利用者における成年後見制度への要移行状況調査	日常生活自立支援事業利用者における成年後見制度の活用に対するニーズ把握	日常生活自立支援事業における基幹的社会福祉協議会
成年後見事件に関する実態把握調査	県内における成年後見事件の状況把握	家庭裁判所
専門職後見人団体の活動状況に関するアンケート調査	県内の専門職後見人団体（会員）の活動状況の把握	弁護士会、司法書士会、社会福祉士会
社会福祉協議会における法人後見実施状況調査	県内の市町村社会福祉協議会における法人後見への取り組み状況の把握	県内の市町村社会福祉協議会
成年後見制度利用支援事業等に関する実態把握調査	県内における成年後見制度利用支援事業等の実施状況の把握	県内市町村

# 需給バランスを地域別に見ると...



1

資料：「成年後見制度に関する実態把握調査結果」（平成25年11月新潟県社会福祉協議会）新潟県社会福祉協議会HPより引用

## (4) 課題整理

### ポイント

- ①把握したニーズに対応する受け皿や、現状の施策の課題を整理する
- ②課題とともに、既に対応できていることや、うまく機能していることについても挙げる
- ③他の行政計画等で示している「地域の目指す姿」との整合を図ると、計画の実効性を高めることができる

### ちょっと解説

- ①把握したニーズに対応する受け皿や施策の振り返りを行う上では、庁内の福祉以外の部門や多職種の専門職も含め、様々な視点で多面的に捉えていくことが大切です。
- ②国基本計画では、地域の実情に応じて、既にある仕組みを活かした体制整備を行うこととされています。既に自治体内で取り組んでいることの中に、「中核機関」や「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の役割を果たしているものもあります。また、最初からすべての役割を担わなくても、段階的に整備を進めることもできます。
- ③計画を策定するプロセスを通して、自治体の総合的な計画や地域福祉計画、高齢・障害分野の法定計画等関連する計画において描かれている地域の将来の姿を、権利擁護支援の側面から手厚くしていくことにつながります。自治体で策定している他の計画との整合を図ることは、取り組みを着実に進めていくためのポイントです。

## ▶ 具体例

## ◇確認してみよう①！ 既存の協議体やネットワークの運用状況

## ・既にある仕組みを活用する

例えば、自治体内の現状の取組について、以下のような観点から見直すことが考えられます。

- 地域包括支援センター等の相談窓口と権利擁護支援の現状
  - 相談のうち、権利擁護支援や成年後見制度利用が必要と思われるケースは、どのような流れで、具体的な支援につながる仕組みになっているだろうか
- 介護保険における地域ケア会議、協議体、障害分野の自立支援協議会等の権利擁護に関する協議の仕組みと運用状況
- 権利擁護センター、成年後見センター等の後見実施機関の設置（既設の有無）・運用状況（有している機能）



## 国基本計画 p.9～10 抜粋

従来の保健・医療・福祉の連携（医療・福祉につながる仕組み）だけでなく、新たに、司法も含めた連携の仕組み（権利擁護支援の地域連携ネットワーク）を構築する必要がある

- ア) 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- イ) 早期の段階からの相談・対応体制の整備
- ウ) 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

## ◇確認してみよう②！ わが町の「強み」

不足していることや課題だけでなく、うまく機能していること、資源としての強みなどについても挙げてみる

- ケース対応について、困った時に庁内外の専門職等に相談できる。
- ケース対応について、法律職と連携して進めた経験がある。
- 対象別のパンフレット配布や勉強会の開催などを通じて、権利擁護や成年後見制度に関する相談窓口を周知している。
- 地域包括支援センターや社会福祉協議会等の権利擁護に関する相談窓口から、地域の権利擁護に関する相談の特徴や傾向等について話し合う機会を設けている。

## (5) 計画策定メンバーの決定

### ポイント

- ①司法関係者の関与・参画により、法的な観点から計画を確認することができる
- ②計画の策定方法（単体の計画として策定するか、地域福祉計画等と一体的に策定するか）によって計画策定メンバーは変わる
- ③自治体内の仕組みや、これまでの前例を参考にする

※本「手引き」では、司法関係者とは、法律関係の学識者、弁護士、司法書士等の法律専門職やオブザーバーとしての家庭裁判所等をさしています。

### ちょっと解説

- ①計画を策定するプロセスは、福祉関係者と司法関係者の連携による体制構築の一環といえます。しかしながら、地域によっては、管内に司法関係者がいないという場合も想定されます。そうしたところでは、例えば専門職団体の都道府県支部に派遣を依頼する、都道府県に仲介を依頼する等の工夫が考えられます。
- ②地域福祉計画など、既存の計画と一体的に策定する場合、計画策定メンバーやオブザーバーとして司法関係者が関与・参画していないケースも想定されます。その場合は、司法関係者にオブザーバーとして参加してもらう、あるいは別途、意見交換等の機会を設定するなどにより、司法関係者の関与・参画が得られると、法的な観点から計画案をチェックしてもらうことができます。
- ③国基本計画では、成年後見制度利用促進法第14条第2項において条例で定めるとされている審議会その他の合議制の機関を活用し、市町村計画の検討・策定を進めるとされています。具体的には自治体によって複数の方法が想定されます。自治体内の仕組みやこれまでの前例を確認します。

## ▶ 具体例

### ◇ 計画策定メンバーの例

<input type="radio"/> 地域福祉担当部署	<input type="radio"/> 社会福祉協議会
<input type="radio"/> 福祉総務担当部署	<input type="radio"/> 医療関係団体
<input type="radio"/> 高齢福祉・介護保険担当部署	<input type="radio"/> 福祉関係団体
<input type="radio"/> 障害福祉担当部署	<input type="radio"/> 当事者団体・家族会
<input type="radio"/> 生活保護・生活困窮担当部署	<input type="radio"/> 学識者
<input type="radio"/> 地域包括支援センター	<input type="radio"/> NPO・ボランティア団体
<input type="radio"/> 障害者相談支援事業所連絡会	<input type="radio"/> 後見実施機関・法人
<input type="radio"/> 居宅介護支援事業所連絡会	<input type="radio"/> 民生委員
<input type="radio"/> 弁護士会	<input type="radio"/> 自治会等地域関係団体
<input type="radio"/> 司法書士会	<input type="radio"/> 金融機関
<input type="radio"/> 社会福祉士会	<input type="radio"/> 家庭裁判所（オブザーバー）
<input type="radio"/> その他士業団体	<input type="radio"/> その他

### ◇ 市町村の取組から

例えば地域ケア推進会議を活用する場合、司法関係者のみならず、障害部門の関係者も含まれていないことがあります。その場合は、相談支援専門員や障害当事者団体等にスポット的な参画を依頼するなど、当該会議体以外の分野の状況も十分に加味できるような対応が必要です。また、既存の成年後見センター運営委員会の活用は効果的な手法として位置づけられますが、その場合も、計画の策定主体である市町村の参画は必須となることに留意が必要です。

### ◇ 本事業アンケート結果から（市町村 平成30年10月実施）

- ▶ 既に計画策定に向けた合議体を設置済と回答した68自治体の設置方法をみると、最も多かったのは、「他の計画策定のための審議会等を活用」で46%が該当。次いで「体制整備の合議体と一体的に設置」が37%、「計画策定のために設置した合議体」が15%でした。
- ▶ 合議体の設置方法としては、「内部要綱による設置」が50%と半数に上りました。次いで「条例に基づく審議会設置」が32%、「地方自治法に基づく附属機関としての設置」が9%でした。
- ▶ 合議体の参画メンバーとして、成年後見制度に関する専門職団体等（弁護士、司法書士、社会福祉士等の職能団体）をあげたのは各50%程度、家庭裁判所の参画は25%に留まっています。地域によっては、当該市町村に司法関係者が不在等の理由で、合議体に参加してもらうことが難しいことも考えられますが、その場合は、前述のような都道府県による広域での調整等が有効と思われます。

## (6) 市町村計画案の作成

### ポイント

※関連して  
53頁を参照

- ①全国どの地域においても、必要な人が成年後見制度を利用できるように、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築することは、誰もが住み慣れた地域で、尊厳をもってその人らしい生活を継続することができる地域共生社会の実現につながるもの
- ②具体的な施策を計画として策定することで、関係者の合意形成をはかり、自治体としての方向性を明示することができる

### ちょっと解説

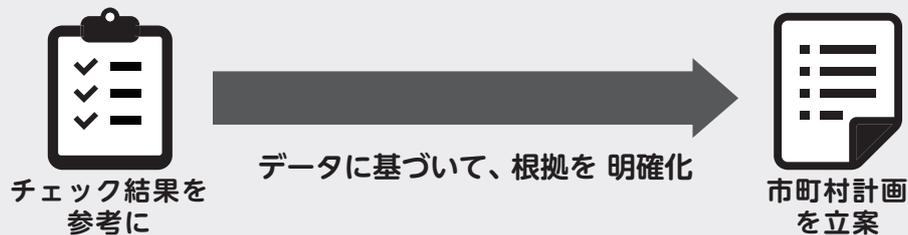
- ①権利擁護支援の地域連携ネットワークの役割を充実させていくことを目標とし、中核機関の具体的体制整備を考えると、どこから着手すればよいか考えやすくなります。すべての機能を網羅した体制を一度に整備できない場合も、段階的に体制整備をしていくことを示すことで関係者・関係機関の協力を得られやすくなります。
- ②市町村において「チーム」「協議会」「中核機関」の整備をどのように具体化していくのか（検討に入る場合も含めて）書き込んでおくと、国の計画を勘案した権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築していることを明示できます。



### ポイント！成年後見制度利用促進の取組状況について皆でチェックしてみよう

※計画策定にあたっては、地域の実情に応じて、地域住民や関係者・関係機関など、様々な意見を取り入れ、検討することが必要です。

※例えば、下表にあげた成年後見制度利用の状況、成年後見制度についての相談、市町村長申立て件数について、複数の方でチェックをしてみてください。なぜそのような回答になったのか、計画策定メンバーと話し合うことで、課題意識を共有することができます。また、チェックは各自で判断しても構いませんが、その結果を計画の根拠とするためには、どのようなデータが必要なのか、協議・検討することになります。



### Q. 成年後見制度に関する現在の状況について、チェックしてみよう

(次ページに取組方策が記載されていますので、参考にしてください)

成年後見制度利用の状況	認知症高齢者数、単身高齢者数、高齢者のみ世帯数の増加や潜在的後見ニーズと比較して、専門職後見人等の担い手が少ないと思う。	B
成年後見制度についての相談	権利擁護支援や成年後見制度利用に関する相談がない(少ない)。	A
	成年後見制度に関する相談が、3年前と比べて増えている。	AとB
	成年後見制度を利用している人(の親族を含む)からの相談が増えている。	BとC
市町村長申立て	市町村長申立てをしても、後見人選任までに時間がかかる。	C

※上記はあくまで参考のため整理したものです。利用者数、相談数、市町村長申立て件数が多い・少ないということについて、絶対的な基準があるわけではありません。

**チェック結果** (以下の施策に限定するものではありません。あくまで参考にご覧ください)

### Aが多かった場合・・・ 相談窓口の明示と広報から取り組む

Aが多かった自治体は、成年後見制度がよく知られておらず、十分に活用されていない実態があると思われます。相談数が少ないことは、ニーズがないことを示しているのではなく、相談できる窓口が知られていない可能性があります。

そのような場合には、次のような取組・施策が考えられます。

目標	権利擁護支援の必要な人の発見・支援 早期の段階からの相談・対応体制の整備
施策	中核機関の広報機能、相談機能の充実を図る。 ・成年後見制度の相談窓口の設置や明示 ・相談支援事業所、地域包括支援センター、ケアマネジャー、介護・福祉サービス事業所、医療機関、金融機関等への広報・周知活動

### Bが多かった場合・・・ 受け皿の拡大から取り組む

Bが多かった自治体は、成年後見制度を利用したくても、後見人の担い手など、受け皿が不足しているため、利用できない実態があると思われます。必要な人が成年後見制度を利用できるよう、体制整備を図る必要があります。

そのような場合には、次のような取組・施策が考えられます。

目標	成年後見人等の確保・養成
施策	成年後見制度利用促進機能の充実を図る。 ・市民後見人の養成と支援体制を整備 ・法人後見実施機関の養成に着手

### Cが多かった場合・・・ 受任者調整と後見人支援から取り組む

Cが多かった自治体は、成年後見制度の利用や市町村長申立てが行われていますが、より本人に寄り添った、利用者がメリットを実感できる制度の運用のための体制整備が求められます。

そのような場合には、次のような取組・施策が考えられます。

目標	意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築
施策	中核機関の成年後見制度利用促進機能や後見人支援機能の充実を図る。 ・受任者調整会議の実施（市民後見、法人後見、専門職後見、親族後見） ・後見人支援体制の整備（市民後見人、親族後見人への支援のための相談会の実施、連絡会の実施）

▶ 具体例

◇ 市町村の取組から 他の計画との関係を分かりやすく図示しています。

他の計画との関係性 他の計画の次回更新時での対応の考え方（香川県三豊市 再掲）

今回策定する基本計画は平成31（2019）年度から平成34（2022）年度までの4か年です。

今後、高齢者福祉計画、障害者福祉計画及び地域福祉計画の見直しに伴い、本計画を該当する部分に統合していく予定です。

年度	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)
計 画	高齢者福祉計画・障害者福祉計画			次期計画		
	地域福祉計画				↑	次期計画
			成年後見制度利用促進基本計画			↗

「三豊市成年後見制度後見制度利用促進基本計画」より引用。

## (7) 意見の聞き取りと反映

### ポイント

- ①地域の権利擁護支援について、広く地域住民の理解を得て合意形成を図るため、地域住民からの意見を聴くことが重要な計画策定プロセスの一つである
- ②認知症当事者団体や障がい当事者団体、家族会等が、計画策定メンバーに入っていない場合、当該団体等から成年後見制度の利用に関係する意見を聞き取り、計画に反映する
- ③自治体の条例や要綱に基づく「パブリックコメント」には、一定のルールがあることから、策定期間から逆算して設定する

### ちょっと解説

- ①市町村計画に書き込む内容は、判断能力が不十分な住民への支援ですが、そのような人は自ら発信することが基本的に困難な状態にある場合があります。認知症当事者団体や障がい当事者団体・家族会等の参画により、意見を聞くことが重要です。具体的には、策定のための合議体への参画とともに、当事者団体等へのヒアリングや調査を行うことなどが考えられます。
- ②パブリックコメントやワークショップなど手法はさまざまあり、地域共生社会の実現や地域社会全体で権利擁護支援を図る観点から、当事者団体等のみならず、広く住民からの意見聴取を行うことも効果的です。



## 市町村計画だからこそ出来る意見の聞き取りと反映のチャンスを見逃さない

高崎健康福祉大学 社会福祉学科 大口 達也

### 1. パブリックコメントの課題

市町村計画に関わらず、地域福祉計画や介護保険事業計画等、行政の福祉計画ではパブリックコメントを行うことが一般的です。しかし、特に何も考えずに、パブリックコメントを実施すると、以下のような課題が発生することがあります。

- ・パブリックコメントをインターネットで募集したがコメントがなかった
- ・いつも同じ個人、関係者・団体からのコメントになってしまう
- ・多くのパブリックコメントをもらっても、計画に反映しづらい
- ・計画の内容とは異なったパブリックコメントが寄せられることがある 等

パブリックコメントなど、広く地域住民の意見を聴くことは、市町村計画を策定する上で重要なプロセスであると同時に、工夫次第で、計画の内容を充実させることが出来るチャンスでもあります。うまく運用するためには、どうしたらよいのでしょうか。

## 2. 計画策定のどの段階で、意見の聞き取りを行うか

通常、「完成にほぼ近い計画を示して、意見の聞き取りを行う」という考えが一般的です。しかし、地域福祉計画においては、住民懇談会等のワークショップの手法を用いて、「計画策定の初期段階から、意見の聞き取りを行う」ということも実践されています。

意見の聞き取りは、計画策定の様々な段階で行うことが可能で、それぞれの段階で聞き取れる内容も異なってきます。

【初期段階】 どのような計画であるべきか、どのような内容を盛り込むべきか 等

【策定途中】 具体的にどのような仕組みで行うべきか、誰がどうするか 等

【完成間近】 計画内容は妥当か、計画に不足はないか、全般的な感想 等

ボトムアップ型が望ましい地域福祉計画や障害者計画等は【初期段階】が中心に、内容が法律・制度に沿わざるを得ない介護保険事業計画や障害福祉計画等は【完成間近】が中心になることがあります。福祉計画の性質や特徴、また地域特性によって、意見の聞き取り方が変わってくるのが実際です。

市町村の成年後見制度利用促進基本計画は、他の福祉計画とは異なり、【策定途中】の意見の聞き取りを実践できるチャンスが多くあります。高齢者、障害、児童等の各領域において、地域連携ネットワークや権利擁護関連のネットワークが構築されている場合、そのネットワークを通じて、または会合において意見の聞き取りを行うことができます。市民後見人養成講座や成年後見制度の研修会を実施している市町村では、講座や研修会の一環として行うことも一案です。

## 3. 事前に計画の内容を周知及び情報提供することの重要性

意見の聞き取りを【完成間近】に限定せずに、「策定途中の計画を示して、意見の聞き取りを行う」という【策定途中】の発想を持つことが重要です。「途中の状況を示せない」といった意見が出てくる可能性があります。また、「途中の状況だからこそ、意見を反映できる」という利点もあります。

最大の利点は、「事前に計画の内容を周知及び情報提供することができる」という点です。計画はPDCAサイクルのP(Plan)に過ぎず、その先にD(Do)があります。「計画を策定しました」だけでは意味がなく、「計画に沿って、地域住民、関係者・関係団体が対応する」ことが必要になります。そのためには、「計画の内容を知っている」ことが重要で、「計画の名前だけを知っている」では、計画が「絵に描いた餅」になってしまいます。

未完成の【策定途中】だからこそ、不足部分も多く、意見・指摘も多く出てくる可能性があります。計画策定の事務局としては、辛い部分もあるかもしれませんが、しかし、地域住民や現場の第一線で対応する関係者、当事者団体からの意見は貴重なはずで、多くの意見を引き出し、計画の内容を充実させるチャンスにもなります。

## 4. 市町村計画を、自分たち、みんなの計画へ

市町村の成年後見制度利用促進基本計画は、他の福祉計画で「救えなかった人(みんな)」を救い出すための計画でもあり、他の福祉計画よりも、具体的なエピソード(事例)が多く挙げられます。エピソードを交えて、意見を聴くことが出来るのが、市町村計画の「強み」です。エピソードが地域住民や関係者・団体から挙げられることもあるはずで、

「印象に残った」「エピソードを話せた」「どうにかならないかと思っていたことを言えた」といった経験が、地域住民や関係者・団体の問題意識を高め、「自分ごと」として市町村計画を考えるきっかけになります。

そのような戦略的な伏線があることで、今までの唐突だった【完成間近】のパブリックコメントも、「待ってました」といった反応に変わります。「みなさんの意見が反映されているか確認してください」という一言で、市町村計画の内容を確認するモチベーションも高まるはずで、

以上のように、市町村の成年後見制度利用促進基本計画だからこそ出来る意見の聞き取りと反映のチャンスがあるので、計画策定時に見逃さないで欲しいと思います。

## (8) 計画の決定と公表

### ポイント

- ①策定した計画は、誰でも入手・閲覧できる方法で公表する
- ②必要に応じて、説明の場を設けるなど、対象者に合わせて、複数の方法で公表するとより効果的

### ちょっと解説

- ①策定した計画は、ホームページに掲載したり、市役所や公民館等に配架したりするなど、いつでも閲覧できる状態にし、すみやかに住民に対し公表します。
- ②特に、権利擁護支援を必要とする当事者やその周辺にいる人々、地域包括支援センターや医療機関、当事者団体、専門職団体等にも配布を行うとともに、例えば計画の内容について、説明の場を設けるなどして、計画策定を契機とした新たな関係性づくりを進めていくことも有益です。
- ③計画策定と合わせて、フォーラムを開催したり、記者クラブに投げ込みをする、市の定例記者会見で発表するなどの方法をとると、より多くの住民に、発信することができます。

### ▶ 具体例

#### ◇市町村の取組から

～豊田市の事例 成年後見センター設置に際しての広報戦略～

#### 周知方法の確認について



##### 市民向け

- 広報とよた ○報道機関発表 ○ケーブルテレビ
- ※市民向けパンフ等の作成、配布

##### 関係機関向け

- 地域包括支援センター 月2回のサービス支援調整会議で情報提供  
(地域包括支援センター、市内介護サービス事業所約200事業所)
- 障がい者地域自立支援協議会
- 市内主要病院への周知  
(豊田厚生病院、トヨタ記念病院、地域医療センター、三九郎病院)  
(衣ヶ原病院、豊田西病院、南豊田病院、仁大病院)
- 区長会、民生委員地区協議会での周知

##### キックオフイベントの開催

開設日に合わせ、シンポジウム+個別相談会を実施予定  
(豊田市福祉センター ホール)

資料：豊田市提供

## (9) 協議会への報告

### ポイント

- ① 計画の着実な実行のために、年に1度～2度、計画の進捗状況について報告する
- ② その際、権利擁護支援の地域連携ネットワーク全体で把握される地域課題や、その解決策について話し合っていくと、多様な対応が選択しやすくなる
- ③ 協議会は、計画策定メンバーや既存の組織を活かすことができる

### ちょっと解説

① 協議会は、協議会という名称に限らず、以下のような合議体を活かすことができます。

例) ○○権利擁護センター運営委員会

○市権利擁護支援ネットワーク連絡会（虐待防止ネットワーク委員会を拡大）

金融機関や家庭裁判所など、毎回の出席が難しい関係機関については、協議するテーマに応じて、オブザーバー参加を求めることも考えられます。

また、既存の複数の合議体で、地域課題を話し合うことも考えられます。一度に集まって会議を行うことが目的ではなく、チームを支えるために関係機関が協議したり、連携を深めたりすることが重要です。

② 協議会では、中核機関における業務の量的報告だけでなく、具体的実践や事例（個人情報の保護のため加工が必要）の報告を行うことで、権利擁護支援の具体的イメージを協議会委員の間で共有することができます。

③ 協議会委員からも提案や報告ができるようにしたり、グループ協議を取り入れて発表をお願いしたりしていくと、双方向のコミュニケーションとなるため連携が深まり、顔の見える関係を築くことができます。

## ▶ 具体例

### 協議会の開催例（内容例）

#### 【1月の協議会】

##### ○今年度の事業報告

- ・計画どおりに実施できたかどうか
- ・データの報告

##### ○実践における効果と課題

（連携によって解決できたこと、さらなる連携が求められることを具体的に報告）

#### 【7月の協議会】

##### ○権利擁護支援における地域課題についての検討

[地域課題の例]

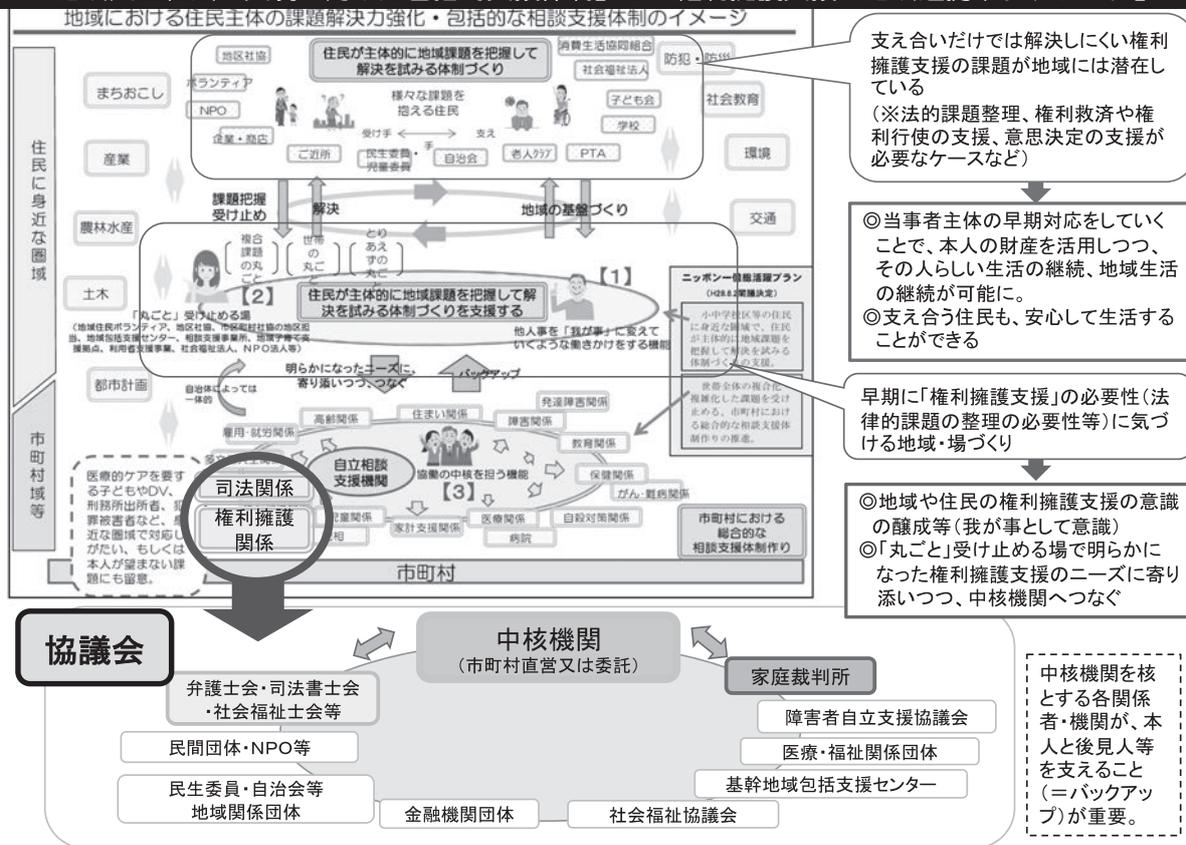
- ・診断書作成をしてくれる医療機関が少ない
- ・本人情報シートの書き方についての周知の必要性
- ・障害のある人の地域生活を支える後見人が少ない→法人後見実施機関の養成へ
- ・身元保証人等がない人の入院、転居の課題
- ・A地域で急増している消費者被害と、その対策について  
→消費生活部門で開催している地域連携協議会との合同協議会開催企画へ
- ・成年後見利用後の家族への支援のあり方について→8050問題への対応について

##### ○グループごとに、テーマについて協議し、どのような解決策があるか、 どのような協力が可能かを発表する

## 成年後見制度利用促進と包括的な支援体制の構築

- 成年後見制度の利用促進の取組を進めることにより、既存の制度・サービスだけでは解決できない課題が顕在化することが考えられます。
- 国においては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超越して、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超越して「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会の実現」を目指しています。地域共生社会の実現に向けては、多様で複雑化する地域生活課題に対応することが求められます。
- 社会福祉法の規定（第24条第2項）において、社会福祉法人に対して、地域における公益的な取組の実施が責務として規定されており、社会福祉法人は、社会福祉協議会や地域の関係機関等と連携して、地域社会の様々な課題に向き合い、縦割りの発想を廃し、制度の枠組みを超越して、多様で複雑化する地域の生活課題に対応しています。
- その一つの例として、都道府県域において、社会福祉協議会がプラットフォームとなり、複数の社会福祉法人が人材や資金を出し合って、総合相談を受け付ける体制を整備するなど、それぞれの地域の実情に応じた取組を展開しています。
- 成年後見制度利用促進を通して明らかになった課題について、社会福祉協議会や社会福祉法人と連携し、協議会で検討し、包括的な支援体制の構築に向けて取り組むことが考えられます。

### 「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制」と「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」



※「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備について」(平成30年6月19日「第135回市町村職員を対象とするセミナー」厚生労働省社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室)(p.2)をもとに一部改変。

協議会での報告書式例 ①

【地域福祉計画（2019年度～2023年度）】 国の成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、社会福祉協議会に権利擁護支援センターを委託し、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関として、特に広報機能や相談機能を重視した総合的な支援体制を整備する。		2019年度 権利擁護支援センター 事業実施状況		2020年度の方針案		
1年目／5年間	事業計画における記載	取組の実施状況	効果	課題	今後の取り組み方針	期待される効果
広報機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出前講座や研修会を開催し、成年後見制度や権利擁護支援の普及、啓蒙を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出前講座を計10回開催し、計300名が参加した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参加者アンケートでは、約9割が大変勉強になったと回答した。</li> <li>・講座・研修会開催後、センターに寄せられる相談受理件数が増加した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関からの出前講座の依頼がない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在実施している出前講座やセミナーは継続する。</li> <li>・医療機関向けにチラシを作成し、パンフレットと合わせて配布する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民、関係機関の理解が得られることにより、早期に、支援ニーズに気づくことができる。</li> <li>・医療機関との連携が深まることにより、申立て時の診断書作成に協力を得られるようになる。</li> </ul>
相談機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・権利擁護支援センターによる一般相談とともに、専門職団体の協力を得て、週1回専門相談を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談受付件数 計〇件</li> <li>・電話〇件、来所〇件、メール〇件（関係機関からの相談が85%、市民からの相談15%）</li> <li>・専門相談を週1回実施した。相談（専門相談の利用件数 〇件 相談全体の約8%）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関から「早期に相談できるので、安心だ」という反響を得ている。</li> <li>・住民が、より身近な地域で、相談できるよう体制整備することができた。</li> <li>・専門相談を通して、専門職団体とのつながりができ、センターの相談員も専門的助言を得ることができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複合的課題を抱える世帯についての困窮が背景にある相談や、身元保証に関する相談など、成年後見制度利用以外の対応も必要な相談が多く、連携強化が必要である</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活自立支援事業や生活困窮者自立支援事業の担当者等と合同でケースカンファレンスを行い、課題を共有して連携を深める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連携して対応できることで、世帯のもつ多様なニーズに応えることができるようになる。</li> </ul>
成年後見制度利用促進機能	事業計画に記載なし	なし	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後見ニーズに対応できなくなる見込みがある。</li> <li>・候補者を推薦する仕組がないため、誰が成年後見人等に選任されるのかわからない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民後見人の養成研修を開始する。</li> <li>・候補者を推薦する仕組みの検討のために、受任者の調整をおこなっている先進自治体を視察する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後見ニーズに対応できるようになる。</li> <li>・適切な業務を行う後見人が選任されることが期待できる。</li> </ul>
後見人支援機能	事業計画に記載なし	なし	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親族後見人が後見業務を行うに当たって、相談できる仕組みがない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親族後見人の連絡会を開催する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親族後見人の不安や困難を解消することができる。</li> </ul>

協議会での報告書式例 ②

【地域福祉計画 (2019年度～2023年度)】 国の成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、社会福祉協議会に権利擁護支援センターを委託し、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関として、特に広報機能や相談機能や相談機能を重視した総合的な支援体制を整備する。		2020年度 権利擁護支援センター 事業実施状況		2021年度の方針案		
2年度/5年間	事業計画における記載	取組の実施状況	効果	課題	今後の取り組み方針	期待される効果
広報機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出前講座や研修会を開催し、成年後見制度や権利擁護支援の普及、啓蒙を行う。</li> <li>・医療機関向けにチラシを作成し、パンフレットと合わせて配布する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出前講座を計13回開催し、計400名が参加した。(うち、医療機関で3回)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参加者アンケートでは、約9割が大変勉強になったと回答した。</li> <li>・講座・研修会開催後、センターに寄せられる相談受件数が増加。・医療機関からの相談が増加した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害分野の相談が少なく、出前講座の効果が感じられない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出前講座の依頼を待つのではなく、障害福祉分野の事業所連絡会、施設長連絡会等に行き、少しでも時間をとってもらい、権利擁護支援センターについて紹介する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉分野の事業所、施設に、権利擁護支援センターの正しい役割を知ってもらうことができる。</li> </ul>
相談機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・権利擁護支援センターによる一般相談とともに、専門職団体の協力を得て、週1回専門相談を実施する。</li> <li>・日常生活自立支援事業や生活困難者自立支援事業の担当者等と合同でケースカンファレンスを行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談受付件数 計〇件</li> <li>・電話〇件、来所〇件、メール〇件 (関係機関からの相談が〇%、市民からの相談〇%)</li> <li>・専門相談を週1回実施した。(専門相談の利用件数 〇件 相談全体の約〇%)</li> <li>・合同ケースカンファレンスを月に1回開催した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門相談は、前年度に引き続き好評であった。</li> <li>・合同ケースカンファレンスを開催することにより、複合的課題を有している世帯への対応について、早期に連携して取り組むことができるようになった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉分野の職員から【親なき後】のことについて、親ほどのタイミングで相談すべきか悩んでいる」と聞くが、相談がない。</li> <li>・合同ケースカンファレンス開催により、いわゆる「身元保証」等がない人への支援の困難性が把握された。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉分野の事業所や施設職員との懇談会、当事者団体や家族会との懇談会を開催し、成年後見制度利用や相談についての課題を把握する。</li> <li>・いわゆる「身元保証」等がない人への支援の必要性について検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉分野の何か課題になっているのか具体的な把握することができる。</li> <li>・いわゆる「身元保証」等がない人への包括的支援体制の構築に着手することができる。</li> </ul>
成年後見制度利用促進機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民後見人の養成研修を開始する。</li> <li>・市長申立ての事案について、候補者を推薦する仕組みの検討のために、受任者調整を行っている先進自治体を視察する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民後見人の養成研修を開催した。</li> <li>・受任者調整を行っている先進自治体3カ所を視察。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・15名を養成中。来年度は、実習を実施予定となり、成年後見制度の受け皿を拡大することができると見込み。</li> <li>・受任者調整がどのように行われているのか、仕組みや効果について、把握することができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当市にとって最も適した受任者調整の仕組みについて検討できていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当市にとっても適した受任者調整の仕組みについて、市や権利擁護支援センターだけでなく、専門職団体や当事者、家庭裁判所と検討を進める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受任者調整の仕組みを決定することで、誰が成年後見人に選任されるのかわからないという不安を解消することができる。</li> </ul>
後見人支援機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親族後見人の連絡会を開催する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親族後見人の連絡会を1回開催し、7名の親族後見人が出席した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケートでは全員が「大変満足」「今後も定期的に進めて欲しい」との回答で、大好評であった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭裁判所からの数値によると、当市には親族後見人等が〇人いるが、親族後見人連絡会の開催につちて周知されていない可能性がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親族後見人の連絡会の開催について、介護支援専門員、相談支援専門員、金融機関、家庭裁判所等から周知してもらえらるチラシを作成し、協力を依頼する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親族後見人の不安や困難を、より解消することができる。</li> </ul>

前年度の「今後の仕組み方針」から内容を追加

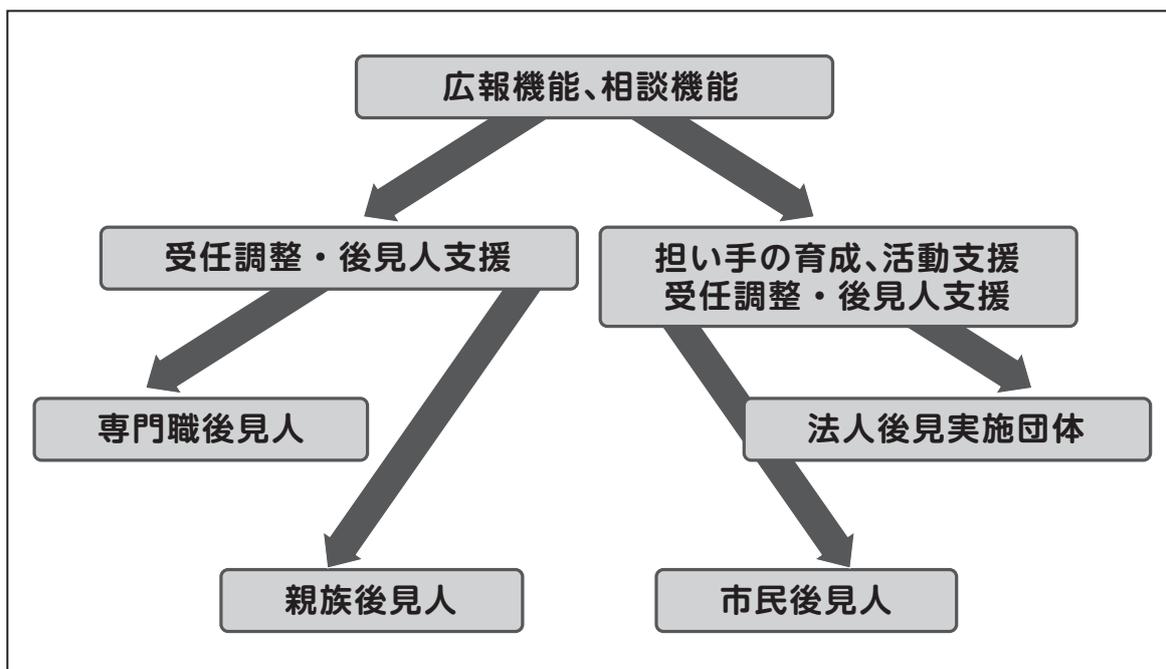
## (10) 計画の見直し

### ポイント

- ①協議会で年度報告を行うことにより、課題意識を共有することができ、計画の見直しにつなげることができる。
- ②課題とともに、計画を実行したことの実績、成果についても報告し、「できていること」「強み」を活かした見直しを行う。

### 👉 ちょっと解説

- ①権利擁護支援の地域連携ネットワークの段階的、計画的体制整備を実施していくことを示すためにも、根拠に基づいて計画見直しの協議を行っていくことが求められます。協議会で、担い手の育成・活動の促進や、すでに選任されている後見人についての支援について検討していきます。



- ②担い手の育成を考える場合には、選任後の支援体制が整ってからの選任になると思われるため、受任者調整や後見人支援体制についても検討することになります。例えば、市民後見人の養成を行う場合は、選任後の支援体制についても整備し、その状況を家庭裁判所に伝えます。
- ③次頁から掲載する機能ごとの項目例は、国基本計画や「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」（平成30年3月）をもとに、機能ごとの取組やデータを整理したものです。協議会に報告する項目を考える際や、計画見直しの際に次に具体的に何に着手するかを考える際の参考になります。

## 広報機能

広報機能については、以下の項目から機能を評価できると考えられます。

全てに取り組みなければならないということではなく、地域の実情に応じて、段階的に取組を実施することが重要です。以下は、取組を考える上での参考となる項目例です。

大項目	小項目	実施状況
制度についての個別説明	メリット、留意点を含めた説明	
	成年後見制度だけでなく様々な権利擁護支援の仕組みについての説明	
パンフレット	配布した枚数、冊数	
	配布箇所	
	相談するきっかけになっているか	
	研修・相談対応で使用できるものになっているか(制度を説明しやすいか)	
研究会やセミナー	回数	
	受講者数	
	アンケートの結果	
	相談するきっかけになっているか	
広報(パンフレットや研修・セミナー)の内容	制度の活用が有効なケースなどを具体的に伝える周知啓発	
	法定後見制度の後見類型だけでなく、保佐・補助類型、任意後見を含めた早期利用を念頭においた内容	
広報の際に連携する各団体	弁護士会	
	司法書士会	
	社会福祉士会	
	その他専門職団体等( )	
チームに加わる関係者への広報(パンフレットの配布や研修・セミナー開催)	身近な家族・親族	
	市町村の窓口	
	主治医・かかりつけ医	
	介護支援専門員	
	相談支援専門員	
	生活保護ケースワーカー	
	保健師	
	精神保健福祉士	
	入所先社会福祉施設	
	認知症初期集中支援チーム	
	認知症疾患医療センター	
	医療機関	
	金融機関	
	介護サービス事業所	
	障害福祉サービス事業所	
訪問看護ステーション		
民生委員・児童委員		
自治会		

相談を受ける際、この窓口で相談しようと思ったきっかけを記録しておく、広報活動の評価の際、役立てることができます。

## 相談機能

相談機能については、以下の項目から機能を評価できると考えられます。

全てに取り組まなければならないということではなく、地域の実情に応じた取組を、段階的に実施していくことになります。以下は、取組を考える上での参考となる項目例です。

大項目	小項目	実施状況
多様な相談者	早期の相談（後見類型以外（保佐、補助）の相談が入っているか）	
	早期の相談（首長申立て以外（本人や家族等、任意後見）の相談が入っているか）	
	相談者の属性（どの所属からの相談か）	
	相談者の所属地域（相談が入っていない地域があるか）	
	親族からの相談が入っているか	
情報の集約	相談者からの情報以外にも、内容に応じて本人や関係機関から情報収集できているか	
	必要に応じてケース会議への出席、ケース会議の招集等によって、情報を集約できているか	
後見等ニーズの精査	判断能力不十分な本人のニーズを分析した上での相談対応（成年後見制度以外の対応があるか） （ニーズを解決できる機関、あるいは継続して関わる機関につなげて、相談を終了することができているか）	
	成年後見制度以外の権利擁護支援の対応の検討・説明	
	必要に応じた専門職からの助言の確保	
	補助・保佐の活用を考慮した対応	
必要な見守り体制	必要なつなぎ先と連携がとれているか （連携が困難な関係機関はないか）	
	地域包括支援センターとの連携	
	相談支援事業所との連携	
	民生委員・児童委員、自治会との連携	
	その他、見守りをしている機関との連携	

どの地区からの相談が多いかといった地域ごとの分類や、介護支援専門員や相談支援専門員といった相談者の属性ごとの分類を記録しておくこと、次にどの地域のどのような関係機関に広報を実施したら良いのかを考えることができます。

連携が必要にもかかわらず困難を抱えている場合には、協議会等で連携体制の構築について検討することが有効です。

## 成年後見制度利用促進機能

成年後見制度利用促進機能については、以下の項目から機能を評価できると考えられます。

全てに取り組まなければならないということではなく、地域の実情に応じた取組を、段階的に実施していくこととなります。以下は、取組を考える上での参考となる項目例です。

### [担い手の育成・活動の促進]

大項目	小項目	実施状況
市民後見人の 研修・育成・ 活用	都道府県・市町村と関係機関（法人後見実施機関、専門職団体、家庭裁判所）等の連携による研修・育成	
	修了者が実務経験を重ねる取組（法人後見業務、見守り業務、日常生活自立支援事業の支援員業務など）	
	市民後見人選任後の継続的支援体制の整備	
	市民後見人養成カリキュラムについての家庭裁判所への説明	
	継続的支援体制についての家庭裁判所への説明	
	選任以外の活躍の場の提供	
市民後見人の 受任調整	市民後見人が行うのにふさわしい事案の整理	
	市民後見人候補者へのアドバイス	
	市民後見人候補者名簿の作成	
法人後見の担 い手の育成・ 活動支援	法人後見実施機関の育成・活動支援	
	障害分野で活用できる法人後見実施機関（社会福祉協議会、市民後見人研修修了者、親の会等を母体とするNPO法人等）の育成・活用	
	後見監督等による利益相反等への対応を含めた透明性の確保	

## 受任者調整（マッチング）等の支援

「家庭裁判所が適切な後見人を選任できるよう、本人を取り巻く支援の状況等を家庭裁判所に的確に伝えることができるようにするための検討」（国基本計画 p.8）を行います。

「市町村長申立ての適切な実施や、『親亡き後』の障害者の長期にわたる後見等を意思決定支援・身上保護を重視した運用に変えていく支援体制を早期に整備していく観点」（国基本計画 p.18）から体制整備を行うため、市町村長申立ての候補者推薦（老人福祉法第32条の2等を根拠とする）を行うところから始めている市町村が多くあります。

大項目	小項目	実施状況
専門職後見人候補者の推薦	専門職団体（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等）に対しての後見人候補者名簿の整備を依頼	
市民後見人の受任調整（再掲）	市民後見人が行うのにふさわしい事案の整理	
	市民後見人候補者へのアドバイス	
	市民後見人候補者名簿の作成	
親族後見人が受任できるための支援	後見人になるにふさわしい親族後見人候補者への助言、専門職へのつなぎ	
	親族後見人選任後の継続的支援体制	
	親族後見人への継続的支援体制についての家庭裁判所への説明	
家庭裁判所との連携	後見人候補者の的確な推薦や後見人への支援を行うことができるための、連携体制の整備	

## 日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行

大項目	小項目	実施状況
関連制度からのスムーズな移行	日常生活自立支援事業等関連制度から成年後見制度へ移行することが望ましいケースを検討する体制の整備	
	生活保護受給者を含む低所得者等が後見等開始の審判の請求が適切に行われる体制の整備（成年後見制度利用支援事業の更なる活用）	

## 後見人支援機能

後見人支援機能については、以下の項目から機能を評価できると考えられます。

全てに取り組みなければならないということではなく、地域の実情に応じての取組を、段階的に実施していくこととなります。以下は、取組を考える上での参考となる項目例です。

大項目	小項目	実施状況
日常的な相談	市民後見人からの日常的な相談に応じる体制整備	
	親族後見人等からの日常的な相談に応じる体制整備 → 不正防止効果にもつながる	
意思決定支援、身上保護を重視した後見活動が円滑に行われるための後見人支援	法的な権限をもつ後見人と、本人に身近な親族、福祉、医療、地域等の関係者がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の状況を継続的に把握し適切に対応する体制の整備	※都道府県単位、家庭裁判所単位での権利擁護支援ネットワークの機能にもなるものと思われる。
	後見人支援のために専門的知見が必要であると判断された場合に、法律・福祉の専門職がケース会議開催等によって本人を支援することができるよう、専門職団体の協力が得られるための体制整備	
	財産保全を最優先とした硬直的な運用ではなく、本人の生活状況等に応じた財産の積極的活用等の適切・柔軟な運用を保障するための体制整備	
チームに加わる関係者への研修 (意思決定支援、身上保護を重視した後見活動が円滑に行われるための後見人支援についての研修)	介護支援専門員	
	相談支援専門員	
	生活保護ケースワーカー	
	保健師	
	精神保健福祉士	
	入所先社会福祉施設	
	認知症初期集中支援チーム	
	認知症疾患医療センター	
	介護サービス事業所	
	障害福祉サービス事業所	
	訪問看護ステーション	
民生委員		
市町村窓口		
専門職		
家庭裁判所との連携	本人の福祉・生活の質の向上の観点から、本人と後見人との関係がうまくいかなっている場合や、ほかの支援体制への切り替えが望ましいと考えられる場合の、新たな後見人候補者推薦等や、家庭裁判所との連絡調整	
移行型任意後見契約の発効の必要性への支援	任意後見監督人選任の申立てが必要な状態になっている移行型任意後見契約の存在を発見した場合の支援(必要に応じて、ケース会議等を開催し専門職団体の協力を得る)	

## 不正防止効果

不正防止については、4つの機能が充実していく中での、効果として期待されるものです。以下は、取組を考える上での参考となる項目です。

大項目	小項目	実施状況
チームによる見守りにおける不正防止の視点	親族後見人等の経済的虐待や横領等の不正行為の兆候の早期の把握（チームメンバーが、不正があるかもしれないと感じた時に、どこに知らせればいいのかを知っている）	



## 成年後見制度利用促進における「想像」と「創造」

豊田市福祉部福祉総合相談課 安藤 亨

成年後見制度利用促進に関する業務を担当しているが、未だによくわからない部分も多い。ただ、利用促進法の施行、国基本計画ができ加速度的な動きを見せている現状、この業務において「想像」と「創造」がキーワードになるのではないかと、おぼろげながらに感じている。

よく「成年後見制度のニーズがない」、「市区町村長申立ての対象者がいない」といった自治体職員の声に耳にする。このことに対して、私自身も関係各位から厳しいお言葉をいただく立場でもあり、真摯に受け止める必要があるとは感じるが、今回は自治体職員の現状を示す声として少しお伝えしたい。

昨今、福祉分野に限らず法制度の新設・改正、専門性・効率性の観点からの委託による事業運営、又様々なニーズの高まりへの新たな対応等より、自治体職員は庁舎の外に出ることや現場の様子を肌感覚で知ることが難しくなっている。言わば行政的な意味でのアウトリーチが限定的になってきているともいえる状況である。そういった背景があるが故、「成年後見制度のニーズがない」といった声は一部正解でもあるといえると思う。(厳密には「成年後見制度のニーズが見えない」といった方が正しい表現ではあると思うが。)高齢者・障がい者ともに母数の増加、世帯や親族の人数の減少などの潮流の中で、身寄りのない方も増えており、実際に成年後見制度や市町村長申立てのニーズは確実に増えているが、自治体職員がそれを知らないという現状を示す表現としてはその通りなのである。

このように、ニーズが見えない、そして見に行くことも難しくなっている現状の中で、ニーズをどう「想像」するか、これが実に重要になってくる。(まずは、無知の知という現実を受け止める作業が必要だが。)住民の苦しんでいる様子、又SOSの声も出せない状況をどう「想像」するのか。百聞は一見にしかずという諺があるが、仮に一見できないならば百以上聞いてみることを求められてくると思う。そこで、「協議会」という仕組みづくりが生きてくるのである。

昨今、自治体職員には様々な施策において協議会づくりが求められており、会議の設置という手法論が目が行きがちであるが、「現実を聞き、知ることから始める」、ひいては自治体を応援してもらう意味での目的もありながら、協議会を作っていくことが個人的には重要であると感じる。自治体職員として気になる部分でもある、条例や要綱を根拠に、委員は誰で、年何回開催でという作業は最終的に付いて回ってくる話であるが、趣旨を主眼に捉えれば、顔見知りの包括や社協職員とのカウンターでのインフォーマルな雑談も一種の「協議会」であり、それを重ねて繰り返すところに、自治体職員が進む方向があるのではないかと思う。(かく言う私も対話を十分に重ねることができず、成年後見支援センター職員から時に叱咤をいただくこともあることは隠さずお伝えしておくが。)このように、住民の姿を「想像」する意味から「協議会」に取り組んでいく考え方はどうだろうか。

その後、「市町村計画」の策定、「中核機関」の設置に取り組んでいくことになる。その際は「想像」に加えて、「創造」が発生してくる。成年後見制度は地域で暮らし続けるための手法の一つであるから、地域での声掛けや民生委員の見守り、サロンといった住民活動から、地域包括支援センター、障がい者相談支援事業、認知症初期集中支援チーム、認

知症疾患センターや医療機関との連携まで、地域で暮らし続けるための支援策・機関とどのように「中核機関」が関わっていくのか、そして、それをソーシャルデザインとして「市町村計画」に落とし込んでいくためにどう「創造」を積み重ねていくか、その視点が必要になってくるのである。さらに、生活困窮者支援といった横断的な対応策や地域共生社会の実現に向けた我が事の地域づくりや丸ごとの相談対応、多機関の連携のベースも同時に「創造」していくことも求められていく。「創造」は個の支援の中から生まれ、そして魂の入った議論の中から生まれてくると個人的には考えている。このように、「創造」という社会への新たな働きかけを行う作業を共有、議論していく意味からも「協議会」には価値があると思う。

本手引きは市町村計画策定のものであり、委員としてできるだけ自治体職員に寄与できるものを作りたいとの想いで取り組んできたが、一方で、市町村計画はアウトプットの一つにしかすぎないと考えている私も存在する。個人的な所感では計画ができるプロセス、フォーマル・インフォーマルといった形式を問わない「協議会」での対話に、住民のための取組につながる価値があると考えている。

市町村計画策定の中で、「想像」と「創造」の視点から全国各地で実施されるであろう、住民目線に立った熱心な議論の中に、皆さんとともに私自身も携われればと思う。



## 「成年後見制度利用促進」について考えること

南会津町役場 館岩総合支所 町民課長補佐兼総務係長 橋 一明

南会津町では、平成30年3月23日に「南会津町成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。

高齢者見守り事業と地域包括支援センターそして成年後見センターの事業拠点も整備されました。

策定の背景には、30年度から町社協に南会津町成年後見センターの運営委託を進めるため、町基本計画のほか参考となる「法人後見業務マニュアル」と「町長申立てマニュアル」が必要と考えました。

町社協は、27年度から法人後見を始め3年間に4件を受任し、町長申立ての際には町社協の法人後見を後見人候補者としていました。

町基本計画の策定にあたった社会福祉係は、高齢者福祉・障害者福祉・生活保護と生活困窮相談・民生委員も担当し、介護保険こそ隣の係ですが、町社協本所と介護事業所の事務所が役場本庁舎の道路向かいにありワンストップで相談を受けることが可能なおうえ、家庭裁判所の出張所も役場本庁舎の隣にあります。

ちょうど29年度は、「高齢者保健福祉計画・介護保険計画」、「障がい者計画」、「障がい福祉計画」が改訂年度で、基本計画を地域福祉計画等の一章として策定する自治体の情報も聞かれましたが、それら改訂計画の検討組織と情報交換し意見集約をさせてもらいながら個別計画として策定しました。

個別計画にするために町基本計画では、後見等が必要な潜在者について165客体にアンケート調査をし、数値化できました。

また、町基本計画は町社協の法人後見業務監督審査会（要綱による南会津町成年後見センター運営協議会）を合議制の機関として計画の審査等をお願いし、審査会では後見人の養成・センターの業務の内容又は町基本計画に掲げた課題と取組みの方向性についてご意見を頂戴することができました。

諸様式を搭載した分厚い法人後見業務マニュアルと町長申立てマニュアルを策定するおうえでは、専門的なおうえ技術的な部分が多く、法テラスの弁護士先生や大学の研究職、家裁出張所、品川成年後見センターの皆様にご協力をいただき、町基本計画の眼目である「地域連携ネットワーク」のイメージをより強くし、実践的な協力を得ることができました。さらに、各専門職団体等が一堂に会した、福島家庭裁判所・郡山支部の意見交換会に管轄外ではありましたが参加させていただき大変参考になり、町が担う中核機関の機能や成年後見センターが運営する業務との連携内容を確認することができました。

町が担う中核機関では、広域的な観点での調整、近隣の市町村と連携などのほか、後見人受任者調整等の支援さらには司法との関わりを強めたいと思いました。

意見公募手続制度（パブリックコメント）を1月26日から2月27日まで実施し、寄せられた貴重な意見を反映させています。以上が策定の経過概要となります。

この流れで進めるきっかけとなりましたのは、28年11月と12月に、品川成年後見センター所長の齋藤修一氏（29年8月ご逝去）にご来町いただき、南会津町成年後見センター

構想の薫陶を受けたことによります。心から感謝申し上げます。

成年後見制度利用促進は、内閣府による成年後見制度利用促進会議及び利用促進委員会の取組みを経て、厚生労働省に成年後見制度利用促進室を設置し、成年後見制度利用促進基本計画に基づき施策の総合的かつ計画的な推進が図られ、利用しやすく新たな段階を迎え今後さらに制度理解も進み利用が必要な方に浸透することが望まれます。

町基本計画の策定にご協力いただいた皆様方に改めて心から感謝を申し上げます。

近い将来、中核機関が各市区町村に整備され、単独又は広域的な枠組みのいずれにしても、司法としっかりタッグを組み認知症高齢者等に対するセーフティネットが機能する社会の実現を願っています。

# 1. 都道府県に期待される市町村支援の内容

本編では、成年後見制度利用促進法や国基本計画の中で書かれている都道府県に期待される市町村支援の内容を整理するとともに、実際に都道府県が行っている市町村支援の事例を掲載しています。

## (1) 成年後見制度利用促進法、国基本計画

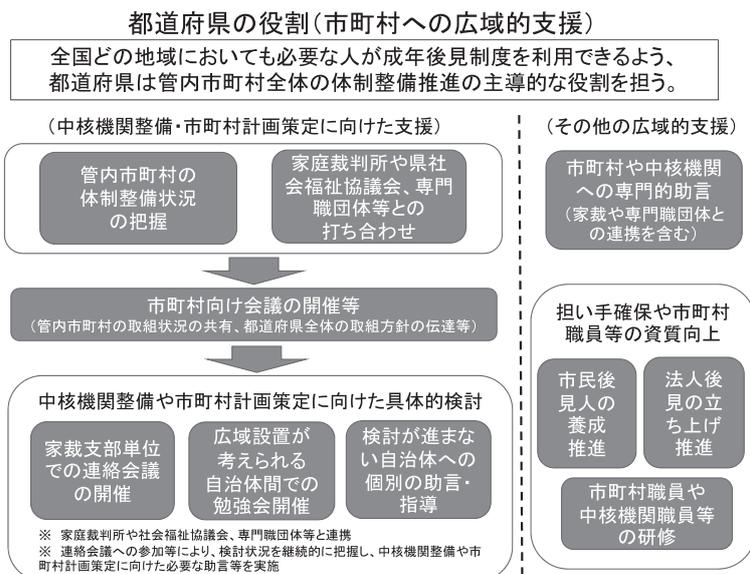
○成年後見制度利用促進法第15条（都道府県の講ずる措置）では、「都道府県は、市町村が講ずる措置を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、成年後見人等となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとする。」とされています。

○また、成年後見制度利用促進法第5条（地方公共団体の責務）では、地方公共団体は、基本理念にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するとされています。

家庭裁判所が都道府県を基本単位とする機関であることや、専門性の高い司法に関する施策や司法関係機関との連携はハードルが高いと感じる市町村も多いこと等を踏まえると、都道府県は、都道府県全体の施策の推進や、国との連携確保等において、主導的役割を果たすことが期待されます。

○都道府県は、国の事業を活用しつつ、市町村と連携をとって施策の推進に努め、全国どの地域に住んでいても、制度の利用が必要な人が制度を利用できるような地域体制の構築を目指すために積極的な支援を行うことが期待されます。

○具体的には、都道府県においては、都道府県下の各地域の連携ネットワーク・中核機関の整備やその取組状況を継続的に把握するとともに、以下のような支援等を行うことが期待されます。



(厚生労働省社会・援護局関係主管課長会議資料(平成31年3月5日))

資料4 地域福祉課/地域福祉課生活困窮者自立支援室/地域福祉課消費生活協同組合業務室 (p.98) より抜粋。

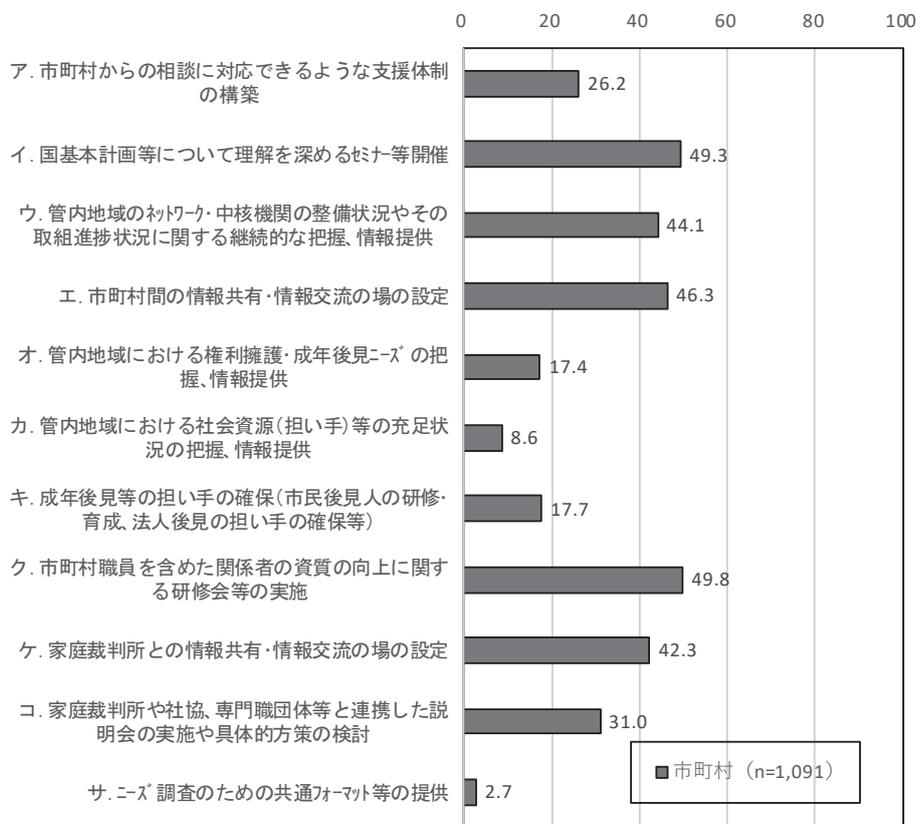
都道府県に期待される市町村支援の内容

## (2) 本事業アンケート調査結果からみえる、市町村から都道府県への期待

### ①市町村は、都道府県から複数の内容の支援を受けていると回答している。

平成30年10月までに、市町村が都道府県から受けている支援内容をみると、「市町村職員を含めた関係者の資質の向上に関する研修会等の実施（49.8%）」、「国基本計画等について理解を深めるセミナー等開催（49.3%）」等、複数の項目について、4割から5割の市町村が「都道府県から支援を受けている」と回答しています。

### 平成30年10月までに、市町村が都道府県から受けている支援内容 （※「受けている」という回答のみ抜粋。）

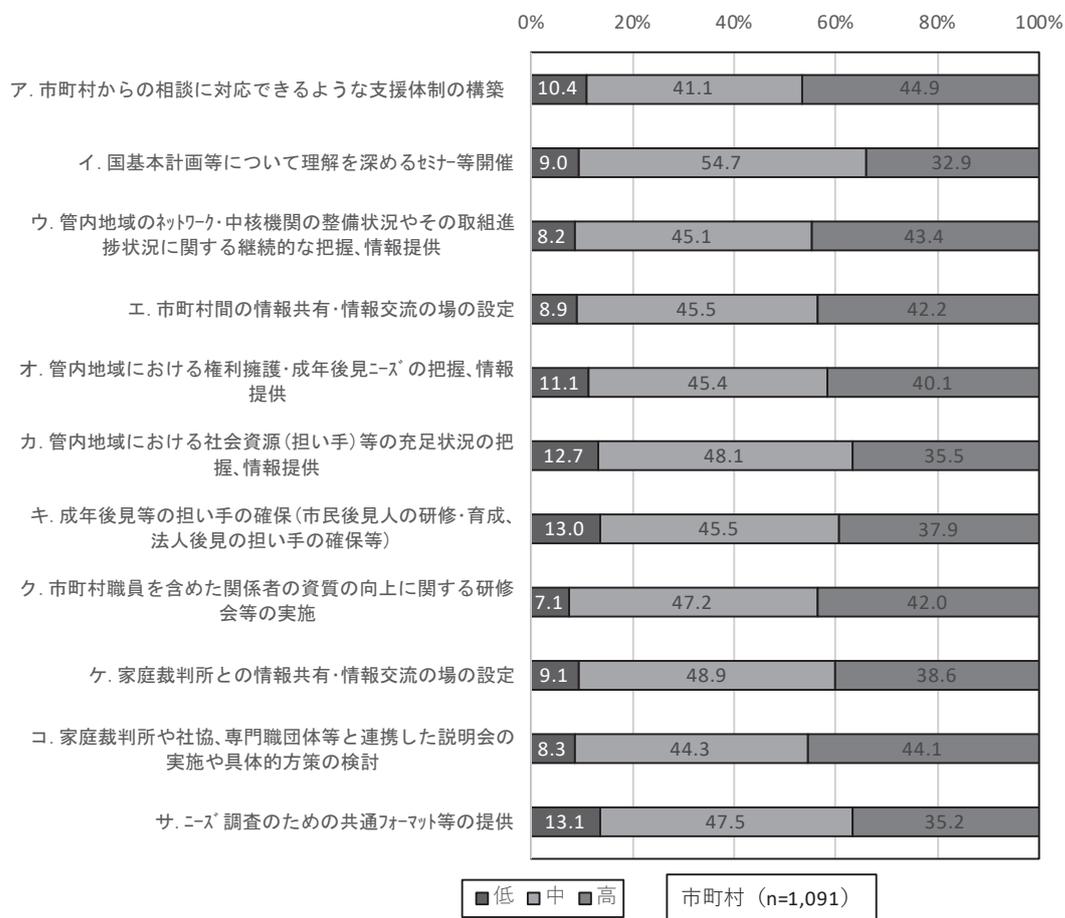


※回答結果の詳細は、『「成年後見制度の利用促進を目的とした市町村計画策定支援のための調査研究事業」報告書』（平成31（2019）年 3月、一般財団法人 日本総合研究所）を参照。

## ②市町村から都道府県に対する期待は大きい。

今後、期待する都道府県からの支援内容については、選択肢のすべての項目で期待度が高くなっています（期待度「高」と「中」の合計値が、すべての項目で8割を超えている）。

### 今後、期待する都道府県からの支援内容（期待度）



※回答結果の詳細は、『「成年後見制度の利用促進を目的とした市町村計画策定支援のための調査研究事業」報告書』（平成31（2019）年 3月、一般財団法人 日本総合研究所）を参照。

## 2. 都道府県が行っている市町村支援の例

本稿では、ヒアリング調査から得られた各都道府県・都道府県社協による市町村支援の例を紹介いたします。

いずれも、今後、多くの都道府県が市町村支援を行うにあたってのヒントを学ぶことのできる事例です。ご活用ください。

### <ヒアリング調査から聞き取りを行った都道府県が行っている市町村支援の例>

本手引きにおける項目 (国資料※の項目との対応関係)	国が示している「都道府県の役割 (市町村への広域的支援)」※	自治体名	該当ページ
・市町村や中核機関への専門的助言体制の整備	・市町村や中核機関への専門的助言（家裁や専門職団体との連携を含む）	北海道・北海道社会福祉協議会	p.71
・家裁支部単位、保健福祉圏域での連絡会議や勉強会等の開催	・家裁支部単位での連絡会議の開催	埼玉県・埼玉県社会福祉協議会	p.73
		神奈川県・神奈川県社会福祉協議会	P.76
・市町村申立てに関する研修、マニュアル等の作成	—	神奈川県・神奈川県社会福祉協議会	p.79
・市町村職員や中核機関職員等の研修	・市町村職員や中核機関職員等の研修	静岡県・静岡県社会福祉協議会	p.80
・広域での整備が考えられる市町村や当該地域への働きかけ、個別訪問、情報提供	—	静岡県・静岡県社会福祉協議会	p.82
・広域での整備が考えられる自治体間での勉強会等への支援	・広域設置が考えられる自治体間での勉強会開催	宮崎県・宮崎県社会福祉協議会	p.85
・広域での整備が考えられる市町村や当該地域への働きかけ、個別訪問、情報提供	—	宮崎県・宮崎県社会福祉協議会	p.87

※「都道府県の役割（市町村への広域的支援）」（「厚生労働省社会・援護局関係主管課長会議資料（平成31年3月5日）資料4（p.98）」（本手引き p.67 掲載図））

※本手引きでは、多くの都道府県にとって参考になると考えられる取組を掲載しています（すでに多くの都道府県で取り組まれていると考えられる取組例は掲載していません）。

## (1) 北海道・北海道社会福祉協議会

### 「市町村や中核機関への専門的助言体制の整備」の例：

#### 「北海道成年後見バックアップセンター立ち上げ構想」



### 「北海道成年後見バックアップセンター立ち上げ構想」のポイント

- H14年度から、北海道と道社協が一体となって、道内の権利擁護支援体制および人材育成を進めてきた。
- H30年度から、これまで個別に取り組んできた支援（研修や費用補助等）を一体的に進めている。
- H31年度からは、「北海道成年後見バックアップセンター」を立ち上げ、成年後見センターの立ち上げや困難事例に対する相談体制構築を想定している。

#### □ 「北海道成年後見バックアップセンター立ち上げ構想」の概要 □

- ・ H14年度から、北海道と道社協が一体となって行ってきた個別の事業を通じた支援（研修や費用補助等）や課題等をふまえ、今後そうした事業を一体的に執り行うことを通じて、道全体の権利擁護支援体制の整備をめざす。

#### 【参考：これまで行ってきた主な取組（道主催、道社協主催を問わず）】

※名称は一般的なものに置き換えて記載している。

- ・ 地域における権利擁護システム構築セミナー（日常生活自立支援事業や成年後見制度を含めた、地域の権利擁護に関する一体的な体制整備の促進を目的とした事業。）（H14年度～）
- ・ 成年後見制度に関する市町村別の取組状況等に関する実態把握（H24年度～）
- ・ 成年後見センター担当職員研修（H30年度～）
- ・ 成年後見センター等連絡会議（成年後見センターの立ち上げや運営における相談、意見交換等）（H30年度）
- ・ 成年後見制度関係事業助成（成年後見センターの立ち上げに関し必要となる経費を負担（50万円／回、1回限り））（H30年度～）



## (2) 埼玉県・埼玉県社会福祉協議会

### 「家裁支部単位、保健福祉圏域での連絡会議や勉強会等の開催」の例：

「埼玉県成年後見制度利用促進協議会」



### 「埼玉県成年後見制度利用促進協議会」のポイント

- 家庭裁判所の支部ごとに「地区協議会」を設置し、地区ごとに成年後見制度利用促進体制の整備をめざしている。
- 自治体や部署を超えた市町村職員間で、お互いに相談できる関係づくりを進めている。
- 県と県社協が一体となって、事務局担当市町村へのサポートと負担軽減のための支援をしている。
- 市町村は、地区協議会に参加することにより、取組の推進、関係部署や議会への説明に役立てている。

### □「埼玉県成年後見制度利用促進協議会」の概要 □

- ・将来的に埼玉県の高齢者人口や認知症高齢者数が増加することから、埼玉県ではH23.2に、成年後見制度の周知・利用拡大、関係機関の情報共有等を目的とした「埼玉県成年後見制度関係機関協議会」を設置した。成年後見制度利用促進法の成立や国基本計画の策定により、都道府県の役割として、広域での中核機関の設置・運営、家庭裁判所や専門職団体との連携などが提示されたことを受けて、従前から取り組んでいた当協議会を発展させるかたちで、H30.5.31に「埼玉県成年後見制度利用促進協議会」を設置した。

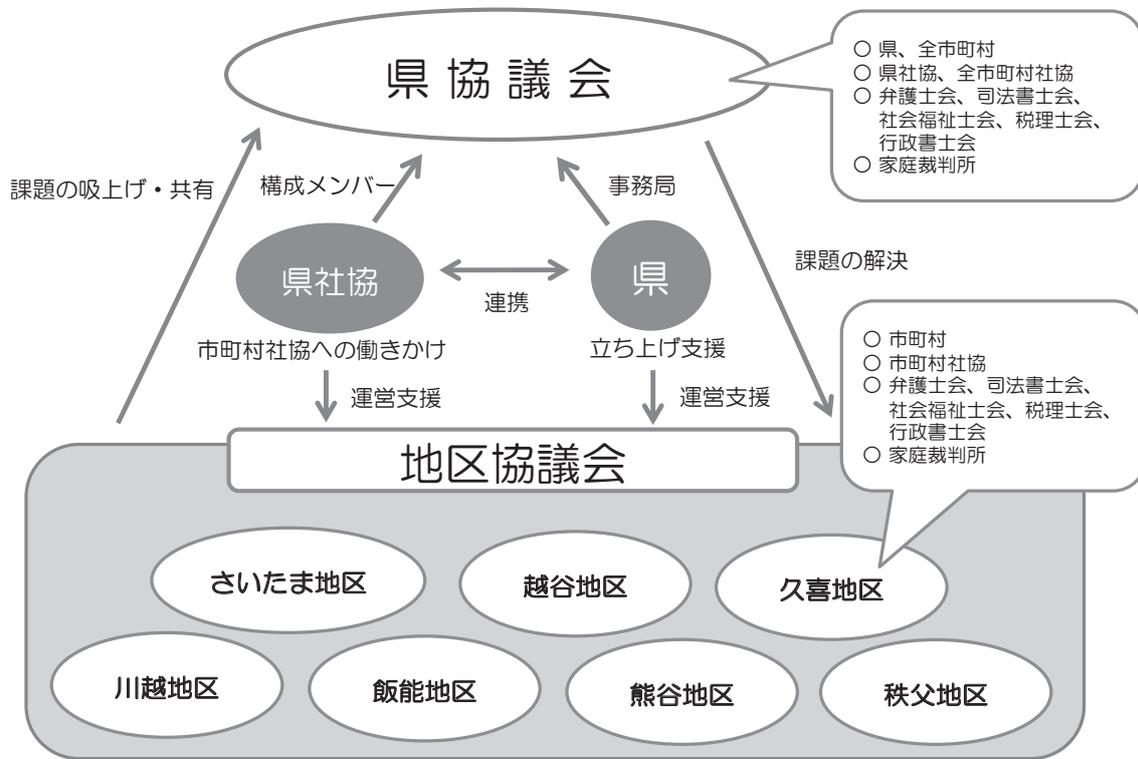
#### 【参考：これまで行ってきた主な取組（県主催、県社協主催を問わず）】

※名称は一般的なものに置き換えて記載している。

- ・成年後見制度に関する市町村別の取組状況等に関する実態把握調査
- ・成年後見制度市町村長申立て担当職員研修（H22年度～）
- ・埼玉県成年後見制度関係機関協議会の設置（H22年度～）
- ・市民後見推進研修（市町村職員、社協職員）（H24年度～）

「成年後見制度利用促進協議会」

成年後見制度利用促進協議会イメージ図



(埼玉県からの提供資料)

○県協議会内に地区協議会（家庭裁判所の管轄割：7地区）を設置しようと考えたきっかけ

- ・現状、成年後見制度の利用促進を担当する職員が少ない当分野で、地区協議会内での情報共有や課題分析、推進方策の検討などを行うとともに、未時間関係者同士がお互いに協力できる関係づくりが必要と考えた。

都道府県が行っている  
市町村支援の例

## ポイント!

- ①県と県社協が、事務局担当市町村を個別訪問している
- ②県と県社協が、事務局担当市町村の負担軽減を図るためのサポートをしている

### ○県、県社協の役割

- ・設置に向けた説明
  - 県と県社協と一緒に、地区協議会の運営要領案や、地区協議会の進行案、進め方のイメージ資料などを用意して、事務局担当市町村を個別に訪問して説明。
  - 市町村社協、専門職団体、家庭裁判所等に対し、当協議会に関する説明と協力を求める。
- ・運営支援
  - 事務局担当市町村を個別訪問し、第1回協議会の進行について打ち合わせ。
  - 地区協議会の運営方針の決定
    - \*地区内の市町村間で、持ち回りで担当する。開始年度は家裁支部設置市。
  - 運営協議会での配布資料の準備
    - \*地区内市町村、県と県社協、家裁支部、専門職団体地区支部のそれぞれの連絡先一覧
    - \*地区別「成年後見制度利用状況等調査」結果
  - 開催に向けた構成団体への依頼（事務局市町村の負担軽減への協力を依頼）
    - \*「謝金・交通費は出せないこと」、「会議資料はメールで送るので、各自印刷・持参して出席してほしいこと」など。
- ・地区協議会では、県、県社協、家庭裁判所はオブザーバーとして出席している。

### ○地区協議会を設置したことによる主な効果（※県、県社協に寄せられている声）



市町村職員

地区協議会への参加を通じて、成年後見制度利用に関する取組の促進につながった。

- ・自分たちが取り組む必要性の理解
  - ・市町村計画策定や中核機関設置に向けて検討を開始することの理解
  - ・担当部署の決定
  - ・庁内（上司、関係部署、議会）に説明する材料の共有
- H30年度内に、全7地区で地区協議会が立ち上がった。

同じ地区にいながら行政や社協の方と話す機会が少なかったので、地区協議会への参加を機に、顔の見える関係づくりができた。



専門職団体

※参考：資料編（p.128～129）参照。

### (3) - 1. 神奈川県・神奈川県社会福祉協議会

#### 「家裁支部単位、保健福祉圏域での連絡会議や勉強会等の開催」の例：

- ・「成年後見制度に関する意見交換会」
- ・「成年後見に関する家裁との連絡協議会」
- ・「市町村困難事例検討会」



#### 各種連絡会議や勉強会等のポイント

- 従前取り組んでいた家裁支部単位や保健福祉圏域における意見交換会、協議会を発展させ、出席者間の関係構築や、成年後見制度、権利擁護支援に関する理解促進を積み重ねている。
- 市町村や市町村社協、家庭裁判所や専門職団体いずれにとっても、より身近な地域で関係性を構築することにつながっている。
- 県と県社協は連携・協力しながら、こうした地域別、対象別の何層にもわたる関係構築や、成年後見制度、権利擁護に関する理解促進の機会を通じて、これらの取組から得られた成果や寄せられた意見を事業内容に反映させ、バージョンアップを行っている。

#### 【参考：これまで行ってきた主な取組（県主催、県社協主催を問わず）】

※名称は一般的なものに置き換えて記載している。

- ・成年後見制度に関する市町村取組状況調査（H17年度～）
- ・県社協による「かながわ成年後見推進センター」の設置（H22年度～）
- ・市民後見人の養成（H24年度～）
- ・「神奈川県における市民後見人養成のあり方について」（最終報告）のとりまとめ（平成26年4月）

## □ 各取組の概要 □

### ○ 成年後見制度に関する意見交換会

- ・ 開始年月：H18年度～
- ・ 背景：保健福祉圏域ごとに、成年後見制度に関する市町村や市町村社協の取組状況や地域課題等の情報共有を図ることを目的して開催。平成30年度からは、成年後見制度利用促進の動向をふまえ、専門職団体との関係づくりを目的に加え、試行的に法律・福祉の専門職団体と家庭裁判所にも出席を依頼した。
- ・ 対象：市町村、市町村社協、県、県社協
- ・ 実施形態：年4回（保健福祉圏域ごとに各1回）
- ・ 当取組を開始したことによる効果（※県と県社協に寄せられている声）



市町村職員

他市町村の成年後見制度の取組状況について把握できる。家庭裁判所や法律・福祉の専門職団体からの助言により、成年後見制度に関する日頃の疑問点を解消できる。

市町村の状況を理解できる機会となっている。



専門職団体

- ⇒ 市町村職員、専門職団体双方にとって、相互理解の機会となっている。
- ⇒ 各保健福祉圏域単位で開催することから、市町村職員、専門職団体双方にとって、より身近な地域で関係性を構築することができる。

### ○ 成年後見に関する家庭裁判所との連絡協議会

- ・ 開始年月：H25年度～
- ・ 背景：当初は市民後見人の選任に向けて家庭裁判所と協議する機会を設けていたが、市民後見人の選任が進んでいることや、成年後見制度利用促進の動向等をふまえて徐々にテーマを変えている。平成29年度からは、市町村職員から申立て先の家裁支部職員とも関係を構築したいとの意向を受け、家庭裁判所本庁に加え、支部職員への出席も依頼している。
- ・ 対象：市町村、市町村社協、家庭裁判所、県、県社協
- ・ 実施形態：年3回
- ・ 当取組を開始したことによる効果（※県と県社協に寄せられている声）



市町村職員

首長申立てや法人後見の実務に関する疑問に対して、家庭裁判所の見解を知ることができる。

- ⇒ 「人事異動により、首長申立ての手続きが引き継がれない」などの市町村職員の声を受けて、「成年後見制度市町村長申立てマニュアル2013（ホームページ版）」（H25.7）の作成にもつながっている。

[http://www.knsyok.jp/s/shiryoku/pdf/kouken\\_sityousontyoumousitate\\_manual2013\\_hp1.pdf](http://www.knsyok.jp/s/shiryoku/pdf/kouken_sityousontyoumousitate_manual2013_hp1.pdf)

## ○市町村困難事例検討会

- ・開始年月：H24年度～
- ・背景：当初は「成年後見制度事例検討会」という名称だったが、「成年後見制度市町村長申立てマニュアル2013（ホームページ版）」（H25.7）を作成したことから、徐々に、権利擁護を含めた困難事例の検討会を行う方向に変化していった。現在は、市町村職員が直面している困難事例の提供を依頼し、提供された事例をもとに、成年後見制度等の利用のポイントや困難事例への対応の仕方等について、弁護士から助言を得る機会となっている。
- ・対象：市町村、弁護士、県、県社協
- ・実施形態：年5～6回（保健福祉圏域ごとに1～2回）
- ・当取組を開始したことによる効果（※県と県社協に寄せられている声）



市町村職員

実際の事例をもとに、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用のポイントや困難事例への対応の仕方等について、弁護士から法的助言を得る機会となっている。あわせて、出席している市町村間での課題解決に向けた情報交換の機会ともなっている。

⇒ 参加する市町村職員の知識や経験に違いがあることから、多く寄せられる疑問と家庭裁判所による回答を整理して回答をとりまとめた、「成年後見制度市町村長申立て Q&A」（平成 27 年 7 月）の作成にもつながっている。

[http://www.knsyk.jp/s/seinenkouken/pdf/30seinenkouken\\_qa.pdf](http://www.knsyk.jp/s/seinenkouken/pdf/30seinenkouken_qa.pdf)

### (3) - 2. 神奈川県・神奈川県社会福祉協議会

#### 「市町村申立てに関する研修、マニュアル等の作成」の例：「成年後見制度セミナー」



#### 「成年後見制度セミナー」のポイント

- H17年度から市町村職員を対象に首長申立ての促進を図る目的で取り組んでいた「成年後見制度セミナー」の受講対象を、H30年度から地域包括支援センター職員、障害者相談支援事業所職員にも拡大させ、関係者による制度への理解促進、関係者間の相互理解の促進を進めている。

#### □各取組の概要□

#### ポイント!

地域包括支援センターや障害者相談支援事業所にも受講対象を拡大し、相互理解を深めることに寄与している

#### ○成年後見制度セミナー

- ・ 開始年月：H17年度～
- ・ 背景：市町村職員の制度への理解を深め、首長申立ての促進を図るという目的を第一としながらも、国基本計画において都道府県の役割のひとつとして「市町村職員を含めた関係者の資質の向上に関する施策等」が明記されたことを受けて、H30年度からは日常的に首長申立てに関係する機関の職員の首長申立てに関する理解を深めるため、受講対象を拡大した。
- ・ 対象：市町村、市町村社協、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、県関係課
- ・ 実施形態：年2回（初任者編、現任者編各1回）
- ・ 当取組を開始したことによる効果（※県と県社協に寄せられている声）



市町村職員

首長申立てに関する実務を学ぶことができる。

- ・ なかなか成年後見制度について学ぶ機会がないことから、職務として学ぶ機会を得ることができる。
- ・ 首長申立ての流れを知ること、申立てまで時間がかかること学んでいる。



地域包括支援センター職員  
障害者相談支援事業所職員

⇒市町村職員、地域包括支援センター職員、障害者相談支援事業所職員それぞれにとって、相互理解の機会となっている。

※参考：資料編（p.130）参照。

(4) - 1. 静岡県・静岡県社会福祉協議会

「市町村や中核機関職員等の研修」の例：

- ・「分かりやすい成年後見制度テキスト」と説明しやすいパンフレットの作成、パンフレットを活用した説明手法を検討
- ・「福祉関係者等への理解促進研修」



テキスト及びパンフレットの作成・活用、「福祉関係者等への理解促進研修」のポイント

- 特に福祉関係者への成年後見制度に対する理解促進を進めている。
- 「分かりやすい成年後見制度テキスト」と説明しやすいパンフレットを作成して、研修で活用するとともに、静岡県社協 HP で広く公表し、普及啓発につなげている。
- 研修対象を特別支援学校教員等にも広げ、成年後見制度の対象者が利用する機関の関係者に対する制度の理解を進めている。

【参考：これまで行ってきた主な取組（県主催、県社協主催を問わず）】

平成24年度	・3市社協をモデル地区として選定し、制度の周知と推進を図る
平成25年度	・市町職員研修⇒市民後見人の支援体制構築・ネットワークづくり ・普及啓発⇒シンポジウム・パンフレット作成
平成26年度	・広域の後見実施機関設置推進研修 ・法人後見実施機関職員研修 ・成年後見制度に関する市町別の取組状況等に関する実態把握調査
平成27年度	・市町成年後見推進事業費助成 ・法人後見実施機関職員研修 ・成年後見制度利用促進協議会（県内5地区）
平成28年度	・市町成年後見推進事業費助成 ・法人後見実施機関職員研修 ・成年後見実施機関設置推進研修 ・市民後見人育成・活用推進事業 ・「成年後見制度市町長申立マニュアル」の作成 ・成年後見制度利用促進協議会（県内5地区）
平成29年度	・市町成年後見推進事業費助成 ・成年後見制度に関する市町別の取組状況等に関する実態把握調査 ・成年後見実施機関設置推進研修 ・成年後見実施機関設置・運営等に係る相談事業 ・成年後見制度利用促進セミナー ・成年後見制度利用促進協議会（県内5地区）
平成29年度	・市町成年後見推進事業費助成 ・成年後見実施機関広域設置研修 ・成年後見実施機関設置・運営等に係る相談事業 ・成年後見制度市町長申立に係る実務研修 ・成年後見制度利用促進セミナー ・成年後見制度利用促進協議会（県内5地区） ・「分かりやすい成年後見制度テキスト」、パンフレットの作成 ・福祉職員のための成年後見制度理解促進研修

## □各取組の概要□

### ○「分かりやすい成年後見制度テキスト」及びパンフレットの作成

- ・背景：H29.7に県社協が実施した「成年後見制度に関する実態把握調査」の結果を通じて、特に福祉関係者の成年後見制度に対する理解促進の必要性が明らかとなったことから、H30年度事業として実施。
- ・成年後見制度理解促進検討委員会の設置：専門職団体、施設団体、支援者団体、当事者団体から推薦いただいた計12人及び家庭裁判所（オブザーバー）から成る委員会を設置し、作成全般に係る意見をいただいた。
- ・ワーキンググループの設置：上記委員会から選出した5人から成るワーキンググループを設置し、テキストとパンフレットの具体的な内容を検討した。
- ・事前ヒアリングの実施：施設職員や当事者団体のメンバーに対し、成年後見制度に関して分かりづらい点や、どんなものがあれば説明しやすいか等の意見をヒアリングし、テキスト及びパンフレットの作成に反映させた。

### ○福祉関係者等への理解促進研修の実施

- ・目的：「分かりやすい成年後見制度テキスト」を使った成年後見制度の概要説明と、パンフレット及びテキストの有効な活用方法について学ぶ。
- ・対象：社会福祉事業所職員、地域包括支援センター職員、市町行政職員、市町社会福祉協議会職員、特別支援学校教員等
- ・実施形態：県内4か所で各1回
- ・当取組を開始したことによる効果（※県と県社協に寄せられている声）



市町村職員

- ・とてもわかりやすいテキストとパンフレットなので、職場内の研修や勉強会で利用し、多くの職員に制度を理解してもらいたい。
- ・首長申立の重要性に気付くことができた。

とても詳しくていねいで分かりやすい研修会でした。職場に戻り少しでも多くの職員に伝達し、幅広く知っていただくこと、興味を持っていただくこと、もっと知りたいと思っただけの人が増えるように対応したい。



特別支援学校教員

- ・分かっているようで分かっていなかったことが多いことに気付くことができて良かった。
- ・裁判所等、とてもハードルが高い制度だと思っていたが、わかりやすい説明で、少し身近に感じることができた。



福祉事業所職員

※参考：資料編（p.131～133）参照。

## (4) - 2. 静岡県・静岡県社会福祉協議会

### 「広域での整備が考えられる市町村や当該地域への働きかけ、個別訪問、情報提供」の例：

＜成年後見実施機関未設置市町村への支援＞

- ・「成年後見実施機関広域設置研修」
- ・「成年後見実施機関設置・運営相談事業」



### 各種事業のポイント

- 県と県社協が一体となって従前から取り組んでいた、家裁支部単位における広域での市民後見人の養成及び活動支援の体制づくりに向けた支援をふまえ、H29年度からは成年後見実施機関未設置市町村に対し、成年後見実施機関を広域で実施するための支援事業を立ち上げた。
- 「成年後見実施機関広域設置研修」（県社協への委託事業）では、広域での取組を検討する研修を前期と後期に分けて実施し、中間に各組織に持ち帰って検討する期間を設け、各自治体・各市町社協で十分に検討する時間を設けた。
- 上記研修のフォローアップも含め、相談事への対応は「成年後見実施機関設置・運営相談事業」（県社協への委託事業）で受け止め、上記事業と両輪で成年後見実施機関の設置に向けた支援を行った。

### □各取組の概要□

#### ポイント！

- ・地域の状況に応じた支援を行っている。
- ・県や県社協が主導することで、市町は取りかかりやすい。
- ・各地域を個別に訪問することで、組織内での説明を補強できる。

### ○成年後見実施機関広域設置研修、成年後見実施機関設置・運営相談事業

- ・開始年月：H29年度～
- ・背景：市民後見人の養成及び活用の体制づくりや、権利擁護支援における地域連携ネットワークの構築など、市町における成年後見制度の利用促進の体制整備について、近隣市町との連携による取組を支援
- ・対象：成年後見実施機関未設置地域：4地区
- ・実施形態：地域ごとに年2回（前期、後期）

## 静岡県における平成29年度の取組

### 成年後見実施機関広域設置研修

市民後見人の育成及び活用の体制づくりや、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築など、市町における成年後見制度の利用促進の体制整備について、近隣市町との連携による取組を支援

前期  
(平成29年11月～)

〔基調説明〕

- ・ 広域連携による成年後見実施機関の設置について

〔グループ研修〕

- ・ 広域連携による成年後見実施機関の設置についての理解の促進と意見交換

<市町に課題>

前期研修の内容を踏まえ、各市町において今後の方向性を検討

後期  
(平成30年2～3月)

〔各市町発表〕

- ・ 検討経過や今後の方向性について発表

〔グループ研修〕

- ・ 今後の進め方について意見交換

### 成年後見実施機関設置・運営相談事業

成年後見実施機関の設置、地域連携ネットワークの構築や中核機関の設置を支援するため、市町及び市町社会福祉協議会を対象とする相談窓口を県社会福祉協議会に設置

静岡県 × 静岡県社会福祉協議会

18

より詳細に  
(下のスライドで説明)

## 成年後見実施機関設置・運営相談事業の活用

### 市町行政・社協を対象とする相談窓口を県社協に設置

・個別の取組支援、・広域実施の調整、・家裁・専門職等との連携支援

#### 【活用方法】

- ・成年後見実施機関広域設置研修の前後に、事業実施に向けた下地づくりのため、社協間の会議等を開催
- ・社協内の方針決定を支援するため、市町社協の担当職員と共に、役員等に事業説明を実施
- ・行政内の方針決定を支援するため、行政の担当職員と共に上司への事業説明を実施、併せて市町社協の役割・財政援助等の必要性などを代弁
- ・行政と社協間の話し合いの場に、アドバイザー・交通整理役として同席し、合意形成を支援

静岡県 × 静岡県社会福祉協議会

20

※成年後見制度利用促進に係る都道府県担当者会議資料（H30.10.3）より。

- ・対象の状況に応じた支援：
  - ーパターン①グループ内に「単独で実施予定」の自治体があったケース
  - ーパターン②複数の自治体間で広域実施の方針だけ決まっていたケース
  - ーパターン③市民後見人養成等に消極的な自治体が集まったケース
- ・当取組を開始したことによる効果（※県と県社協に寄せられている声）



A 地区職員

市民後見人の養成や活動の場づくりの必要性は理解していたが、単独自治体で進めることも、自分たちが主導になることも難しく……。県と県社協が主導してくれたことで取りかかりやすかった。

上司への説明の際、県と県社協で個別に訪問、同席して、制度や市町社協の役割について説明を補強してもらうことで、上司に制度等に関する理解を深めてもらった。



B 地区職員

(5) - 1. 宮崎県・宮崎県社会福祉協議会

- ・「広域での整備が考えられる自治体間での勉強会等への支援」
- ・「市民後見人の養成の推進」
- ・「法人後見の立ち上げ推進」の例：  
「権利擁護人材育成・資質向上支援体制づくり事業（法人後見受任体制整備事業）」



「権利擁護人材育成・資質向上支援体制づくり事業  
（法人後見受任体制整備事業）」のポイント

- 県と県社協が一体となって従前から成年後見制度の利用促進に向けた取組を展開させ、県内どの地域でも成年後見制度を利用できる体制を整備すること、継続的に事例への関与の重要性を鑑み、法人後見受任体制整備事業を進めている。
- H30年度から、法人後見を担う一般社団法人職員等にも受講対象を拡大した。
- H30年度から、広域で法人後見受任体制整備や地域連携ネットワークの整備を進める市町村間で行う勉強会等への支援も開始した。

【参考：これまで行ってきた主な取組（県主催、県社協主催を問わず）】

※名称は一般的なものに置き換えて記載している。

- ・高齢者を支える成年後見制度活用支援事業（H20年度から市町村、地域包括支援センターに対する支援の一環として取り組んできた高齢者虐待防止の取組を通じて、経済的虐待への対応策として成年後見制度の利用を進めるという観点から、既存事業を発展させるかたちでH24年度に当事業を開始。H25年度以降は高齢者権利事業の中で取組を継続実施。）
- ・権利擁護人材育成・資質向上支援体制づくり事業（法人後見受任体制整備事業）（H27年度～、県内における法人後見受任体制整備を目的とした事業を開始。）
- ・高齢者権利擁護支援事業（高齢者総合支援センター（県社協）委託）（H24年度～）
  - －相談対応・支援：市町村等からの成年後見制度の活用や市町村長申立ての手續等に関する相談に応じる。
  - －実務研修会の開催：成年後見制度の活用や手續等に関する実務研修会を開催。
  - －成年後見制度の啓発（出前講座）：高齢者権利擁護（高齢者虐待防止、成年後見制度の活用）を推進し、広く県民に学習機会や情報を提供するため、団体・グループ等を対象に出前講座を実施。
- ・成年後見制度に関する市町村別の取組状況等実態把握調査等の実施（H26年度～）

※成年後見制度利用促進係る都道府県担当者会議資料（H30.10.3）より。

※参考：資料編（p.134～135）参照。

## □各取組の概要□

### ポイント!

事業や支援の対象を拡大することを通じて、  
県内全域の法人後見受任体制の整備を進めている。

#### ○権利擁護人材育成・資質向上支援体制づくり事業（法人後見受任体制整備事業）

- ・ 開始年月：H27年度～地域医療・介護確保総合基金を活用し、県内における法人後見受任するための体制整備を開始。
- ・ 目的：成年後見制度の担い手不足の実態や市民後見人選任の実績がない実態を踏まえ、長期的に見て、県内どの地域でも成年後見制度を利用できる体制を整備する必要性とともに、事例への関与の継続性を考え、県として法人後見受任体制および関与する人材育成に取り組むこととした。

#### ・ 主な取組：

- －市民に対する法人後見支援員養成研修
- －社協職員等に対する法人後見専門員研修
- －広域的な整備に取り組む市町村への補助（H30年度～）

#### ※社協職員等に対する法人後見専門員研修：

- －地域医療・介護確保総合基金を活用。
- －H30年度～、法人後見を担う一般社団法人職員等にも受講対象を拡大。

※広域的な整備に取り組む市町村への支援：地域医療・介護確保総合基金を活用し、中核機関の設置や地域連携ネットワークの整備を広域で進める場合、市町村職員間の認識の共有が重要なことから、当該自治体間での勉強会等を進める場合に補助を付与。また、広域での担い手確保を目的とした地域住民等に対する市民後見人等に関する普及啓発等の取組に対しても補助を付与する。

- ・ 当取組を開始したことによる効果（※県と県社協に寄せられている声）



市町村職員

#### 【研修を受講した市町村職員による感想】

- ・ 行政も社会福祉協議会による後見センターと一緒に取り組みながら役割分担をして利用者本位の支援をしていかなければいけないと思った。
- ・ 法人後見から見てくる社会福祉協議会のあり方や支援などを学ぶことができ、地域福祉からの見方など多角的に考えるきっかけとなった。
- ・ 法人としての支援の在り方や被後見人の意見を尊重する姿勢は大切だと思った。
- ・ 広域連携の意義、メリットがよく分かった。日頃の連携が重要だと再認識した。
- ・ 権利擁護支援体制の構築に向けて、どのような取組が必要か具体的に分かり、今後の取組の進め方の参考となった。
- ・ 法人後見に取り組まれている社協の発表や意見は、とても為になるものでした。住民のことを考えれば、できるだけ早く取り組まなければならないと改めて感じた。

#### 【受講実績や感想から分析した効果】

- ・ 法人後見支援員養成修了者は、日常生活自立支援事業の生活支援員として活動されている方もおり、権利擁護支援のための担い手が育成されている。
- ・ 社会福祉協議会が法人後見に取り組むことで、住民に対する具体的な支援内容を知ることができ、市町村に求められる権利擁護支援に対する役割について意識を高める効果がある。
- ・ 市町村職員にとって、今後の権利擁護支援の取組の進め方を学ぶことができる効果が大きい。



県職員

## (5) - 2. 宮崎県・宮崎県社会福祉協議会

### 「広域での整備が考えられる市町村や当該地域への働きかけ、個別訪問、情報提供」の例：

- ・中核機関整備に向けた後方支援
- ・市町村に対する個別の助言や支援



### 中核機関設置に向けた後方支援や市町村に対する個別の助言や支援のポイント

- 市町村で実施される協議や勉強会を訪問し、市町村の課題に応じた、取組方法や先進地の事例等の説明や情報提供を行っている。
- 広域連携で中核機関整備に取り組む市町村に対しては、市町村間の考え方について共通認識が図れるように個別に助言や支援を行っている。
- 県の取組について家庭裁判所と情報共有を行っている。

#### □各取組の概要□

#### ○中核機関の整備に向けた後方支援

- ・開始年月：H30年5月、6月頃に開催した説明会で、県内各地で広域による取組の検討が開始したと考えられる。
- ・取組例
  - －H31.3現在、宮崎県では、3つの地域で、広域での中核機関や地域連携ネットワークの整備に向けた検討が行われている。
  - －宮崎県の場合、県や県社協から広域での取組に関する働きかけを行ったことはなく、各地で中心となる地域が主体的に声をかけて協議が開始されている。
  - －また、別の分野で定住自立圏構想の取組が進められている場合、連携や協力が進めやすいという面もあると考えられる。

## ポイント!

県内自治体の先行地域をモデルケースとすることで、  
他地域の学びの機会となっている。

### 【参考：Aグループ（1市2町）】

- ・広域連携による中核機関の整備を検討中
  - ・H30.12、検討を行うための検討委員会を設置。
- <検討事項>（検討内容は見直しの可能性あり）
- －中核機関：各市町が単独で全ての機能を担うが、個別の取組や業務内容により広域連携で取り組んだ方が効果的な取組について広域での実施を検討。
  - －コア会議：構成メンバーは未定
  - －「地域連携ネットワーク」の在り方：現状、機能、構成等
  - －市町村計画（骨格部分）：2021年に策定予定、中核機関の在り方を検討する中で、骨子部分は広域連携に関する内容を記載する予定。
- <委員等の構成>
- －委員：弁護士会、リーガルサポート、社会福祉士会、学識者、行政書士会 ※増員を予定
  - －社協：1市2町の社協
  - －事務局：1市2町の行政（高齢福祉担当部署、障害福祉担当部署）
  - －オブザーバー：宮崎家裁、宮崎県長寿介護課

### ・県の役割

- －広域で進める場合、首長申立ての経験が少ない自治体に対し、自治体として検討し考えをまとめるように促している。
- －当検討委員会や事務局自治体の許可を得て、県内市町村にも当検討委員会の傍聴を呼びかけている。

### ・広域で取り組むことによる効果（※県と県社協に寄せられている声）



市町村職員

- ・広域連携により、ヒト・カネ・モノ・情報の面で単独市町村の資源を活用した以上の効果を得ることができる。
- ・広域で取り組もうと考えている他自治体にとっても、協議の進め方やスケジュール、関係機関の関わり方や依頼の仕方等、先行地域からノウハウを学べたり、質問できる効果が大きい。

## ○市町村に対する個別の助言や支援

- ・開始年月：H30年5月～、県内各地で成年後見制度利用促進に関する説明や広域による取組の検討が促進されることを目的に、県職員が個別に地域を訪問し、説明や助言を行っている。
- ・取組例（H30年度実績）

### ポイント!

市町村や地域を個別に訪問して相談にのることで、県にとっては各地域の状況把握、市町村にとっては個別にのってもらえる機会となっている。

## 市町村に対する個別の助言や支援実績

### (4)市町村への支援等

#### ①市町村への支援

##### ア 支援内容

- ・県内市町村の取組状況報告
- ・成年後見制度利用促進法、国の基本計画等の説明
- ・協議等の場の設定提案
- ・協議等における助言等
- ・成年後見制度利用促進に係る市町村取組の相談対応
- ・先進地の取組、関係機関のフォーラム等の情報提供

##### イ 実績(平成30年度)

支援先(地域)	協議等内容	訪問等回数	対象市町村
宮崎・東諸県	宮崎・東諸県における広域的な体制整備等について	2回	宮崎市、国富町、綾町
延岡・西臼杵	延岡・西臼杵における広域的な体制整備	4回	延岡市、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町
日向・東臼杵	日向・東臼杵における成年後見制度利用促進	2回	日向市、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町
西諸県	西諸県地区における広域的な体制整備	2回	小林市、えびの市、高原町
児湯	児湯地区における広域的な法人後見受任体制整備	3回	西都市、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町
三股町	三股町における成年後見制度利用促進	2回	三股町

#### ②市町村及び市町村社協との協議の場の設定

県内4地区(県北、県西、児湯、県央・県南)で年1回権利擁護人材育成・資質向上支援体制づくり事業説明会を実施し、成年後見制度利用促進に関する意見交換等を実施。

28

※ヒアリング調査資料より。



## 成年後見制度利用促進に向けて、県と県社協ができること

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会権利擁護センター 丸山広子

平成30年3月30日、全国社会福祉協議会地域福祉推進委員会は、「成年後見制度利用促進における社協の取組みと地域における権利擁護体制の構築に向けた基本的な方策」を発出した。この中で、「社協は、これまでの取組みを活かし、基本計画で謳われている地域連携ネットワークに積極的に参画するとともに、中核機関の受託を進めるなど、成年後見利用促進にかかる取組みを積極的に進めていくべきと考える」とある。また都道府県社協による市町村社協への支援として、「成年後見制度の利用促進を進めるため、都道府県行政と協議し、市区町村社協への支援や町村部等における広域的な事業を実施する必要がある」とし、その具体的な支援について9つの項目を示している。

それを受け、埼玉県社協としては、市町村社協からの情報収集を元に、専門職団体とのかわりがない社協や法人後見にまだ着手ができていない社協への支援を中心的な取組みとした。

また、埼玉県と協働で「県協議会」「(裁判所圏域に) 地区協議会」を立ち上げ、行政、社協、専門職団体との「顔の見える関係作り」から始めることとした。まずは、県と県社協の担当者同士が、絵を描き、連携の土壌を作り、さいたま家裁との連絡会や課題の解決に向けた意見交換を重ねることとなった。その中で、県と県社協と一緒に市町村、市町村社協を訪問し、市町村における課題などに耳を傾けた。行政と社協は、今までもよりよいパートナーシップを築きながら様々な事業を展開してきたが、これを機に、今日的な社協と行政の関係について整理し、更なる連携強化が求められることだろう。その1つが、この「成年後見制度利用促進」にかかることではないか。とりわけ成年後見利用促進や中核機関等の受託については、社協だけで完結することは難しく、地域の関係者と協議し、行政との連携のもと、体制整備を図ることは重要なポイントだと考える。たとえば、成年後見制度利用促進基本計画には、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援のプラットフォームとなる地域連携ネットワークの構築を図ることとされているが、地域共生社会を見据えた今後の権利擁護のあり方については、行政と社協が、地域住民や地域の団体・組織を巻き込んだ協議をする場をもつなどし、計画的な推進が期待されるだろう。

実際の訪問活動では、行政と社協と一緒に説明に耳を傾けてくれた。法律や計画の内容の確認から始まる時もあれば、すでに行政と社協が連携を密にその街の将来像を描いているところもあった。ただ残念なことに、まだこの法律や基本計画の趣旨が十分に伝わっていないことや多くの福祉課題を抱え、すでに疲弊している様子、予算が厳しくここまで手が回らないなどの嘆きを耳にすることになったのも事実である。県の担当者とともに訪問の意図や今後の見通しを説明しつつも、現状を受け止め、打開策がないか丁寧に聞き取りを行っていった。そこには、アンケート調査では、把握できなかった現状が見え隠れした。「ネットワーク」については、「事業ごとに様々なネットワーク図を示され、もうこれ以上は・・・」という意見もあった。その様な時には、地域共生社会のネットワークの中に司法を入れていくなどの工夫や今後の超高齢社会、地域移行の進展に伴い、地域福祉の中に「権利擁護の視点」は欠くことができない大切なものだという事を説明し、今一度検討を

していただけないかと納得がいくような説明を心がけた。さらに計画の策定が困難であるとの訴えには、県と県社協は、他の市町村の取組み事例を情報提供するなどして市町村を支援した。

一方、市町村社協に対する支援として、「日常生活自立支援事業」の経験を活かし、利用者の将来を見据え、成年後見制度への移行や利用者視点の法人後見事業の取組みが推進されるよう、来年度「法人後見業務担当職員養成研修」を企画した。これは平成30年度の「法人後見業務の手引き」の改訂に続き、この事業を推進していく下地を県社協として示し、社協としての「成年後見制度利用促進」への第一歩を踏み出してほしいというメッセージに等しい。私は、県社協の職員として、地域福祉を推進する中核的な団体としての使命を果たすことを忘れず、地域共生社会の実現に向け、権利擁護の視点を基軸に、県内の行政や社協さらには、専門職団体とのつながり深め、推進策の提案やあきらめない姿勢で、県とともにさらに歩みを進めたい。



## 神奈川県成年後見制度に関する市町村支援

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課 主事 香野 遥

### (1) 成年後見制度に関する意見交換会

年に一度、市町村や市町村社協の方々とは顔を合わせ、直接意見を聞ける機会なので、最も力を入れている取組の1つである。この会議で出された意見を受け、実現したことも多い。例えば、「県には家裁や専門職団体との橋渡しをしてほしい。」という声があり、平成30年度から本会議を拡充し、家裁や専門職の方々にも参加していただいている。県にとって、調査だけでは分からない各市町村の状況が把握できるだけでなく、家裁や専門職の方々にも各市町村の状況、特に小規模な自治体の困難さについてご理解いただけたのではないかと思う。

その他にも、この会議において「県のたよりで市民後見人について広報してほしい。」という意見を受け掲載したところ、県民から多くの反響をいただいたり、「市町村域を超えた市民後見人の横のつながりがほしい。」との意見から、県社協で市民後見人同士が情報交換を行える場を設定することにつながったりした。

### (2) 成年後見に関する横浜家庭裁判所との連絡協議会

本県において、平成24年度から市民後見人養成基礎研修を開始するに当たり、市民後見人の受任に向け、市町村等がどのような研修を実施し、バックアップ体制を整備すべきか、家裁に助言していただくため、意見交換の場を要請したことが始まりである。本会議の積み重ねにより、市民後見人の養成を行う市町村等のバックアップ体制が整備されつつあり、家裁において市民後見人候補者が却下されることが少なくなった。その結果、平成30年8月1日時点で、県内延べ109件の受任につながっている。

また、国基本計画において、都道府県の役割として「家庭裁判所（本庁・支部）との連携」が求められていることから、平成29年度から家裁各支部の後見担当者に、本庁に来ていただき、参加者全員で協議する時間と、支部ごとに分かれて情報交換を行う時間を設ける等の工夫を行っている。

### (3) 成年後見制度セミナー

いわゆる市町村長申立て研修であるが、平成29年度に県社協が実施した実態把握調査において、地域包括支援センターや障害者相談支援事業所の方々が、ご本人やご家族の身近な支援者として、権利擁護に関する高い関心・意識を持ち、苦勞しながら申立て支援等を行っている現状が分かり、また、国基本計画において「関係者の資質の向上」も都道府県に求められていることを踏まえ、平成30年度から地域包括支援センターや障害者相談支援事業所の職員も受講対象としている。なお、講義の内容はあくまで「市町村長申立て」なので、その点をご理解いただきながら、参加していただいている。

### (4) 結びに

その他にも、ある町で、広域的な取組の検討をしたいが自分たちから他の自治体に声をかけにくいという悩みを聞いて、当該市町を対象とした県主催の会議を開催したり、ある

市から、勉強会の開催に当たり国基本計画の説明をしてほしいとの要望を受け、僭越ながら講師をしたりと、各市町村の個別の状況に応じてできる限りの対応をしている。

全国どの地域に住んでいても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、つまり県内の地域差が生じないように、県内全体を俯瞰しながら市町村の体制整備等を後押ししなければならない都道府県の役割は非常に大きい。

一方で、本県同様、ほとんどの都道府県担当者が一人で他業務と兼務しながら、また、どこまで市町村に踏み込んでいいのか悩みながら取り組んでいらっしゃると思う。私は、既存の取組をどう拡充させれば国基本計画における都道府県の役割に近づけるかということを考えながら、悩んだ時は県社協をはじめ色々な人に相談し、やれることからやってみるという姿勢で取り組んでいる。都道府県にとっては制約が少ない分、自由に考えチャレンジできる点に取り組み甲斐があるのではないだろうか。こうした本県の取組が皆様方の一助となれば幸いである。



## 法人後見活用のための都道府県知事による認定制度の導入

新潟大学法学部 上山 泰

成年後見制度の利用促進のための政策的課題は枚挙にいとまがないが、ここでは、①質の高い成年後見人候補者の確保と、②成年後見制度の運用に関する都道府県の役割の明確化という2つの課題を同時に解決するための方策として、1つの試論を提起してみたい。それは、「都道府県知事による適格法人後見団体の認定制度」の導入である。この試論の意義について、まずは現状における①②の問題点から確認しておこう。

法定後見人の供給母体が親族後見人から第三者後見人に大きく移行したことは周知のとおりである。現行制度が始まった平成12年度の新規選任事案で90.9%を占めていた親族後見人は、平成30年には23.2%にまで激減している。これに加えて、さらに注目すべきは、その属性別の比率である。平成12年度の場合、選任率の高い順に、子34.5%、配偶者18.6%、兄弟姉妹16.1%、その他親族12.1%、親9.6%であった。これに対して、平成30年では、子12.1%、その他親族3.9%、兄弟姉妹3.6%、配偶者2.0%、親1.8%となっている。いずれも子がトップであることは変わらないが、その選任率は3分の1近くまで低下している。そして、より重要な点は子以外の親族の存在感がほとんど失われていることである。そもそも親族後見人の利点は、本人との親密性や信頼関係に基づく確なコミュニケーションの可能性、本人情報や本人の価値観への精通、さらには、こうした関係性に基づく「本人らしさ」の代弁可能性等の点にある。したがって、本人と疎遠な親族を選任しても意味はない。少子高齢化、生涯未婚率の上昇等の人口学的要因からすれば、こうした後見人としての適格性を備えた親族のいる者は、今後ますます減少する蓋然性が高い。もちろん、適格性のある親族を今後積極的に活用していくことは望ましいことだが、親族の比率を制度開始当初の状況まで戻すことは、もはや現実的とはいえないだろう。

他方で、現在の主力である専門職後見人の増強にも限界がある。平成30年の新規選任率は司法書士29.0%、弁護士22.5%、社会福祉士13.3%にのぼり、これらの三士業（いわゆる三士会）で全体の6割以上を占めている。しかし、専門資格職の数を短期間で増やすことが困難なことは自明である。加えて、そもそもわが国の専門職後見は、制度上は、単に法律・福祉等の専門資格職による後見を意味するにすぎず、必ずしも後見それ自体の専門家による後見というわけではない（特定の専門資格の保有が、ただちに後見人としての適性や専門的なスキルを保証するものではないことに留意すべきである）。このため、単純に専門資格職の人数を増員するだけでは意味がなく、その中からさらに後見人候補者をリクルートし、研修等を通じて育成していくことが必要となる。したがって、良質の専門職後見人の供給を短期間に急増させる政策にも現実味が薄い。他方、専門職後見人一人当たりの受任数を安易に増やすことは後見の質の低下を招くおそれ大きい。

それでは、近年大きな脚光を浴びている市民後見人はどうか。残念ながら、これも特効薬とはいえない。まず、平成30年の新規選任率はわずか1%未満にすぎない。さらに、中長期的な観点からみても、たとえば過疎地域を考えると、超高齢化により後見ニーズが高まる一方で、地域に支援者たりうる市民の数自体がそもそも不足しがちとなるからである。結局、わが国の現在の人口構成を考える限り、（本人と後見人が完全に1対1対応の関係となる）マンツーマン型の個人後見頼みでは、これ以上の利用促進は困難というべき

だろう。かくして、必然的に浮上するのが法人後見体制の整備という課題である（一般的な地域では、市民後見人もまずは後述する適格法人後見団体内の実働部隊である後見支援員等として活用していくことが現実的であろう）。

ところが、現在の法人後見には大きな構造的欠陥がある。それは、法人後見団体としての質の保障をおこなう仕組みの未整備である。ここには最低限の財政基盤の確保という要素が含まれる。そもそも現行の法定後見制度の報酬に関する規定は、近親者による無報酬労働モデルを前提とした禁治産宣告制度の残滓である（現行法でもこの点に関する規律が民法第四編「親族」編に残置されたままであるという事実がこのことを雄弁に物語る）。近年では裁判所の努力により報酬額の目安が公表されるなどの改善点も見受けられるが、依然として後見報酬額の予測は難しく、法人の予算策定にあたって大きなネックとなる（現行法上、後見報酬は後払い方式であるため、仮に純粋な法人後見団体を新たに立ち上げた場合、少なくとも初年度は収入ゼロになりかねないことにも留意する必要がある）。より深刻な点は、本人に資力がない場合、そもそも後見報酬はおろか、実費の償還すら困難になることである。報酬等の助成として成年後見制度利用支援事業があるものの、この実施状況には地域差が大きく、少なくとも現状では完全な補填を期待することはできない。また、本来であれば後見扶助が生活保護費として認められるべきであるが、この点の議論も進んでいない。かくして、現状では後見報酬を主たる収入源として法人を運営することはきわめて困難である。

ところで、「法人は死なない」（＝長期継続性が担保される）ことが、しばしば法人後見の利点として挙げられるが、法人も当然に破産はするし、これにより法人格が消滅するおそれがあることを見落としてはならない。さらに、破産者は後見人の欠格事由であるため（民法847条3号）、仮に法人後見団体が破産すれば、そもそも、この時点で後見人としての地位を当然に失い、当該法人が受任している全件について後見人の追加選任が必要となる。しかし、現状の法人後見人は地域に他に担い手がない場合の最後の受け皿として機能していることが多い。このため、仮に多数の案件を抱える法人後見団体が破綻した場合、当該地域内でただちに代替りの後見人候補者を見出すことは不可能に近い。つまり、現実的には、地域で既に一定の受任実績のある法人後見団体を経済的に破綻させるわけにはいかないわけである。とすれば、現実問題として後見報酬のみでは経営が不安定となる法人後見団体に対する公的な助成のしくみが検討されるべきであろう。既存の成年後見制度利用支援事業に基づく報酬助成が個別の低資力者案件を対象とするのに対して、良質な法人後見団体の安定的・継続的な運営を担保するために、継続的にその運営費を助成するわけである（既存の成年後見制度法人後見支援事業よりも直接的な支援策となる）。

もちろん、こうした公的助成の対象は質の高い法人後見団体に限定されなければならない。そこで私見は、「成年後見制度の運用に関する都道府県の役割の明確化」の課題と絡めて、都道府県知事による適格法人後見団体の認定制度の導入を提言したい。簡単にいえば、先の法人後見団体に対する運営費助成の対象を都道府県知事が認定する適格法人後見団体に限定し、その認定手続と監督を都道府県の業務として位置付けることで、地域における良質かつ安定的・継続的な法人後見サービスの提供を保障しようというものである。

周知のように、成年後見制度利用促進法によって、国、都道府県、市町村が成年後見制度の適正な運用に一定の役割を果たすべきことが明らかにされた。しかし、側聞する限りでは、国と市町村に比べて、一般に都道府県の動きが鈍いという。私見によれば、その理

由の一端は都道府県の役割の抽象性に求められるように思われる。市町村の場合、法律上、市町村長申立てに関する権限（老人福祉法 32 条等）が与えられているうえ、虐待防止法を通じて部分的には義務化もされている（高齢者虐待防止法 9 条 2 項等）。また、この申立権の実効性を担保するために、努力義務ではあるが、適正な後見人候補者の育成やその家庭裁判所への推薦等といった地域の法定後見の運用に直接関わる役割が与えられている（老人福祉法 32 条の 2 等）。これに対して、都道府県の法律上の役割は、基本的には広域的な見地からの市町村に対する支援（利用促進法 15 条、老人福祉法 32 条の 2 第 2 項）という間接的な関わりにとどまっている。おそらく、こうした位置づけのみでは、地域の具体的な後見ニーズが都道府県までには届きにくいとともに、都道府県側としても具体的な所掌事務が見えづらいために余計に動きが鈍くなりがちなのではないだろうか。

仮にこの見方が的を射たものであるならば、成年後見制度の運用に直接的に関わる権能を都道府県に付与し、その役割を明確化することが有効な処方箋となるように思われる。そして、この都道府県の役割を良質な法人後見人の確保という、もう一つの喫緊の課題と結び付ける形で構築することができれば、まさに一石二鳥の政策となりえるだろう。これが本コラムの提言の狙いである。

---

i 平成 12 年度の比率については、最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況～平成 12 年 4 月から 13 年 3 月～」参照。平成 30 年の比率については、同「成年後見関係事件の概況～平成 30 年 1 月から 12 月～」10 頁のデータに基づき筆者が算出した。

### Ⅲ 資料編

#### 1. 成年後見制度利用促進基本計画

	・成年後見制度利用促進基本計画	99～114
--	-----------------	--------

#### 2. 市町村

○新潟県阿賀町	・阿賀町成年後見センター運営委員会設置要綱	115
○香川県三豊市	・三豊市成年後見制度利用促進審議会設置準備会内規	116
○青森県八戸市	・八戸市市民後見推進協議会規則	117
○愛知県豊田市	・豊田市成年後見・法福連携推進協議会設置要綱の解説とポイント	118
	・豊田市成年後見支援センター運営業務委託仕様書の解説とポイント	119
	・アンケート調査票（地域包括・委託障がい相談事業所・地活Ⅰ型向け）	122
○上伊那地域	・上伊那成年後見センター設置に関する協定書	123
	・上伊那成年後見センター設置要綱	124
	・上伊那成年後見センター業務委託契約書	125
	・伊那市社会福祉協議会 上伊那成年後見センター運営要綱	126
	・中核機関設置に伴う、運営要綱・設置要綱の新旧対照表	127

#### 3. 都道府県編

○埼玉県	・埼玉県成年後見制度利用促進○○地区協議会運営要領（雛形）	128
	・平成 30 年度埼玉県成年後見制度利用促進○○地区協議会次第（雛形）	128
	・平成 30 年度埼玉県成年後見制度利用促進○○地区協議会 開催通知（雛形）	129
○神奈川県	・平成 30 年度成年後見セミナー次第（初任者編、現任者編）（見本）	130
○静岡県	・『分かりやすい成年後見制度テキスト』（表紙、目次、イラスト）	131
	・成年後見制度パンフレット	132
	・「福祉職員のための成年後見制度理解促進研修の開催について」（開催要項）	133
○宮崎県	・専門職団体に対する会員数調査（依頼文、調査表）（参考）	134
	・家裁に対するデータ提供依頼文（依頼文、依頼項目）（参考）	135

#### 4. 地域福祉計画策定ガイドラインが示す盛り込むべき事項の文案例

	・地域福祉計画策定ガイドラインが示す盛り込むべき事項の文案例	136
--	--------------------------------	-----



成年後見制度利用促進基本計画について

〔平成29年3月24日  
閣議決定〕

政府は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第12条第1項の規定に基づき、成年後見制度利用促進基本計画を別添のとおり定める。

成年後見制度利用促進基本計画

<目次>

1 成年後見制度利用促進基本計画について	1
（1）成年後見制度利用促進基本計画の位置付け	1
（2）基本計画の対象期間	1
（3）基本計画の工程表	1
2 成年後見制度利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標等	1
（1）基本的な考え方	3
（2）今後の施策の目標等	
① 今後の施策の目標	
ア) 利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進める。	
(a) 利用者に寄り添った運用	
(b) 保佐・補助及び任意後見の利用促進	
イ) 全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各 地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る。	
(a) 権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の整備	
(b) 担い手の育成	
ウ) 不正防止を徹底するとともに、利用しやすさとの調和を図り、安心して 成年後見制度を利用できる環境を整備する。	
(a) 不正事案の発生を未然に抑止する仕組みの充実	
(b) 地域連携ネットワークの整備による不正防止効果	
エ) 成年被後見人等の権利制限に係る措置を見直す。	
② 今後取り組むべきその他の重要施策	6
ア) 成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等	
イ) 死後事務の範囲等	7
③ 施策の進捗状況の把握・評価等	7
3 成年後見制度の利用の促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策	7
（1）利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善	
① 高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方	
② 後見人の選任における配慮	
③ 利用開始後における柔軟な対応	
④ 成年後見制度の利用開始の有無を判断する際に提出される診断書等の在り方	
（2）権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり	
① 地域連携ネットワークの三つの役割	9

ア) 権利擁護支援の必要な人の発見・支援 イ) 早期の段階からの相談・対応体制の整備 ウ) 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築	10	ア) 福祉関係者団体 イ) 法律関係者団体 (6) 成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討	25
②地域連携ネットワークの基本的仕組み ア) 本人を後見人とともに支える「チーム」による対応 イ) 地域における「協議会」等の体制づくり ③地域連携ネットワークの中核となる機関の必要性 ④地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能等	11	①経緯等 ②中間報告の内容 ③今後の方向性 (7) 成年被後見人等の権利制限に係る措置の見直し (8) 死後事務の範囲等	26 27 27
ア) 広報機能 イ) 相談機能 ウ) 成年後見制度利用促進機能 (a) 受任者調整（マッチング）等の支援 (b) 担い手の育成・活動の促進 (c) 日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行 エ) 後見人支援機能 オ) 不正防止効果	16	4 その他	
⑤中核機関の設置・運営形態 ア) 設置の区域 イ) 設置の主体 ウ) 運営の主体 エ) 設置・運営に向けた関係機関の協力 ⑥優先して整備すべき機能等	18		
(3) 不正防止の徹底と利用しやすいことの調和と安心して利用できる環境整備 ①金融機関による新たな取組 ②親族後見人の成年後見制度への理解促進による不正行為の防止 ③家庭裁判所と専門職団体等との連携 ④移行型任意後見契約における不正防止 (4) 制度の利用促進に向けて取り組むべきその他の事項 ①任意後見等の利用促進 ②制度の利用に係る費用等に係る助成 ③市町村による成年後見制度利用促進基本計画（市町村計画）の策定 (5) 国、地方公共団体、関係団体等の役割 ①市町村 ②都道府県 ③国 ④関係団体	18 20 21		

## 成年後見制度利用促進基本計画

### 1 成年後見制度利用促進基本計画について

#### (1) 成年後見制度利用促進基本計画の位置付け

「成年後見制度利用促進基本計画」(以下「基本計画」という。)は、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号。以下「促進法」という。)第12条第1項に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるものであり、政府が講ずる成年後見制度利用促進策の最も基本的な計画として位置付けられる。

なお、促進法第23条第1項において、市町村は、国の基本計画を勘案し、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされている。

#### (2) 基本計画の対象期間

今回策定する基本計画は、平成29年度から平成33年度までの概ね5年間を念頭に定めるものとする。

#### (3) 基本計画の工程表

後述の2(2)「①今後の施策の目標」を達成し、成年後見制度の利用を着実に促進するためには、基本計画に盛り込まれた施策が総合的かつ計画的に推進されることが重要である。

このため、国・地方公共団体・関係団体等は、別紙の工程表を踏まえ、相互に連携しつつ、各施策の段階的・計画的な推進に取り組むべきである。

### 2 成年後見制度利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標等

#### (1) 基本的な考え方

成年後見制度は、ノーマライゼーションや自己決定権の尊重等の理念と、本人保護の理念との調和の観点から、精神上的障害により判断能力が不十

分であるために契約等の法律行為における意思決定が困難な人について、成年後見人・補助人(以下「成年後見人等」又は「後見人」という。)がその判断能力を補うことにより、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護するという点に制度趣旨があり、これらの点を踏まえ、国民にとって利用しやすい制度とすることを旨指して導入されたものである。また、今後、認知症高齢者の増加や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性が高まっていくと考えられる。

しかしながら、現在の成年後見制度の利用状況をみると、成年後見制度の利用者数は近年、増加傾向にあるものの、その利用者数は認知症高齢者等の数と比較して著しく少ない。

また、成年後見等の申立ての動機をみても、預貯金の解約等が最も多く、次いで介護保険契約(施設入所)のためとなっており、さらに、後見・保佐・補助と3つの類型がある中で、後見類型の利用者の割合が全体の約80%を占めている。

これらの状況からは、社会生活上の大きな支障が生じない限り、成年後見制度があまり利用されていないことがうかがわれる。また、後見人による本人の財産の不正使用を防ぐという観点から、親族よりも法律専門職等の第三者が後見人に選任されることが多くなっているが、第三者が後見人になるケースの中には、意思決定支援や身上保護等の福祉的な視点に乏しい運用がなされているものもあると指摘されている。

さらに、後見等の開始後に、本人やその親族、さらには後見人を支援する体制が十分に整備されていないため、これらの人からの相談については、後見人を監督する家庭裁判所が事実上対応しているが、家庭裁判所では、福祉的な観点から本人の最善の利益を図るために必要な助言を行うことは困難である。

このようなことから、成年後見制度の利用者が利用のメリットを実感できていないケースも多いため、指摘がなされている。

今後の成年後見制度の利用促進に当たっては、成年後見制度の趣旨でもある①ノーマライゼーション<sup>※1</sup>、②自己決定権の尊重<sup>※2</sup>の理念に立ち返り、改めてその運用の在り方が検討されるべきである。

さらに、これまでの成年後見制度が、財産の保全の観点のみが重視され、本人の利益や生活の質の向上のために財産を積極的に利用するという視点

※1 成年後見人等が、成年後見人等でない人と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと。

※2 障害者の権利に関する条約第12条の趣旨に鑑み、成年後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと。

※3 本人の財産の管理のみならず身上の保護が適切に図られるべきこと。

に欠けるなどの硬直性が指摘されてきた点を踏まえ、本人の意思決定支援や身上保護等の福祉的な観点も重視した運用とすることがあり、今後一層、③身上の保護の重視<sup>※</sup>の観点から個々のケースに応じた適切で柔軟な運用が検討されるべきである。

今後、成年後見制度の利用促進を図っていくためには、成年後見制度利用促進委員会（以下「促進委員会」という。）のワーキング・グループでも検討を行ったように、①制度の広報・周知、②相談・発見、③情報集約、④地域体制整備、⑤後見等申立て、⑥後見等開始後の継続的な支援、⑦後見等の不正防止、といった各場面ごとに、地域における課題を整理して、体制を整備し、対応を強化していくことが求められる。

(2) 今後の施策の目標等

①今後の施策の目標

ア) 利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進める。

(a) 利用者に寄り添った運用

○ 成年後見制度においては、後見人による財産管理の側面のみを重視するのではなく、認知症高齢者や障害者の意思をできるだけ丁寧に聞くみ取ってその生活を守り権利を擁護していく意思決定支援・身上保護の側面も重視し、利用者がメリットを実感できる制度・運用とすることを基本とする。

○ 特に、障害者の場合は、長期にわたる意思決定支援、身上保護、見守りが重要であり、施設や病院からの地域移行、就労や社会参加等の活動への配慮、障害の医学モデル<sup>※4</sup>から社会モデル<sup>※5</sup>への転換、合理的配慮の必要性といったことを重視し、障害者にとつての社会的障壁を除去していく環境や支援の在り方を継続的に考えていく必要がある。後見人は、障害者の人生の伴走者として、利用者の障害特性を理解し、継続的に支援を行っていくよう努めるべきである。

○ こうしたことを踏まえ、家庭裁判所が後見等を開始する場合に

※4 障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、専ら心身の機能の障害に起因するとする考え方。

※5 障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、心身の機能の障害のみに起因するのではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるとする考え方。障害者の権利に関する条約、障害者基本法等が採用している。

は、本人の生活状況等を踏まえ、本人の利益保護のために最も適切な後見人を選任することができるようにするための方策を検討する。

○ また、成年後見制度の利用及びび類型の決定手続において、本人の精神の状態を判断する医師が、本人の生活状況や必要な支援の状況等を含め、十分な判断資料に基づき判断することができるよう、本人の状況等を医師に的確に伝えることができるようにするための方策について検討するとともに、その判断について記載する診断書等の在り方についても検討する。

(b) 保佐・補助及び任意後見の利用促進

○ 成年後見制度の利用者の能力に応じたきめ細かな対応を可能とする観点から、成年後見制度のうち利用が少ない保佐及び補助の類型の利用促進を図るとともに、利用者の自発的意思を尊重する観点から、任意後見制度が適切かつ安心して利用されるための取組を進める。

○ 認知症の症状が進行する高齢者等について、その時々の判断能力の状況に応じ、補助・保佐・後見の各類型間の移行を適切に行う。このため、その時々の心身の状況等に応じた見守り等、適切な権利擁護支援を強化する。

○ また、任意後見や保佐・補助類型についての周知活動を強化するとともに、早期の段階からの制度利用を促進するため、利用者の個別のニーズを踏まえた周知活動・相談対応等も強化する。

イ) 全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるように、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る。

(a) 権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の整備

○ 全国どの地域に住んでいても、成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるように地域体制の構築を目指す。

○ 各地域における相談窓口を整備するとともに、成年後見制度の利用が必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みを整備する。

○ また、本人の自己決定権を尊重し、身上保護を重視した成年後見制度の運用を行うため、本人の状況に応じて、本人に身近な親族、福祉・医療・地域の関係者と後見人がチームとなって日常的

に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う体制を構築するとともに、福祉・法律の専門職が専門的助言・相談対応等の支援に参画する仕組みを整備する。こうしたチーム対応は、連携して本人を支援する既存の枠組みも活用しながら行う。

- このため、各地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化するための協議会等を設立し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める。
- さらに、専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会等の事務局など、地域連携ネットワークのコアネットワークを担う中核的な機関（以下「中核機関」という。）の設置に向けて取り組む。
- こうした取組は、市町村等が設置している「成年後見支援センター」や「権利擁護センター」などの既存の取組も活用しつつ、地域の実情に応じて進めていく。

(b) 担い手の育成

- 今後の成年後見制度の利用促進の取組も踏まえた需要に対応していくため、地域住民の中から後見人候補者を育成しその支援を図るとともに、法人後見の担い手を育成することなどにより、成年後見等の担い手を十分に確保する。

ウ) 不正防止を徹底するとともに、利用しやすさとの調和を図り、安心して成年後見制度を利用できる環境を整備する。

- (a) 不正事案の発生を未然に抑止する仕組みの充実
  - 不正事案の発生やそれに伴う損害の発生をできる限り少なくするためには、不正事案の発生を未然に抑止する仕組みの整備が重要である。このため、成年後見制度の利用者の利便性にも配慮しつつ、後見制度支援信託に並立・代替する預貯金の管理・運用方策の検討の促進等について検討を行う。
  - 各後見人の後見業務が適正に行われているかの日常的な確認、監督の仕組みの充実については、専門職団体による自主的、積極的な取組に期待するとともに、法務省等は、最高裁判所と連携し、必要な検討を行う。

(b) 地域連携ネットワークの整備による不正防止効果

- 権利擁護支援の地域連携ネットワークにおけるチームでの対応

等が、成年後見制度における不正を防ぐことにもつながることを踏まえ、各地域においては、地域連携ネットワークにおける支援を行う中で、不正の未然防止や早期発見への対応にも留意する。

エ) 成年被後見人等の権利制限に係る措置を見直す。

- 現在、成年被後見人・被保佐人・被補助人（以下「成年被後見人等」という。）の権利に係る制限が設けられている制度（いわゆる欠格条項）が数多く存在していることが、成年後見制度の利用を躊躇させる要因の一つになっているとの指摘がある。
- 促進法第11条第2号において、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこととされていることを踏まえ、これらの見直しを速やかに進める。

②今後取り組むべきその他の重要施策

ア) 成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等

- 認知症高齢者、知的障害者その他医療・介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難な人が円滑に必要な医療・介護等を受けられるようにする支援の在り方については、厚生労働省において検討が進められているが、近年、医療や救急等の現場において、本人に代わって判断をする親族等がない場合に、必要な対応がなされないケースも生じているとの指摘がある。

- 成年被後見人等であって医療・介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難な人が、円滑に必要な医療・介護等を受けられるようにするための支援の在り方と、その中における成年後見人等の事務の範囲について、具体的な検討を進め、必要な措置が講じられる必要がある。

イ) 死後事務の範囲等

平成28年10月、新たに成年被後見人宛での郵便物の成年後見人への転送等や、成年後見人による成年被後見人の遺体の火葬・埋葬

に関する契約の締結等を規定した成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成28年法律第27号）が施行された。同法律の施行状況を踏まえ、成年後見の事務が適切に処理されるよう、必要な検討を行う。

③施策の進捗状況の把握・評価等

基本計画に盛り込まれた施策については、随時、国においてその進捗状況を把握・評価し、目標達成のために必要な対応について検討する。特に、基本計画の中間年度である平成31年度においては、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。  
平成34年度以降の取組については、各施策の進捗状況を踏まえ、別途検討する。

3 成年後見制度の利用の促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

(1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

－制度開始時・開始後における身上保護の充実－

①高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方

○ 後見人は、本人の自己決定権の尊重を図りつつ、身上に配慮した後見事務を行うことが求められており、後見人が本人に代理して法律行為をすすめる場合にも、本人の意思決定支援の観点から、できる限り本人の意思を尊重し、法律行為の内容にそれを反映させることが求められる。  
後見人が本人の特性に応じた適切な配慮を行うことができるよう、今後とも意思決定の支援の在り方についての指針の策定に向けた検討等が進められるべきである。

○ 平成25年4月に施行された地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）の附則において、施行後3年を目途とする見直し事項に「障害者の意思決定支援の在り方」が盛り込まれたことを受け、厚生労働省の平成26年度の障害者総合福祉推進事業において、「意思決定支援ガイドライン（案）」が示されている。  
今後とも、こうした検討を更に進めるとともに、検討の成果が後見

人の関係者に共有され、各生活場面での活用が促進されるべきである。

②後見人の選任における配慮

○ 後見人は、本人の自己決定権を尊重するとともに、身上に配慮した後見事務を行うべき義務を負っているところ、後見人がこのような事務を円滑かつ適切に遂行するためには、本人はもとより、親族、福祉・医療・地域の関係者等の支援者とも円滑な関係を築き、本人の意思決定を支援していく体制の構築が重要である。  
○ このため、家庭裁判所において適切な後見人を選任できるよう、地域連携ネットワークや中核機関が、本人を取り巻く支援の状況等を家庭裁判所に的確に伝えることができるようにするための検討を進める。  
○ 特に、制度利用が長期にわたることが見込まれる障害者については、本人と後見人との間の信頼関係の構築が極めて重要であり、家庭裁判所が本人の障害の特性を十分に踏まえた後見人を選任できるよう、適切な情報提供がなされることが望ましい。

③利用開始後における柔軟な対応

○ 後見等が開始されると、本人の判断能力が回復しない限り、後見等が継続することになるが、相当期間が経過した後も、本人や本人を支える家族等と後見人との間に信頼関係が形成されていない場合においても、後見人に不正な行為、著しい不行跡その他後見等の任務に適さない事由がない限り、家庭裁判所が後見人を解任することはできないこととなっている。  
○ こうしたケースのうち、本人の権利保護を十分に図ることができない場合については、今後、後見人の交代を柔軟に行うことを可能にする環境を整備するなどの方策を講ずる必要がある。  
○ 地域連携ネットワーク及び中核機関には、後見等の開始後、チームや関係機関と連携して後見人の事務の在り方についても必要な情報を把握し、本人やその支援者と後見人とが円滑な人間関係を構築できるように支援する機能が期待される。  
また、その関係の改善ができないことにより現在の後見人では本人の適切な権利保護を図ることができない場合等については、本人を取り巻く支援の状況等を踏まえ、適格な後任者を推薦するなど、柔

軟な運用を可能とする方策を検討する。

④成年後見制度の利用開始の有無を判断する際に提出される診断書等の在り方

○ 現行法は、家庭裁判所は、成年後見制度を利用しようとする人の精神の状況につき鑑定をしなければならぬと定める一方で、明らかにその必要がないと認めるときは、この限りではない(家事事件手続法(平成23年法律第52号)第119条)としており、鑑定書に代えて、より簡易な診断書の提出も許されるものとされている。

○ 診断書の提出を認める運用は、家庭裁判所における迅速な審判に資するものである反面、成年被後見人とされることにより行為能力が制限されるなど、その効果が大きいこと等に鑑みれば、後見・保佐・補助の判別が適切になされるよう、医師が診断書等を作成するに当たっては、本人の身体及び精神の状態を的確に示すような本人の生活状況等に関する情報が適切に提供されることにより、十分な判断資料に基づく適切な医学的判断が行われるようにすることが望ましい。特に、障害者については、本人の障害の特性をよりの確に踏まえた判断がなされることが望ましい。

○ そこで、迅速な審判を図りつつ、より実態に即した適切な判断を可能とするため、医師が診断書等を作成するに当たっては、福祉関係者等が有している本人の置かれた家庭的・社会的状況等に関する情報も考慮できるよう、診断書等の在り方についても検討するとともに、本人の状況等を医師に的確に伝えることができるようにするための検討を進める。

○ また、後述の地域連携ネットワークにおけるチームに医師も参加し、診断書等を作成した後の情報提供を受けることによつて、継続的な本人支援に関わることでできるような配慮すべきである。

(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

①地域連携ネットワークの三つの役割

上記2(2)①イの目標を達成するため、各地域において、以下の三つの役割を念頭に、従来の保健・医療・福祉の連携(医療・福祉につながる仕組み)だけでなく、新たに、司法も含めた連携の仕組み(権利

擁護支援の地域連携ネットワーク)を構築する必要がある。

ア) 権利擁護支援の必要な人の発見・支援

地域において、権利擁護に関する支援の必要な人(財産管理や必要なサービスの利用手続を自ら行うことが困難な状態であるにもかかわらず必要な支援を受けられない人、虐待を受けている人など)の発見に努め、速やかに必要な支援に結び付ける。

イ) 早期の段階からの相談・対応体制の整備

早期の段階から、任意後見や保佐・補助類型といった選択肢を含め、成年後見制度の利用について住民が身近な地域で相談できるよう、窓口等の体制を整備する。

ウ) 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

成年後見制度を、本人らしい生活を守るための制度として利用できるように、本人の意思、心身の状態及び生活の状況等を踏まえた運用を可能とする地域の支援体制を構築する。

②地域連携ネットワークの基本的仕組み

地域連携ネットワークは、以下の二つの基本的仕組みを有するものとして構築が進められるべきである。

ア) 本人を後見人とともに支える「チーム」による対応

○ 地域全体の見守り体制の中で、権利擁護支援が必要な人を地域において発見し、必要な支援へ結び付ける機能を強化する。

○ 権利擁護支援が必要な人について、本人の状況に応じ、後見等開始前においては本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が、後見等開始後はこれに後見人が加わる形で「チーム」としてかかわる体制づくりを進め、法的な権限を持つ後見人と地域の関係者等が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し対応する仕組みとする。

イ) 地域における「協議会」等の体制づくり

○ 後見等開始の前後を問わず、成年後見制度に関する専門相談への対応や、後見等の運用方針等についての家庭裁判所との情報交換・調整等に適切に対応するため、個々のケースに対する「チーム」での対応に加え、地域において、法律・福祉の専門職団体や関係機関がこれらのチームを支援する体制を構築する。

○ このため、各地域において各種専門職団体・関係機関の協力・連携強化を協議する協議会等を設置し、個別の協力活動の実施、ケース会議の開催や、多職種間での更なる連携強化策等の地域課題の検討・調整・解決などを行う。

③地域連携ネットワークの中核となる機関の必要性

○ 各地域において、上記のような地域連携ネットワークを整備し、協議会等を適切に運営していくためには、その中核となる機関が必要になると考えられる。

○ 中核機関には、様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職等から円滑に協力を得るノウハウ等が蓄積され、地域における連携・対応強化の推進役としての役割が期待される。

④地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能等

各地域における連携ネットワーク及び中核機関については、以下に掲げるア) 広報機能、イ) 相談機能、ウ) 成年後見制度利用促進機能、エ) 後見人支援機能の4つの機能について、段階的・計画的に整備されることが求められるとともに、オ) 不正防止効果にも配慮すべきである。

なお、中核機関自ら担うべき業務の範囲については、地域連携ネットワークの関係団体と分担するなど、各地域の実情に応じて調整されるものである。

また、市町村・都道府県において、成年後見制度に関する普及・啓発の活動、人材育成や「成年後見支援センター」等の運営等の取組が既に進められている地域もあるが、地域連携ネットワークや中核機関の機能については、こうした既存の取組の活用等を含め、地域の状況に応じて柔軟に実施することが可能であり、既存の地域包括ケアや地域福祉のネットワーク、実績のある専門職団体等の既存資源も十分活用しながら整

備を進めていく必要がある。

ア) 広報機能

○ 地域連携ネットワークに参加する司法、行政、福祉・医療・地域などの関係者は、成年後見制度が本人の生活を守り権利を擁護する重要な手段であることの認識を共有し、利用する本人への啓発活動とともに、そうした声を挙げることでできない人を発見し支援につなげることの重要性や、制度の活用が有効なケースなどを具体的に周知啓発していくよう努める。

○ 中核機関は、地域における効果的な広報活動推進のため、広報を行う各団体・機関（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会、市役所・町村役場の各窓口、福祉事業者、医療機関、金融機関、民生委員、自治会等）と連携しながら、パンフレット作成・配布、研修会・セミナー企画等の広報活動が、地域において活発に行われるよう配慮する。

○ その際には、任意後見、保佐・補助類型も含めた成年後見制度の早期利用も念頭にいただいた活動となるよう留意する。

イ) 相談機能

○ 中核機関は、成年後見制度の利用に関する相談に対応する体制を構築する。その際には、地域の専門職団体や法テラス等の協力を得ることも想定される。

○ 以下のような関係者からの相談対応、後見等二ーズの精査、見守り体制の調整を行う。

・ 市町村長申立てを含め権利擁護に関する支援が必要なケースについて、後見等二ーズに気付いた人、地域包括支援センター、障害者相談支援事業者等の関係者からの相談に応じ、情報を集約するとともに、必要に応じて弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等の支援を得て、後見等二ーズの精査と、必要な見守り体制（必要な権利擁護に関する支援が図られる体制）に係る調整を行う。

・ その際、本人の生活を守り、権利を擁護する観点から、地域包括支援センターや障害者相談支援事業者等とも連携し、後見類型だけでなく、保佐・補助類型の利用の可能性も考慮する。

※ 弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等との連携確保は、市町村区域を超えた広域対応が必要となる場合もあり、市町村と都

道府県が連携し支援する必要がある。  
 ※ 各地域の特性に応じ、民生委員協議会や自治会、税理士会、行政書士会等多様な主体との連携も図られるべきである。

- ウ) 成年後見制度利用促進機能
  - (a) 受任者調整（マッチング）等の支援
    - 親族後見人候補者の支援
      - ・ 後見人になるにふさわしい親族がいる場合、本人の状況に応じ、当該親族等へのアドバイス、専門職へのつなぎ、当該親族等が後見人になった後も継続的に支援できる体制の調整等を行う。
    - 市民後見人候補者等の支援
      - ・ 市民後見人が後見を行うのがふさわしいケースについては、市民後見人候補者へのアドバイス、後見人になった後の継続的な支援体制の調整等を行う。
    - 受任者調整（マッチング）等
      - ・ 専門職団体（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等）は、あらかじめ、後見人候補者名簿を整備し、各会において円滑に人選を行えるようにしておくことが望ましい。
      - ・ 中核機関は、市民後見人候補者名簿に加え、法人後見を行える法人の候補者名簿等を整備することが望ましい。
      - ・ 家庭裁判所が後見人を選任するに際し、中核機関が後見人候補者を推薦するに当たっては、本人の状況等に応じ、適切な後見人候補者の選定のみならず、必要なチーム体制やその支援体制を検討する。
    - 家庭裁判所との連携
      - ・ 中核機関は、後見人候補者の確かな推薦や後見人への支援を行うことができるよう、日頃から各地域の家庭裁判所との連携体制を整えることが必要である。
  - (b) 担い手の育成・活動の促進
    - 市民後見人の研修・育成・活用
      - ・ 市民後見人の育成については、これまでも都道府県や市町村において行ってきたが、各地域で市民後見人の積極的な活用が可能となるよう、市町村・都道府県と地域連携ネットワークが連携しながら取り組むことにより、より育成・活用が進むことが考えられる。

- ・ さらに、市民後見人がより活用されるための取組として、市民後見人研修の修了者について、法人後見を担う機関における法人後見業務や社会福祉協議会における見守り業務など、後見人となるための実務経験を重ねる取組も考えられる。
  - 法人後見の担い手の育成・活動支援
    - ・ 後見人の受任者調整を円滑に行うためには、専門職との連携、市民後見人育成に加え、法人後見の担い手の確保が必要となる。
    - ・ 担い手の候補としては、社会福祉協議会や、市民後見人研修修了者・親の会等を母体とするNPO法人等が考えられ、市町村においては、引き続きそうした主体の活動支援（育成）を積極的に行うものとする。
    - ・ 若年期からの制度利用が想定され、その特性も多様である障害者の場合、継続性や専門性の観点から、法人後見の活用が有用である場合もあり、後見監督等による利益相反等への対応を含めた透明性の確保を前提に、その活用を図っていくことが考えられる。

- (c) 日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行
  - 日常生活自立支援事業は、判断能力が十分でない人が福祉サービスの利用手続や金銭管理において支援を受けるサービスであり、利用開始に当たり医学的判断が求められないこと、生活支援員等による見守り機能を生かし、本人に寄り添った支援が可能であることなどの特徴を有している。
    - 今後、地域連携ネットワークが構築される中で、日常生活自立支援事業等の関連制度と成年後見制度との連携が強化されるべきであり、特に、日常生活自立支援事業の対象者のうち保佐・補助類型の利用や後見類型への転換が望ましいケースについては、成年後見制度へのスムーズな移行等が進められるべきである。
    - 生活保護受給者を含む低所得者等で、成年後見制度の利用が必要である高齢者・障害者についても、成年後見制度利用支援事業の更なる活用も図りつつ、後見等開始の審判の請求が適切に行われるべきである。

エ) 後見人支援機能

- 中核機関は、親族後見人や市民後見人等の日常的な相談に応じるとともに、必要なケースについて、
  - ・ 法的な権限を持つ後見人と、本人に身近な親族、福祉・医療・地

域等の関係者がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の状況を継続的に把握し適切に対応する体制を作ること。

- ・ 専門的知見が必要であると判断された場合において法律・福祉の専門職が本人を支援することができよう、専門職団体の協力を得られる仕組みを作ること（ケース会議開催等）。

など、意思決定支援・身上保護を重視した後見活動が円滑に行われるよう、支援する。

※ 上記チームに加わる関係者として、例えば、ケアマネジャー、相談支援専門員、生活保護ケースワーカー、保健師、精神保健福祉士、入所先社会福祉施設、入院先医療機関、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、訪問看護ステーション、民生委員、市町村窓口などが考えられるが、必要に応じて、これに専門職も加わることも考えられる。

- 中核機関は、必要に応じて家庭裁判所と情報を共有し、後見人による事務が本人の意思を尊重し、その身上に配慮して行われるよう、後見人を支援する。

特に、本人の福祉・生活の質の向上の観点から、本人と後見人との関係がうまくいなくなっている場合や他の支援体制への切替えが望ましいと考えられる場合等において、本人の権利擁護を図るために、新たな後見人候補者を推薦するなどの方法による後見人の交代等に迅速・柔軟に対応できるように、家庭裁判所との連絡調整を行う。

- 地域連携ネットワークでのチームによる見守りにおいては、移行型任意後見契約が締結されているケースのうち、本人の判断能力が十分でなくなり、さらにはそれを欠く等の状況に至っても任意後見監督人選任の申立てがなされず、本人の権利擁護が適切に行われないう状態が継続しているようなケースがないか等にも留意し、チームにおける支援の中でそうしたケースを発見した場合には、速やかに本人の権利擁護につなげることとする。

ウ) 不正防止効果

- 成年後見制度における不正事案は、親族後見人等の理解不足・知識不足から生じるケースが多くなっているところ、地域連携ネットワークやチームでの見守り体制の整備により、親族後見人等が孤立することなく、日常的に相談等を受けられる体制が整備されていけ

ば、不正の発生を未然に防ぐ効果が期待される。

- このようなチームの整備等により、本人や親族後見人等を見守る体制が構築されれば、仮に親族後見人等が本人に対する経済的虐待や横領等の不正行為に及んだとしても、その兆候を早期に把握することが可能となり、その時点において、家庭裁判所等と連携して適切な対応をとることにより、被害を最小限に食い止めることも期待される。

- 上記のような体制が整備されることにより、これまでは、後見人において、財産の保全を最優先に硬直的な運用が行われていたケースについても、本人の生活の状況等に応じ、必要な範囲で本人の財産を積極的に活用しやすくなるなど、より適切・柔軟な運用が広がるものと期待される。

- 家庭裁判所への報告や家庭裁判所による監督を補完する形で、後見人による不正の機会を生じさせない仕組みや監督などを行う機能を家庭裁判所の外でもどのように充実させていくかについては、法務省等において、最高裁判所や専門職団体、金融機関等とも連携し、地域連携ネットワーク及び中核機関の整備による不正防止効果も視野に入れつつ、実効的な方策を検討する。

#### ⑤中核機関の設置・運営形態

ア) 設置の区域

- 中核機関の設置の区域は、住民に身近な地域である市町村の単位を基本とすることが考えられる。
- ただし、地域の実情に応じ、都道府県の支援も受け、複数の市町村にまたがる区域で設置するなどの柔軟な実施体制が検討されるべきである。

イ) 設置の主体

- 設置の主体については、中核機関が行う権利擁護に関する支援の業務が、市町村の福祉部局が有する個人情報をもとに行われることや、行政や地域の幅広い関係者を巻き込んだでの連携を調整する必要性などから、市町村が設置することが望ましい。
- その際には、下記ウ)に記載するように、例えば、地域連携ネットワークの中核の役割を担うことが適当と考えられる機関に委託

すること（複数の市町村にまたがる区域で中核機関が設置される場合には、当該複数市町村による共同委託）や、既に「成年後見支援センター」等を設置している地域においてはそうした枠組みを活用すること等を含め、地域の実情に応じた形で柔軟に設置できるように検討されるべきである。

- さらに、地域において重層的な支援体制を構築していく観点から、上記の市町村単位の機関に対し更に広域的・専門的支援等を行う、都道府県単位や家庭裁判所（本庁・支部・出張所）単位での専門支援機関の設置についても、積極的に検討されるべきである。
- 地域連携ネットワークや中核機関の業務については、専門的・広域的な対応が必要な内容も多く含まれていることから、都道府県は、各都道府県の実情に応じ、促進法第5条の規定のとおり、自主的かつ主体的に、広域的に対応することが必要な地域における地域連携ネットワーク・中核機関の整備の支援及び人材養成や専門職団体との連携確保等広域的な対応が必要となる業務等につき、市町村と協議を行い、必要な支援を行うものとする。

#### ウ) 運営の主体

- 地域の実情に応じた適切な運営が可能となるよう、市町村による直営又は市町村からの委託などにより行う。
- 市町村が委託する場合等の中核機関の運営主体については、業務の中立性・公正性の確保に留意しつつ、専門的業務に継続的に対応する能力を有する法人（例：社会福祉協議会、NPO法人、公益法人等）を市町村が適切に選定するものとする。
- また、市町村の判断により、地域における取組実績等を踏まえ、一つの機関ではなく、複数の機関に役割を分担して委託等を行うことも考えられる。

#### エ) 設置・運営に向けた関係機関の協力

- 協議会等の構成メンバーとなる関係者のうち、特に、専門職団体（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等）は、市町村と協力し、協議会等の設立準備会に参画するとともに、地域連携ネットワークの活動の中心的な担い手として、中核機関の設立及びその円滑な業務運営等に積極的に協力することが期待される。

#### ⑥優先して整備すべき機能等

- 全国どの地域に住んでいても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるようにするという観点から、まずは、上記④ア)広報機能やイ)相談機能の充実により、成年後見制度の利用の必要性の高い人を地域で発見し、適切にその利用につなげる機能の整備が優先されるべきである。
  - また、促進法成立時の参議院内閣委員会附帯決議において、障害者の権利に関する条約第12条の趣旨に鑑み、成年被後見人等の自己決定権が最大限尊重されるような社会環境の整備を行う旨の決議がなされたことを踏まえ、保佐・補助の活用を含め、早期の段階から、本人に身近な地域において成年後見制度の利用の相談ができるよう、市町村においては、特に、各地域の相談機能（④イ）の機能）の整備に優先して取り組むよう努めるべきである。
  - ④フ)成年後見制度利用促進機能とエ)後見人支援機能についても、今後の認知症高齢者の増加にも対応し、市町村長申立ての適切な実施や、「親亡き後」の障害者の長期にわたる後見等を意思決定支援・身上保護を重視した運用に変えていく支援体制を早期に整備していく観点等からは、早期の整備が期待されることであるが、まずは、各種専門職の参加を得るために必要な協議会等について、必要に応じ都道府県の支援を得つつ、早期に設置し、各地域における関係者の具体的な役割分担と連携体制の整備に努めるべきである。
  - 地域連携ネットワークにおけるチーム及び専門職団体による支援体制などの整備に当たっては、各地域における地域ケア会議、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく協議会、あるいは地域福祉計画に基づき地域活動を行う各種機関・協議会等、地域福祉や地域包括ケア等の既存の資源・仕組みを活用しつつ、これらと有機的な連携を図りつつ進める。
  - なお、成年後見制度を利用してしている高齢者・障害者やその後見人の相談対応等の支援も、意思決定支援や身上保護を重視した運用の充実を図る観点から重要であり、既存の資源や仕組み、特に専門職団体を活用するなどにより対応し、見守り体制の強化など支援の必要なケースへの対応等に努めるべきである。
- (3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和 ー安心して利用できる環境整備ー

- 成年後見制度が利用者にとって、安心かつ安全な制度となるためには、監督機能の更なる充実・強化が必要であるところ、家庭裁判所のみならず関係機関においては、不正事案の発生を未然に抑止するための仕組みについて、今後の積極的な取組が期待される。
- 特に、地域における金融機関の役割については、本人が成年後見制度を利用するに当たって、自己名義の預貯金口座を維持することを希望した場合には、後見人において、これを適切に管理・行使することができるよう、後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策を金融関係団体や各金融機関において積極的に検討することが期待される。

①金融機関による新たな取組

- 金融機関は、本人名義の預貯金口座について、後見人による不正な引出しを防止するため、元本領収についての後見監督人等の関与を可能とする仕組みを導入するなど、不正事案の発生を未然に抑止するための適切な管理・私展方法について、最高裁判所や法務省等とも連携しつつ、積極的な検討を進めることが期待される。
- こうした取組により、後見人の財産管理の事務の負担が軽減されることになれば、後見人が身上保護に関する事務により取り組むことが可能となる。

②親族後見人の成年後見制度への理解促進による不正行為の防止

- 本人の意思を尊重しつつ、後見人による不正防止等を含めた本人の権利保護をより確実なものとするため、支援機能を担う法律専門職団体は、支援機能の一環として、後見人に対し、積極的に指導・助言を行うものとする。
- 上記の法律専門職団体は、後見人の後見等の事務について、不適切な点を発見した場合には、家庭裁判所と連携し適切に対応する。

③家庭裁判所と専門職団体等との連携

- 法務省等は、最高裁判所と連携し、地域の金融機関における自主的取組等や専門職団体等における対応強化策の検討の状況を踏まえ、より効率的な不正防止のための方策を検討する。

④移行型任意後見契約における不正防止

- 移行型任意後見契約については、上記2(2)④エ)において述べた地域連携ネットワークのチームによる見守りにおける不適切なケースの発見・支援とともに、不正防止に向けた実務的な対応策について幅広い検討が行われるべきである。

(4) 制度の利用促進に向けて取り組むべきその他の事項

①任意後見等の利用促進

- 行政、専門職団体、関係機関、各地域の相談窓口等において、任意後見契約のメリット等を広く周知するほか、各地域において、任意後見を含め、本人の権利保護の観点から相談などの対応が必要な場合の取組を進める。

②制度の利用に係る費用等に係る助成

- 全国どの地域に住んでいても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるようにする観点から、地域支援事業及び地域生活支援事業として各市町村で行われている成年後見制度利用支援事業の活用について、以下の観点から、各市町村において検討が行われることが望ましい。
  - ・ 成年後見制度利用支援事業を実施していない市町村においては、その実施を検討すること。
  - ・ 地域支援事業実施要綱において、成年後見制度利用支援事業が市町村長申立てに限らず、本人申立て、親族申立て等を契機とする場合をも対象とすることができ、及び後見類型のみならず保佐・補助類型についても助成対象とされることが明らかにされていることを踏まえた取扱いを検討すること。
  - 専門職団体が独自に行っている公益信託を活用した助成制度の例に鑑み、成年後見制度の利用促進の観点からの寄付を活用した助成制度の創設・拡充などの取組が促進されることが望まれる。

③市町村による成年後見制度利用促進基本計画(市町村計画)の策定

- 促進法第23条第1項において、市町村は、国の基本計画を勘案し、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとされている。
  - 市町村計画を定めるに当たっては、以下の点につき、具体的に盛り込むことが望ましい。
    - ・ 上記（2）①の地域連携ネットワークの三つの役割を各地域において効果的に実現させる観点から、具体的な施策等を定めるものであること。
    - ・ 上記（2）②のチームや協議会等といった地域連携ネットワークの基本的な仕組みを具体化させるものであること。
    - ・ 上記（2）④、⑤及び⑥を踏まえ、地域連携ネットワーク及び中核機関の設置・運営、並びにそれらの機能の段階的・計画的整備について定めるものであること。
    - ・ 既存の地域福祉・地域包括ケア・司法のネットワークといった地域資源の活用や、地域福祉計画など既存の施策との横断的・有機的連携に配慮した内容とすること。
    - ・ 成年後見制度の利用に関する助成制度の在り方についても盛り込むこと。
- (5) 国、地方公共団体、関係団体等の役割
- ①市町村
- 市町村は、上記のとおり、地域連携ネットワークの中核機関の設置等において積極的な役割を果たすとともに、地域の専門職団体等の関係者の協力を得て、地域連携ネットワーク（協議会等）の設立と円滑な運営においても積極的な役割を果たす。
  - 市町村は、上記（2）④に掲げた地域連携ネットワーク・中核機関に期待される機能の段階的・計画的整備に向け、市町村計画を定めるよう努める。
  - また、市町村は、促進法第23条第2項において、条例で定めるところにより、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項を調査審議させる審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとされている。
- 市町村は、当該合議制の機関を活用し、市町村計画の検討・策定を進めるほか、当該地域におけるネットワークの取組状況について調査

審議し、例えば、当該地域において成年後見制度の利用が必要な人を発見し制度利用につなげる支援ができてきているか等、地域における取組状況の点検、評価等を継続的に行うことが望ましい。

- なお、先述のとおり、地域における体制整備は、地域福祉や地域包括ケア等の既存の資源・仕組みを活用しつつ、地域福祉計画など既存の施策と有機的な連携を図りつつ進める。

#### ②都道府県

- 促進法第24条において、都道府県は、市町村が講ずる措置を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、後見人となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとされている。
- また、促進法第5条では、地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するとされており、家庭裁判所が都道府県を基本単位とする機関であることや、専門性の高い司法に関する施策や司法関係機関との連携はハードルが高いと感じる市町村も多いことを踏まえ、都道府県は、都道府県全体の施策の推進や、国との連携確保等において、主導的役割を果たすことが期待される。
- 具体的には、都道府県においては、都道府県下の各地域の連携ネットワーク・中核機関の整備やその取組状況を継続的に把握するとともに、以下のような支援等を行うことが期待される。
  - ・ 各市町村の検討状況を確認しつつ、広域での協議会等・中核機関の設置・運営につき市町村と調整する。
  - ・ その際、家庭裁判所（本庁・支部・出張所）との連携や、法律専門職団体との連携等を効果的・効率的に行う観点に留意する。
  - ・ 特に後見等の担い手の確保（市民後見人の研修・育成、法人後見の担い手の確保等）や市町村職員を含めた関係者の資質の向上に関する施策等については、都道府県レベルで取り組むべき課題は多いと考えられる。
- 都道府県は、国の事業を活用しつつ、市町村と連携をとって施策の推進に努め、どの地域に住んでいても制度の利用が必要な人に対し、身近なところで適切な後見人が確保できるような積極的な支援を行うことが期待される。
- ・ 各市町村単独で地域連携ネットワーク・中核機関を設置・運営する

地域についても、広域的な観点から、家庭裁判所や弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等との連携面など、必要な支援を行う。

- さらに、地域において重層的な支援体制を構築していく観点から、上記の市町村単位の機関に対し更に広域的・専門的支援を行う、都道府県単位や家庭裁判所（本庁・支庁・出張所）単位での専門支援機関の設置についても、積極的に検討されるべきである。

### ③国

○ 国においては、都道府県・市町村からの相談に積極的に応じ、財源を確保しつつ、国の予算事業の積極的活用などを促すとともに、各地域における効果的・効率的な連携の仕組みの具体的検討に資するため、各地域の取組例を収集し、先進的な取組例の紹介や、連携強化に向けての試行的な取組への支援等に取り組む。

○ また、国は、都道府県等を通じ、国の基本計画を踏まえた全国における取組状況を把握し、地域における取組状況に格差が生じていないかを継続的に確認し、必要な助言等を行うとともに、取組の進捗状況等を動員し、必要な支援策について検討していくこととする。

○ 保佐・補助を含めた成年後見制度の利用の促進による事件数の増加に対応できるよう、裁判所の必要な体制整備が望まれる。

※ なお、地域において、既存の資源を活用しつつ、横断的で効率的な連携の仕組み構築が可能となるよう、国・都道府県・市町村においては、既存の制度の弾力的な活用等に配慮する。

### ④関係団体

弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等といった法律専門職団体や福祉関係者団体等は、地域における協議会等に積極的に参加し、地域連携ネットワークにおける相談対応、チームの支援等の活動などにおいて積極的な役割が期待される。

#### ア) 福祉関係者団体

- 今後、成年後見制度において本人の意思決定支援・身上保護を重視した運用を進める上で、社会福祉士会など福祉関係団体は、以下のような役割が一層期待されることとなる。

- ・ ソーシャルワーク<sup>※6</sup>の理念や技術などに基づく本人の意思決定の支援

- ・ 福祉に関する相談の一環として行われる成年後見制度の利用相談、制度や適切な関係機関の紹介

- ・ 社会福祉士等の後見人候補者名簿を整備し、福祉的対応を重視すべき案件等について、適切な後見人及び成年後見監督人等の候補者を推薦

- ・ 地域の協議会等における、日常的な見守りにおけるチームの支援や、後見の運用方針における専門的な助言等の活動

- ・ 必要に応じ、地域包括支援センター、障害者相談支援事業者、市役所・町村役場等との情報共有、連絡調整（権利擁護支援が必要な人の発見等）

○ 社会福祉法人においては、地域の様々なニーズを把握し、これらの一ニーズに対応していく中で、地域における公益的な取組の一つとして、低所得の高齢者・障害者に対して自ら成年後見等を実施することも含め、その普及に向けた取組を実施することが期待される。

#### イ) 法律関係者団体

○ 今後も、複雑困難な後見等の事案や、財産管理が重視される事案、本人と後見人との間に利害の対立が生じている事案等においては、法律関係団体の関与が必要不可欠であり、以下のような役割が期待される。

- ・ 法的観点からの後見等二重の精査や成年後見制度の利用の必要性、類型該当性等を見極める場面での助言や指導、ケース会議等への参加

- ・ 弁護士及び司法書士等の後見人候補者名簿を整備し、多額の金銭等財産の授受や遺産分割協議等の高度な法的対応が必要となる案件等について、適切な後見人及び成年後見監督人等の候補者を推薦

- ・ 親族後見人、市民後見人等の選任後において、知識不足や理解不足から生じる不正事案発生等を未然に防止するため、支援機能の一環として、後見人に対する指導や助言、必要に応じて成年後見監督人等として関与

※6 専門的な知識を用いて行われる社会福祉援助活動や、社会福祉援助活動で用いられる専門的な技術などの総称。

- ・ 本人と後見人との利害が対立した場合の調整に加え、地域の協議会等における専門的な指導、助言等の活動

(6) 成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討

① 経緯等

- 医療や介護等の現場において、成年被後見人等に代わって判断を受ける親族等がない場合であっても、円滑に必要な医療・介護等を受けられるようにするための支援の在り方と、その中における成年被後見人の事務の範囲について具体的な検討を進め、必要な措置が講じられる必要がある。
- 厚生労働省の平成27年度「認知症の人の意思決定能力を踏えた支援のあり方に関する研究事業」においては、認知症の人の意思決定支援に関する倫理的・法的な観点からの論点の整理及び医療・介護等の観点からの注重点が取りまとめられた。
- 平成28年度の研究事業においては、成年被後見人等の医療同意権も含め、成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援の在り方等の検討が進められ、平成28年12月2日、その検討状況が促進委員会に中間報告された。

② 中間報告の内容

- 中間報告では、成年被後見人等に医療同意権を与えるかどうか(合法性)の観点のみならず、意思決定支援の視点から、適格性(支援に必要な資質と力量)及び適切性(権限行使が適切に行使される条件等)の確保の観点も踏まえ、以下のような考えが示された。
  - ・ 成年被後見人等には、本人の意思決定支援者の一員としての役割(情報提供や、意思疎通・判断・意思形成の支援等)があり、本人の意思を推定する場合にも、より詳細に本人の意思を反映できるような多職種の協議に参加したり、家族間の意見を調整するなどして、貢献できる場合がある。
  - ・ 今後、臨床現場の意思決定支援の質の向上の観点から成年被後見人等の役割の拡充を考える場合には、意思決定支援等の認識向上や意思決定支援の質の確保のための手順・運用プロセスの明示といった一般的な施策と併せて、後見人の意思決定支援者としての役割を明示すると

もに、教育及び運用の質を確保することが重要である。

- ・ 特に、本人の意思決定が困難な場合においては、成年被後見人等が身上監護面で十分な役割を果たし本人の置かれた状況やそれに伴う意思の経過等を熟知する必要がある。また、そのような事例をまず共有しつつ、今後、医療・

そのためには、上記のような事例をまず共有しつつ、今後、医療・介護等の現場における合意形成等、必要な対応を検討していく必要がある。

③ 今後の方向性

- まずは、医療の処置が講じられる機会に立ち会う成年被後見人等が医師など医療関係者から意見を求められた場合等においては、成年被後見人等が、他の職種や本人の家族などと相談し、十分な専門的助言に恵まれる環境が整えられることが重要であり、その上で、所見を述べ、又は反対に所見を控えるという態度をとるといったことが社会的に受け入れられるような合意形成が必要と考えられる。

○ 今後、政府においては、このような考え方を基本として、

- ・ 人生の最終段階における医療に係る意思確認の方法や医療内容の決定手続きを示した「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」等の内容や、
- ・ 人生の最終段階における医療や療養について患者・家族と医療従事者があらかじめ話し合う自発的なプロセス（アドバンス・ケア・プランニング）の考え方

も参考に、医療や福祉関係者等の合意を得ながら、医療・介護等の現場において関係者が対応を行う際に参考となるような考え方を指針の作成等を通じて社会に提示し、成年被後見人等の具体的な役割等が明らかになっていくよう、できる限り速やかに検討を進めるべきである。

(7) 成年被後見人等の権利制限に係る措置の見直し

- 成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度(いわゆる欠格条項)については、成年被後見制度の利用を躊躇させる要因の一つであると指摘されている。
- また、促進法第11条第2号においては、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこととされている。
- 成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由

に不当に差別されないよう、今後、政府においては、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、速やかに必要な見直しを行う。

(8) 死後事務の範囲等

- 促進法第11条第4号においては、成年被後見人等の死亡後における事務が適切に処理されるよう、成年後見人等の事務の範囲について検討を加え、必要な見直しを行うこととされている。
- 成年被後見人等宛ての郵便物の成年後見人への転送や、成年後見人による死後事務(遺体の火葬・埋葬に関する契約の締結等)等については、成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律が平成28年10月13日から施行されており、政府においては、その施行状況を踏まえつつ、これら成年後見人による事務が適切に行われるよう、必要に応じて検討を行う。

4 その他

促進法附則第3条において、促進法施行の日から2年を超えない範囲内において政令で定める日に内閣府に置かれた成年後見制度利用促進会議及び促進委員会を廃止するとともに、新たに厚生労働省においてその庶務を処理する成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進専門家会議を設けることが規定されている。

円滑な事務の引継ぎを行い、基本計画の推進に支障を来すことがないよう、内閣府及び厚生労働省において緊密に連携を図り、関係省庁の協力を得て所要の準備を進める。

○阿賀町成年後見センター運営委員会設置要綱

平成28年4月1日  
告示第22号

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、阿賀町成年後見センター（以下「センター」という。）の適切な運営、公正中立性の確保並びに適正かつ円滑な運営を図るため、阿賀町成年後見センター運営委員会（以下「委員会」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) センターの運営、業務に関する助言、指導及び監督
- (2) 阿賀町市民後見人養成研修修了者の中から、市民後見人候補者の登録及び選考
- (3) 家庭裁判所へ推薦する後見人等候補者の選考及び受任調整
- (4) 市民後見人の活動支援等に関する審議
- (5) その他、委員会がセンターの運営において必要であると判断した事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 法律に関わる専門職
- (2) 福祉に関わる専門職
- (3) 医療又は保健に関わる専門職
- (4) 民生委員児童委員
- (5) その他町長が認めるもの

(任期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補次委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は委員長が招集し、議長を務める。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、その審議事項について必要があるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局はセンターに置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

三豊市成年後見制度利用促進審議会設置準備会内規

(設置)

第 1 条 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成 28 年度法律第 29 号。以下「法」という。)の趣旨にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とし、三豊市成年後見制度利用促進審議会準備会(以下「準備会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 準備会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 成年後見制度利用促進審議会の立ち上げに向けての準備に関すること。
- (2) その他、必要な事項の検討に関すること。

(構成)

第 3 条

- (1) 三豊・観音寺市医師会
- (2) 三豊市社会福祉協議会
- (3) 三豊市福祉事務所
- (4) 三豊市健康福祉部
- (5) 三豊市地域包括支援センター
- (6) 成年後見制度に関し識見を有する者
- (7) その他連絡及び連携が必要と認められる機関

(運営)

- 第 4 条 準備会に座長を置き、構成員の互選により選出する。
- 2 座長は、会議の招集、進行及び総合的な連絡統制を行う。
- 3 座長に事項があるときは、座長があらかじめ指名する者が代理する。

(庶務)

第 5 条 準備会の庶務は、三豊市地域包括支援センターにおいて処理する。

(秘密の保持)

第 6 条 構成員は、会議において知り得た個人の情報その他秘密に期すべき事項を漏らしてはならない。構成員を退いた後も同様とする。

(その他)

第 7 条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は、準備会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この内規は、平成 29 年 10 月 1 日より施行する。  
(召集の特例)
- 2 この内規の施行後、初めて招集される会議は、第 4 の規定にかかわらず、健康福祉部長がこれを招集し、座長が選出されるまで、その議長となる。

八戸市規則第29号

八戸市市民後見推進協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、八戸市附属機関設置条例(平成25年八戸市条例第6号)第3条の規定に基づき、八戸市市民後見推進協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 協議会は、成年後見制度の利用支援等及び市民後見人の養成等に関し必要な事項について調査審議し、市長に対して意見を述べるとする。

(組織)

第3条 協議会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 弁護士
- (2) 司法書士
- (3) 社会福祉士
- (4) 社会福祉協議会の代表者
- (5) 学識経験者
- (6) 市の職員
- (7) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、3年以内とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 協議会に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、新たに委員の委嘱又は任命が行われた後最初に招集すべき協議会の会長の職務は、市長が行う。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料の提出の要求等)

第6条 協議会は、必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(秘密の保持)

第7条 委員及び会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、高齢福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の組織及び運営等に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に従前の八戸市市民後見推進協議会の委員である者は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)において第3条第2項の規定により委員として委嘱し、又は任命されたものとみなす。

3 この規則の施行の際現に従前の八戸市市民後見推進協議会の会長である者は、施行日において第4条第2項の規定により会長として定められたものとみなす。

豊田市成年後見・法福連携推進協議会設置要綱の解説とポイント

豊田市成年後見・法福連携推進協議会設置要綱	解説とポイント
<p>豊田市成年後見・法福連携推進協議会設置要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、豊田市成年後見、法福連携推進協議会の設置及び組織並びに運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 認知症、知的障がいその他の精神上の障がいのある者の権利擁護に係る諸課題に対し、成年後見制度の利用促進を始めとする権利擁護支援における司法・医療・福祉等の地域連携体制を構築し、意見交換、協議及び市への提言等を行うため、豊田市成年後見・法福連携推進協議会（以下「推進協議会」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第3条 推進協議会は、次に掲げる事項について意見交換、協議及び市への提言等を行う。</p> <p>(1) 豊田市成年後見支援センターの運営状況及び体制等に関すること。</p> <p>(2) 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法第29号。）に関すること。</p> <p>(3) 司法・医療・福祉等の地域連携による権利擁護支援に関すること。</p> <p>(4) その他認知症、知的障がいその他の精神上の障がいのある者の権利を擁護に資すること。</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 推進協議会は、常任委員6人をもって組織する。</p> <p>(委員)</p> <p>第5条 推進協議会の常任委員は、認知症、知的障がいその他の精神上の障がいのある者等の権利擁護等を取り巻く課題に関し、以下の優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。</p> <p>(1) 愛知県弁護士会に属する者</p> <p>(2) 愛知県司法書士会に属する者</p> <p>(3) 愛知県社会福祉士会に属する者</p> <p>(4) 医療相談員である者</p>	<p>「成年後見制度」に主眼を置くのではなく、「権利擁護支援」の地域連携体制を目指した位置付けとしてあります。成年後見制度はあくまで手段と考えています。</p> <p>・センターの運営評価だけを行う協議会ではなく、全体の中でセンターの運営評価を行う位置づけです。（センター運営は重要な手段の一つの捉えとされています。）</p> <p>・よって、幅広く成年後見制度の利用促進策や権利擁護支援を所掌事務としています。（この部分は市町村計画の策定内で具体論を検討しています。）</p>

豊田市成年後見・法福連携推進協議会設置要綱

豊田市成年後見・法福連携推進協議会設置要綱	解説とポイント
<p>(5) 豊田市基幹包括支援センターに属する者</p> <p>(6) 豊田市地域自立支援協議会に属する者</p> <p>2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</p> <p>(会長)</p> <p>第6条 推進協議会に、会長を置く。</p> <p>2 会長は、委員の互選により定め、その任期は委員の任期による。</p> <p>3 会長は、会務を総理し、推進協議会を代表する。</p> <p>4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。</p> <p>(オプザーバー)</p> <p>第7条 会長は、司法及びび成年後見制度に関し、以下の優れた識見を有する者を推進協議会の議題により招集することができる。ただし、オプザーバーは議決権を有さないこととする。</p> <p>(1) 名古屋家庭裁判所に属するもの</p> <p>(2) 委員以外の愛知県弁護士会に属するもの</p> <p>(3) 尾張東部成年後見支援センターに属するもの</p> <p>(推進協議会の開催)</p> <p>第8条 推進協議会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。ただし、会長が選任されていない場合は、市長が招集する。</p> <p>2 推進協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。</p> <p>3 推進協議会の議事で議決を要するものは、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>4 会長は、必要に応じて委員及びオプザーバー以外の者を推進協議会に出席させることができる。</p> <p>(推進協議会の公開)</p> <p>第9条 推進協議会は、公開するものとする。</p>	<p>・家庭裁判所の関わりを記載。</p> <p>・センター設立時から関わっていたが先ずセンターにも開設初年度に1度出席いただきました。地理的にも隣接の市町村区域になるので、今後情報共有やケースでの連携なども想定されます。</p> <p>・市民など誰でも傍聴可能な姿勢を示し、市政の透明性を提示しています。</p>

平成30年度豊田市成年後見支援センター運営業務委託仕様書の解説とポイント

豊田市成年後見・法福連携推進協議会設置要綱	解説とポイント
<p>(報償) 第10条 別表に掲げる委員及びオプザーバーには、同表に定める額の報償費を支払う。また、第8条第4項により出席した者については、事務局がその者と協議の上、報償費を支払う。</p> <p>(事務局) 第11条 推進協議会の事務局は、福祉部福祉総合相談課に置くものとし、<u>豊田市成年後見支援センターは事務局運営に協力するものとする。</u></p> <p>(委任) 第12条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成29年6月21日から施行する。</p>	<p>・当協議会の運営は行政が主導し、センターも協力して、事務局を担っており、これを豊田市の考え方としていきます。</p>

豊田市成年後見支援センター運営業務委託仕様書	解説とポイント
<p>1 事業名称 豊田市成年後見支援センター運営業務委託</p> <p>2 事業目的 制度の利用促進と、円滑な制度運用ができる体制づくりのため、制度利用に関する全ての過程において包括的に支援を行い、<u>豊田市と共に中核機関としての機能を担う豊田市成年後見支援センター(以下、「センター」という。)を運営する。</u></p> <p>3 実施主体(甲) 豊田市</p> <p>4 運営主体(乙) 社会福祉法人 豊田市社会福祉協議会</p> <p>5 設置場所 豊田市錦町1丁目1番地1 豊田市福祉センター内</p> <p>6 委託期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日</p> <p>7 実施体制 (1) 窓口開設時間 毎週火曜日から土曜日の午前8時30分から午後5時15分。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年第178号。)に規定される祝日及び12月28日から1月4日までの期間を除く。</p>	<p>・現在策定中の市町村計画内で位置付けを明記する予定ですが、暫定的な対応として、市としての中核機関の相親としての文言を仕様書内に記述していません。(条例や計画に位置付けがなくとも、仕様書自体は庁内の決載を経ていきます。)</p> <p>・豊田市で採用している役割分担による中核機関の運営に関する記述をしていきます。</p> <p>・稼働日、稼働時間を明確にするこ とで、当該業務に係る日数・時間 数の積算を確定できます。</p>

豊田市成年後見支援センター運営業務委託仕様書	解説とポイント
<p>(2) 人員体制 以下の役割を達成できるよう、体制整備をすること。 ア センター長 センターの適正な運営を図るため、本仕様書2の事業目的に基づき、本仕様書9に記載する業務内容の指揮監督をすること。ただし、本業務に支障のない範囲で、乙が実施する他業務との業務を妨げない。 イ 副センター長 相談支援業務全般のマネジメント、チーム会議、定例会の開催、相談支援員の育成及び指導並びに困難ケース等高度な相談支援などを行うとともに、<u>制度の利用促進に係る必要な検討や調整を行う。</u> ウ 相談支援員 相談のアセスメント等を行い、関係機関と連携しながら包括的な支援を実施するとともに、相談記録の管理、訪問支援及び各種申立の支援などを行う。 エ 法人後見補助員 関係機関と連携しながら、被後見人等への訪問支援や金銭管理など法人後見業務を行うとともに、相談支援員が行う包括的な支援の補助を行う。 オ アドバイザー 弁護士、司法書士、社会福祉士によるアドバイザーを設置し、専門性の特に高い事案に対応すること。また、専門職へ委任調整の際に協力すること。 (3) 資格要件等 ア 副センター長は、福祉、介護又は医療に係る相談支援業務に5年以上従事している者を配置すること。 イ 副センター長、相談支援員は、センターの性質上労働職員が必ず務めること。また、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有することが望ましい。 8 支援対象 制度の利用等を必要とする豊田市に居所を有する者及びその親族等関係者。ただし、甲と乙が協議し認められた場合には、この限りではない。 9 業務内容 (1) 広報業務 制度の利用促進を図られるよう、市民に対し啓蒙を行うこと。また、行政機関、地域包括支援センター、</p>	<p>障がい者相談支援事業所及び医療機関等関係機関並びにコミュニケーションワーカー等関係者（以下、「関係機関等」という。）及び弁護士、司法書士、社会福祉士等専門職（以下、「専門職」という。）などに対応しても、その対象に応じた内容による啓蒙を行うこと。 なお、その際はエンディングノートや認知症など市民の関心の高いテーマに関連付けた啓蒙を行うことに留意すること。 (2) 相談業務 電話及び窓口における制度利用等の相談に対し、アセスメント等の活用、必要に応じてアドバイザーや専門職の協力を得て、制度利用の必要性及び緊急性の判断を行うこと。また、相談者の状況等により類型の判断を行い、申立支援や専門機関での支援に適切に繋ぐこと。その他、以下の項目を実施すること。 ア アウトリーチの実施 相談者の状況等により、窓口に来られない等の理由がある場合、自宅や施設等に訪問し、適切な制度利用ができるように対応すること。また、関係機関等とのケース会議等に出席し、協力や助言を行うこと。 イ エンディングノート作成支援 制度利用が必要となった際に、本人の状況や推定意思等の確認を行うことができるよう、エンディングノートの作成を支援すること。 (3) 利用促進業務 利用促進業務として、以下の項目を実施すること。 ア 申立支援業務 親族又は本人が申立人となる際には、専門職の代行とならないよう留意し、記載例及び申立書類セットを用いて書類の書き方や内容確認等の支援を行うこと。また、申立後から審判が確定するまでの間の必要な支援を行うこと。その他、以下の項目を実施すること。 (ア) 市長申立に係る支援 市長申立が必要な際は、甲に速やかに連絡し、戸籍調査の依頼を行うとともに、申立に必要な書類の作成や診断書の手配等を行うこと。 (イ) 受理面接の同行、調査官調査の立会 以下の事案に対し、必要に応じ裁判所の受理面接に同行及び調査官調査の立会を行い、円滑な制度利用につなげること。 a 法人後見受任の対象となるもの</p>

豊田市成年後見支援センター運営業務委託仕様書	解説とポイント
<p>(2) 人員体制 以下の役割を達成できるよう、体制整備をすること。 ア センター長 センターの適正な運営を図るため、本仕様書2の事業目的に基づき、本仕様書9に記載する業務内容の指揮監督をすること。ただし、本業務に支障のない範囲で、乙が実施する他業務との業務を妨げない。 イ 副センター長 相談支援業務全般のマネジメント、チーム会議、定例会の開催、相談支援員の育成及び指導並びに困難ケース等高度な相談支援などを行うとともに、<u>制度の利用促進に係る必要な検討や調整を行う。</u> ウ 相談支援員 相談のアセスメント等を行い、関係機関と連携しながら包括的な支援を実施するとともに、相談記録の管理、訪問支援及び各種申立の支援などを行う。 エ 法人後見補助員 関係機関と連携しながら、被後見人等への訪問支援や金銭管理など法人後見業務を行うとともに、相談支援員が行う包括的な支援の補助を行う。 オ アドバイザー 弁護士、司法書士、社会福祉士によるアドバイザーを設置し、専門性の特に高い事案に対応すること。また、専門職へ委任調整の際に協力すること。 (3) 資格要件等 ア 副センター長は、福祉、介護又は医療に係る相談支援業務に5年以上従事している者を配置すること。 イ 副センター長、相談支援員は、センターの性質上労働職員が必ず務めること。また、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有することが望ましい。 8 支援対象 制度の利用等を必要とする豊田市に居所を有する者及びその親族等関係者。ただし、甲と乙が協議し認められた場合には、この限りではない。 9 業務内容 (1) 広報業務 制度の利用促進を図られるよう、市民に対し啓蒙を行うこと。また、行政機関、地域包括支援センター、</p>	<p>・ 豊田市協と協議の結果、センター長は課長職と兼務のため、このような記載を追加しました。 ・ 単なるケース対応ではなく、中核機関としてのコーディネーターを司る役割を副センター長の職務として記載しています。 ・ アドバイザーの雇用契約内容は、社協の裁量の範囲としており、市としてはアドバイザー設置による専門性の担保とスムーズな受任調整という成果を求める記載しています。 ・ 基本的に豊田市民を支援対象としていますが、例外的なケースもあるため、弾力性を持たせています。 ・ 業務内容のタイトルを中核機関の役割に一致させており、各業務の状況をウオッチすることで、体制整備の状況が把握できると考え</p>

豊田市成年後見支援センター運営業務委託仕様書	解説とポイント
<p>豊田市成年後見支援センター運営業務委託仕様書</p> <p>b 市長申立の対象となるもの</p> <p>c その他、本人及び親族のみでは対応できないもの</p> <p>イ 受任者調整業務</p> <p>専門職との連携により、定例会を適宜開催し、本人の状況、状態に合わせて成年後見人等候補者の判断及び受任調整を行い、裁判所へ推薦すること。</p> <p>ウ 市民後見業務</p> <p>市民後見人の育成及び活用に関する当市及び他自治体の状況、育成及び活用に向けた課題等について調査研究するとともに、当市における市民後見人の育成及び活用の方向性を甲と検討し、その研修体制や育成プログラムなどを整備すること。</p> <p>エ 関係機関等連絡調整業務</p> <p>行政機関、関係機関等及び専門職との連絡及び情報交換等を密にし、連携体制の構築に努め、その中心として以下の項目を実施すること。</p> <p>(ア) 日常生活自立支援事業・生活困窮者自立支援事業との連携</p> <p>豊田市社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業や生活困窮者自立支援事業の対象者のうち、制度利用が望ましいケースについては調整を行い、スムーズな制度利用ができるよう努めること。</p> <p>(イ) 総合相談窓口との連携</p> <p>豊田市における福祉の総合相談窓口と連携し、制度利用が必要な対象者への早期介入や支援における協力関係の構築に努めること。</p> <p>(ウ) 関係機関等との意見交換会等の実施</p> <p>関係機関等との意見交換会等を実施し、ケアマネジャー、相談支援専門員、メディカルソーシャルワーカー及びコミュニケーションワーカー等が抱える制度利用に係る課題等の把握に努めること。</p> <p>(4) 後見人等支援業務</p> <p>後見人等支援業務として、以下の項目を実施すること。</p> <p>ア チーム会議の実施</p> <p>センターが支援に関わった事案について、受任後に関係機関等及び専門職との情報共有と役割分担を行い、後見活動が円滑に行われるため、チーム会議を実施する。なおチーム会議は、就任時報告の期限である1か月以内をめぐりに開催するものとするが、センターを中心として、専門職等と支援体制が整っている場合はこの限りではない。</p>	<p>本人にメリットがあるように、検討が行われるように文言を入れています。</p> <p>・豊田市では、両事業とも社協で実施しており、スムーズな連携を目指し、仕様書にも記述を行っています。</p> <p>・地域共生社会の実現に向けて、豊田市の強みである総合相談窓口との連携（ケースの拾い上げなど）を記述しています。</p> <p>・具体的な後見人支援策はまだ豊田市でも模索中ですが、少なくともケースの引き継ぎはきちんと行うよう、チーム会議を実施する旨を記載しています。</p>

豊田市成年後見支援センター運営業務委託仕様書	解説とポイント
<p>イ 成年後見人等に対する総合支援</p> <p>成年後見人等からの相談に対し助言を行うとともに、状況により適宜甲や裁判所と連絡調整し、関係機関等や専門職などを招集しケース検討を行うなど、包括的に後見人等を支援すること。また、チームとしての関係を築くことで不正防止に努めること。</p> <p>(5) 法人後見業務</p> <p>乙が成年後見人等を受任する際には、受任の可否を十分に検討し、定例会での承諾を得たうえで受任すること。また、業務の際は、以下の項目に留意すること。</p> <p>ア 成年後見人等の報酬</p> <p>成年後見人等の報酬付与に係る申立を行わないこと。</p> <p>イ 法人後見の実施状況報告</p> <p>裁判所の指示に従い、成年後見等事務報告書を作成及び提出するとともに、法人後見に係る実施状況を定例会及び豊田市成年後見・法福連携推進協議会（以下、協議会）などの各種会議にて報告すること。</p> <p>ウ 医療同意</p> <p>被後見人等の治療や手術の施術等に係る医療同意は行わないこと。ただし、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。）第33条第2項の規定に基づく医療保護入院の同意についてはこの限りではない。</p> <p>なお、センターが緊急連絡先になること及び被後見人等の治療や手術の施術等に係る金銭面における相談や助言を行うことは差し支えない。</p> <p>エ 連絡及び対応体制</p> <p>被後見人等及びその親族の状況及び連絡先の把握に努めるとともに、夜間及び休日においても、関係機関等からの緊急時の連絡に適切に対応すること。</p> <p>(6) その他制度利用促進に関する業務</p> <p>その他制度利用促進に関する業務として、以下の項目を実施すること。</p> <p>ア 協議会運営業務</p> <p>司法・医療・福祉等の地域連携体制を構築し、行政機関、関係機関等及び専門職と意見交換、協議を行うための協議会を甲とともに運営すること。</p> <p>イ 制度利用促進策の検討・協議</p> <p>甲とともに制度利用促進に関する検討・協議を行い、地域における課題、ニーズを整理し、対応強化のため</p>	<p>不正防止効果に関する記述も規定し、意識づけしています。</p> <p>・他の中核機関連業務と並列（パラレル）な関係にしてあります。受任に関しても、社協内部での精査、第三者のいる場での審議を規定して、利益相反が生じないように進めています。</p> <p>・医療同意はできませんが、アドバタイザー助言のもと、後見人の範疇として、現場で「後見支援センターは何も対応してくれない」と言われられないような対応は記載されています。</p> <p>・体制整備の手引きでいう「事務局機能」に関する記載です。</p> <p>・体制整備の手引きでいう「司令塔機能」にも実際は関与していません。ただし、制度利用促進に係る</p>

市町村における成年後見制度利用促進の計画化の方法に関する調査研究事業

地域包括支援・委託障がい相談・地活I型向け調査票

分類	包括・委託相談・地活I	事業所名	
回答者 役職・氏名		電話	

< 1 成年後見制度の利用ニーズについて >

【問1】平成29年度(H29.4~H30.3)において、貴事業所にて相談対応(新規・継続ケースともに含む)した市民のうち、以下の項目に該当する人数を教えてください。  
なお、対象者1人につき2つ以上の項目に該当する場合には、最も当てはまると思われる項目にカウントし、又回答は初期対応した時点での状態で判断いただき、現在は成年後見制度の利用等で課題が解消している場合も含まれます。

【回答】

	回答欄	回答者
①	本人の判断能力が不十分であるため、治療や介護・福祉サービスの必要性や契約を理解できない、拒否があるなど支援が進まない。 本人の判断能力が不十分であるため、以下のような金銭や財産の管理に関する状況が発生している。 ・商品を次々購入するなど、収入に見合った適切な支出ができない。 ・家計管理ができない。 ・税や保険料、利用料などを現に滞納、又は負債があるが、適切に返済等の対応ができていない。 ・土地や建物、有価証券等の資産の管理が適切でない。	人
②	本人の判断能力が不十分であるため、預金や年金を取り上げられるなど経済的虐待や金銭搾取、その他の虐待(身体的・性的・心理的・ネグレクトなど)を受けている又はその疑いがある。	人
③	本人の判断能力が不十分であるため、不動産の処分や遺産分割協議、相続などの法律行為を行えない。 消費者被害や悪徳業者につきまどとわれている又はその疑いがある。	人
④	判断能力はあるが、身元保証問題、任意後見制度、委任契約などの相談対応の必要がある。	人
⑤	本人の判断能力が不十分であるために、その他困難な事情があるが、適切に対応できていない。	人
	合計	人

解説とポイント	豊田市成年後見支援センター運営業務委託仕様書の体制整備に努めること。
<p>施策の構築はあくまで行政が責任を持って行うよう、「検討・協議」で留めてあります。</p> <p>・体制整備の手引きでいう「進行管理機能」の一部を担っています。定例会開催(センターが主催)の根拠としています。</p>	<p>10 帳簿の整備 事業に係る経費について諸帳簿を整理し、甲の請求に応じ経費の執行状況を報告すること。また、諸帳簿は事業終了後5年間保存すること。</p> <p>11 事業計画等の届出 甲に対して、4月20日までに当該年度の事業計画書、収支予算書を提出すること。</p> <p>12 事業の報告 (1) 甲に対して、前月の活動実績について、翌月の10日までに報告を行うとともに、本仕様書9に定める業務について進捗管理のため、センターは行政機関とアドバイザーを招集し、毎月1回をめぐり定例会を開催すること。 (2) 事業計画書に掲げた業務の達成状況について自己評価するとともに、協議会にて報告すること。また、事業完了直ちに完了届を提出するとともに、事業完了後10日以内に実績報告書及び収支決算書を提出すること。</p> <p>13 委託料の支払 委託料の支払整理日は、6月末日、9月末日、12月末日及び業務完了時とし、4回払の均等割とする。ただし、6月末日、9月末日、12月末日の支払額に1,000円未満の端数が生じる場合は、その端数金額の合計を最終回に合わせ支払うものとする。</p> <p>14 その他 (1) 個人情報情報の取扱い及び情報セキュリティに関する特記 乙は、本仕様書に規定される業務を実施するに当たって、甲の個人情報情報の取扱い及び情報セキュリティを確保するため、別添「個人情報情報の取扱い及び情報セキュリティに関する特記」を遵守しなければならない。 (2) 本仕様書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲と乙の協議の上、定めるものとする。</p>

上伊那成年後見センター設置に関する協定書

伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村及びび宮田村（以下「協定市町村」という。）は、成年後見制度等の普及及び相談、後見人等の受任その他各種の権利擁護のための事業の実施にあたり、共同して実施する事業（以下「センター事業」という。）等について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 協定市町村は、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の人権を尊重し、一人ひとりがその人らしく地域で安心して生活できるよう、関係機関との連携及び協働により、効率的に支援することを目的として、センター事業を実施する。

(センター事業)

第2条 センター事業は、要綱により別に定める。

(事業計画)

第3条 センター事業に関する事業計画は、計画年度の前年度中に協定市町村の協議により策定する。

(センター事業の実施方法)

第4条 センター事業は、常勤の社会福祉士を配置する事業者へ委託する。

(センター事業に係る事務所)

第5条 センター事業に係る事務所は、次に置く。

伊那市山寺298番地1 福祉まちづくりセンター内

2 前項の事務所の呼称を上伊那成年後見センターとする。

(経費の負担)

第6条 協定市町村においてそれぞれ応分の負担をすることとし、各年度の負担額は前年度末までに協定市町村の協議により定める。

(損害賠償)

第7条 センター事業の実施に伴い、賠償すべき損害が第三者に対して発生した場合は、センター事業の受託法人の加入する保険により対応する。

(苦情処理)

第8条 センター事業に係る苦情は、センター事業の受託法人が解決することを原則とするが、センター事業の委託者として苦情解決を要する場合には、協定市町村が連携して解決することとする。

(疑義の解決)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定についての疑義は、その都度協定市町村が協議して定める。

(協定期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までとする。

(協定の更新)

第11条 この有効期間満了前1か月前までに、協定市町村のいづれから何らかの意思表示が行われないときは、有効期限満了の翌日において向こう1か年間順次協定を更新したものとみなす。

上記協定の締結を証するため、本協定書8通を作成し、各市町村長記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

伊那市長 ○○ ○○

駒ヶ根市長 ○○ ○○

辰野町長 ○○ ○○

箕輪町長 ○○ ○○

飯島町長 ○○ ○○

南箕輪村長 ○○ ○○

中川村長 ○○ ○○

宮田村長 ○○ ○○

上伊那成年後見センター設置要綱

(設置)

第1条 伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、坂島町、南箕輪村、中川村及び宮田村（以下「関係市町村」という。）は、上伊那成年後見センター（以下「センター」という。）を設置する。

(目的)

第2条 センターは、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の人権を尊重し、一人ひとりがその人らしく地域で安心して生活できるように、関係機関との連携及び協働により、成年後見制度等の普及及び相談、後見人等の受任その他各種の権利擁護のための事業を行うことを目的とする。

(事業内容)

第3条 センターは、前条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

- (1) 成年後見制度、権利擁護等の研修及び啓発
  - ア 行政及び福祉関係者への成年後見制度等の研修
  - イ 住民に対して、成年後見制度等の周知及びPR並びにシンポジウム開催等の啓発
- (2) 成年後見・権利擁護相談（関係市町村、市町村社会福祉協議会、地域包括支援センター、障害者総合支援センター等からの相談対応）
- (3) 成年後見申立ての支援
  - ア 関係市町村長が行う成年後見申立ての支援
  - イ 本人又は親族が行う成年後見申立ての支援
- (4) 専門職を含む適切な後見人の紹介、推薦
- (5) 関係市町村から依頼のあった案件に係る法人後見の受任
- (6) 市民後見人等に対する後見監督の受任
- (7) 親族後見人等への支援
  - ア 後見業務の相談及び助言
  - イ 後見業務の研修
- (8) 権利擁護に係る調査及び研究
- (9) 市民後見人の育成及び活動支援
- (10) 任意後見監督人選任の助言
- (11) 上伊那全体協議会の開催
- (12) その他運営委員会が必要と認めた事業

(事業所の位置)

第4条 センターの事務所は、長野県伊那市山寺298番地1に置く。

2 利用者の利便性を図るため、センターに支所を置くことができる。

(利用者)

第5条 センターの利用者は、関係市町村の住民とする。ただし、関係市町村の住民であった者で、措置等により地域外に入院入所したものは、可能な限り事業の対象とする。

(職員)

第6条 センターに次の職員を置く。

- (1) 所長
- (2) 業務担当
- (3) その他センター業務遂行に当たって必要とされたる職員

(開設日及び開設時間)

第7条 センターの開設日及び開設時間は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 開設日 月曜日から金曜日とする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までを除く。
- (2) 開設時間 午前8時から午後5時15分までとする。

(経費の負担)

第8条 センターの経費は、後見報酬、市町村委託料その他の収入を充てる。

2 市町村委託料は、平均割及び人口割とし、その額は別に定める。

(運営委員会)

第9条 第3条各号に掲げる事業の適正な運営及び苦情の解決のため、センターに運営委員会を置く。

2 委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業の運営方針の検討に関する事項
  - (2) 援助困難ケースの処遇に関する事項
  - (3) 事業に関する苦情解決に関する事項
  - (4) 設置要綱等の変更に関する事項
  - (5) その他センター運営に関する必要な事項
- 3 運営委員会の委員は、次に掲げる者とする。
- (1) 関係市町村担当課長
  - (2) センター運営団体の担当責任者
  - (3) 運営委員長が必要と認める者
  - 4 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。
  - 5 運営委員会に委員長及び副委員長を置き、委員が互選する。

(法人後見受任審査会)

第10条 センターが行う法人後見業務について、その受任が適切であるかの審査を行うため、法人後見受任審査会を置く。法人後見受任審査会の委員は、運営委員会が必要と認める者を任命する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、運営委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年12月1日から施行する。

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

この要綱は、平成26年11月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

上伊那成年後見センター業務委託契約書

(以下「甲」という。)と社会福祉法人伊那市社会福祉協議会(以下「乙」という。)  
は、上伊那成年後見センター設置要綱(以下「設置要綱」という。)に基づき設置された上  
伊那成年後見センター(以下「センター」という。)の運営について、次のおり委託契約  
を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

(受託義務)

第2条 甲は設置要綱第3条に掲げる業務の処理を乙に委託し、乙はこれを受託する。

2 乙は、設置要綱に基づき業務を行うものとする。

(委託期間)

第3条 委託期間は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までとする。

(委託料)

第4条 甲は、第2条の業務委託に対する委託料として、設置要綱第8条第2項により、

金 円を乙に支払うものとする。

2 支払いは、平成23年4月末及び10月末に各 円とする。

(契約保証金)

第5条 契約保証金は、免除する。

(運営委員会委員)

第6条 設置要綱第9条第3項第1号の委員は 課長とする。

(実績報告等)

第7条 乙は、委託業務に係る事業実績報告書を平成24年4月末日までに甲に提出する。

2 甲は、委託業務の状況について、必要があると認められるときは報告を求め、又は  
調査できるものとする。

(秘密の保持)

第8条 乙は、この業務を実施するうえで知り得た情報を、当該業務以外に使用してはな  
らない。

(疑義)

第9条 この契約について疑義が生じた場合には、甲乙は設置要綱第9条の運営委員会に  
おいて協議のうえ解決するものとする。

(裁判の所管轄)

第10条 本契約に関する訴訟は、長野地方裁判所伊那支部をもって所轄裁判所とする。

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自その  
1通を保有するものとする。

平成23年4月1日

甲

印

乙 社会福祉法人伊那市社会福祉協議会

会長 〇〇 〇〇 印

社会福祉法人 伊那市社会福祉協議会  
上伊那成年後見センター運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人伊那市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、上伊那成年後見センター設置要綱（以下「要綱」という。）に基づき設置する上伊那成年後見センター（以下「センター」という。）を運営するため必要な事項を定めるものとする。

(相談・申立て支援対象団体)

第2条 要綱第3条（2）及び（3）の対象団体は、次のとおりとする。

- (1) 市町村
- (2) 市町村社会福祉協議会
- (3) 地域包括支援センター
- (4) 障害者総合支援センター
- (5) その他権利擁護等に関する相談機関

(相談・申立て支援事業)

第3条 本会は、前条における対象団体からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとして、次に掲げる業務を行う。

- (1) 市町村長による成年後見申立てに関する支援業務
- (2) 本人又は親族が行う成年後見申立てに関する支援業務
- (3) 職能団体との連携
- (4) 市町村に出向いての出張相談
- (5) その他、社協会長が必要と認めた業務

(利用料金)

第4条 前条に定める業務にかかる利用料金は、無料とする。

(後見人等受任対象者)

第5条 本会が後見人等を受任する対象者は、親族等他に適切な後見人等がいなくても、

(後見人候補者受任の決定)

第6条 本会が後見人等候補者を受任する場合には、センター法人後見受任審査会の審議を経て、会長が決定する。

(後見人等選任の承諾)

第7条 本会は、所管する家庭裁判所から第5条に規定する対象者の後見人等として選任された場合は、特段の事情がない限りこれを承諾するものとする。

(後見人等の業務)

第8条 本会が後見人等を受任したときは、補助及び保佐にあつては、家庭裁判所の審判により付与された同意権及び代理権の業務を行い、後見にあつては、被後見人の福祉サービスの利用契約、財産管理、その他本人支援に必要なと認めた業務を行うものとする。

- 2 会長は、センターに配属された職員を後見人等の業務の履行補助者として、その任務にあたらせる。
- 3 被後見人等に対し毎月定期的な訪問を行い、心身や生活状況等を把握するものとする。
- 4 被後見人等の金銭及び預金通帳等は、センターの耐火金庫及び本会が契約する金融機関の貸し金庫において保管するものとする。
- 5 被後見人等の台帳を整備し業務を記録するものとする。
- 6 必要に応じて家庭裁判所、関係行政機関等と連携して業務を行うものとする。

(報酬付与の審判申立て)

第9条 後見人等業務の報酬は、後見人等を受任した時から1年ごとに、所轄の家庭裁判所に報酬付与の審判を申し立てるものとする。

(被後見人等の費用負担)

第10条 本会が第8条に規定する業務を行う際にかかる交通費（センター職員の後見人等の居所までの交通費は除く。）、不動産の売買、訴訟、その他専門的な事項を処理する際に必要な事業者への委託費等、後見報酬の対象外の費用については、被後見人等の負担とする。

(死後の事務)

第11条 被後見人等の埋葬又は火葬の実施及び相続人の存在が明らかにならない場合の扱いは、関係行政機関と協議を行うこととする。

(守秘義務)

第12条 後見人等業務の実施に際して知り得た個人情報については、被後見人等の支援に必要がある場合を除いては、他に漏らしてはならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、社協会長が別に定める。

中核機関設置等に伴う、運営要綱・設置要綱の新旧対照表

上伊那成年後見センター運営要綱新旧対照表

旧	新
(事業内容) 第3条 (4) 専門職を含む適切な後見人の紹介、斡旋 (6) 親族後見人等に対する後見監督の受任 (7) 親族後見人への支援 (9) 市民後見人の育成  (10) その他運営委員会で必要と認めた事業	(事業内容) 第3条 (4) 専門職を含む適切な後見人の紹介、 <u>推薦</u> (6) <u>市民</u> 後見人等に対する後見監督の受任 (7) 親族後見人等への支援 (9) 市民後見人の育成 <u>及び活動支援</u> <u>(10) 任意後見監督人選任の助言</u> <u>(11) 上伊那全体協議会の開催</u> <u>(12) その他運営委員会で必要と認めた事業</u>

附則  
 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。  
 この要綱は、平成24年12月1日から施行する。

## 雛形

埼玉県成年後見制度利用促進〇〇地区協議会運営要領

- (趣旨)  
 第1条 この要領は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を支援する成年後見制度利用促進〇〇地区協議会(以下「協議会」という。)の利用促進を図るため、埼玉県成年後見制度利用促進〇〇地区協議会(以下「協議会」という。)の運営に關し必要な事項を定める。  
 (目的)  
 第2条 〇〇地区協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。  
 一 〇〇地区協議会の区域における関係団体の連携に關すること  
 二 制度の同区域の住民への周知及び普及に關すること  
 三 制度の利用促進に係る諸課題の検討に關すること  
 四 その他、制度等に關すること  
 (役員)  
 第3条 〇〇地区協議会には会長及び副会長を置く。  
 2 会長及び副会長は、構成団体の互選により選出する。  
 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を行う。  
 (会議)  
 第4条 〇〇地区協議会の会議は、会長が招集し、主宰する。  
 2 会長は、必要があるときは、会議に構成団体以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。  
 (庶務)  
 第5条 〇〇地区協議会の庶務は、会長の属する市町(村)の成年後見制度担当課において処理する。  
 (その他)  
 第6条 この要領に定めるもののほか、〇〇地区協議会の運営に關し必要な事項は、会長が定める。  
 附 則  
 この要領は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

## 雛形

平成30年度埼玉県成年後見制度利用促進〇〇地区協議会  
 次第

日時 平成30年〇月〇〇日(〇)  
 〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分  
 会場 〇〇〇〇 〇〇〇〇

- 1 あいさつ
- 2 自己紹介
- 3 埼玉県成年後見制度利用促進〇〇地区協議会の運営について
- 4 議事
  - (1) 〇〇地区における成年後見制度の状況について
  - (2) 意見交換
    - ・制度の周知について
    - ・市町村計画の策定について
    - ・地域連携ネットワークづくり、中核機関の設置について
    - ・法人後見について
- 5 その他

## 開催形

〇〇第〇〇〇号  
平成30年〇月〇〇日

埼玉県成年後見制度利用促進  
〇〇地区協議会 構成団体 様

〇〇市〇〇部〇〇課長  
(公印省略)

「平成30年度埼玉県成年後見制度利用促進〇〇地区協議会」  
の開催について (依頼)

本市の福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

この度、〇〇地区の成年後見制度の利用の一層の促進を図るため、下記のとおり「平成30年度埼玉県成年後見制度利用促進〇〇地区協議会」を開催することとしました。

つきましては、別添の「埼玉県成年後見制度利用促進〇〇地区協議会運営要領(案)」を御確認いただき、出席者及び要領案への意見について、別紙により御回答くださるようお願いいたします。

記

### 1 日時

平成30年〇月〇〇日(〇) 〇〇時〇〇分 ~ 〇〇時〇〇分

### 2 場所

会場名：〇〇〇〇 〇〇〇  
所在地：〇〇〇〇  
アクセス：〇〇〇〇

### 3 議題

- (1) 〇〇地区における成年後見制度の状況
- (2) 意見交換

### 4 回答期限

平成30年〇月〇〇日(〇)  
FAX または電子メールにより下記担当まで御回答ください。

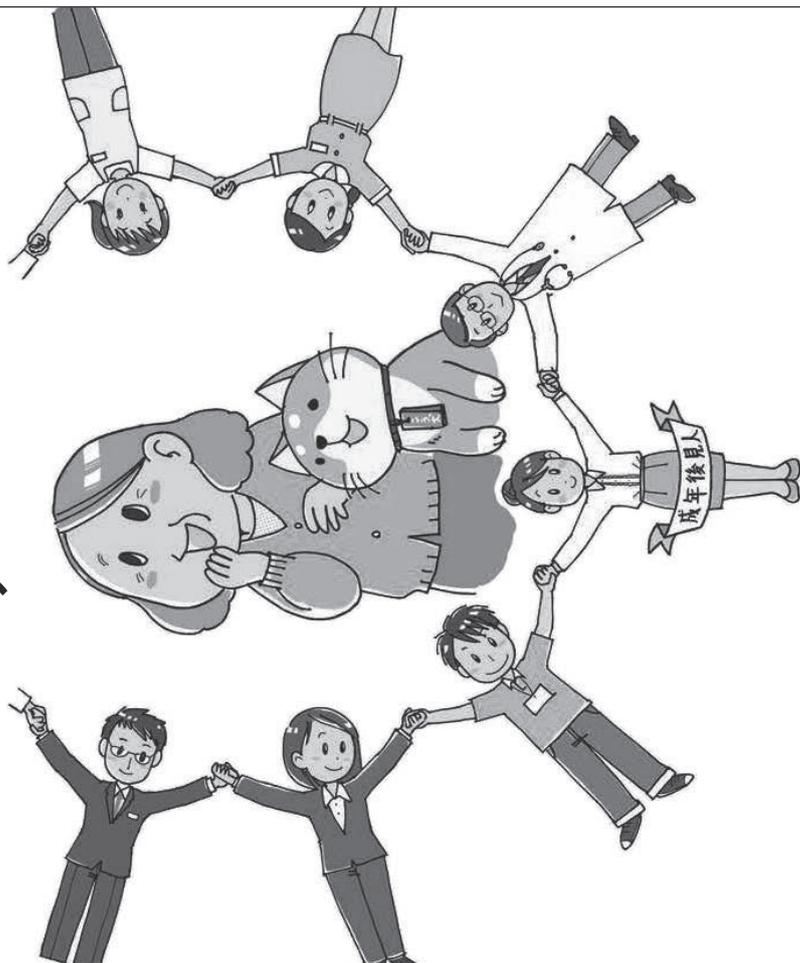
### 5 持参していただくもの

- ・次第
  - ・埼玉県成年後見制度利用促進〇〇地区協議会運営要領
  - ・埼玉県成年後見制度利用促進協議会設置要綱
  - ・平成29年度市区町村別成年後見等申立件数一覧表(管内別・類型別)
  - ・平成29年度市区町村別成年後見制度利用者数一覧表(管内別・類型別)
  - ・平成30年度成年後見制度利用状況等調査結果
- ※その他貴団体において当日配布資料がある場合には、〇部を御持参ください。

担当：担当名(係) 担当者名  
電話：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇(直通)  
FAX：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇  
E-mail：〇〇〇〇



# 分かりやすい 成年後見制度 成亨キスト



静岡県・(福) 静岡県社会福祉協議会  
平成 31 年 1 月

## はじめに

活用イメージ図／本書の使い方…………… 2

## 第1章 パンフレットの説明方法

- 【1ページ目(表紙)】あなたや家族、知り合いの困りごと、心配ごとはありませんか? …… 4
- 【2ページ目】成年後見制度とは? / 成年後見制度を利用するには? …… 6
- 【3ページ目】成年後見人等ってどんな人? / どんなことをしてくれるの? …… 8
- 【4ページ目】成年後見制度 Q & A …… 10

## 第2章 成年後見制度とは

- 1 成年後見制度とは…………… 14
  - (1) 成年後見制度の3つの基本理念…………… 14
  - (2) 今日までの成年後見制度の経緯…………… 14
  - (3) 成年後見制度の現状…………… 15
  - (4) 任意後見制度と法定後見制度…………… 16
- 2 成年後見人等の仕事…………… 18
  - (1) 成年後見人等による支援…………… 18
  - (2) 成年後見人等が行うことの内容…………… 18
  - (3) 成年後見人等の職務に言われていないことの内容…………… 19
- 3 成年後見制度を利用するには…………… 20
  - (1) 利用するためには、家庭裁判所への申立てが必要ですが…………… 20
  - (2) 誰が申立てをしているのか?…………… 20
  - (3) 成年後見人等に選任されるのはどのような人か?…………… 21
  - (4) 申立ての手続き…………… 22
  - (5) 成年後見人等の候補者…………… 23
  - (6) 成年後見制度に関する費用の目安…………… 24
  - (7) 相談窓口…………… 25
- 4 安心して利用するために…………… 26
  - (1) 定期的な報告…………… 26
  - (2) 後見監督人等の選任…………… 26
  - (3) 後見制度支援信託…………… 26
  - (4) 後見支援預金…………… 27

## 第3章 事例

- 【後見】①通帳の紛失と被害的な感情…………… 31
- ②施設との入所契約ができず遠方に暮れる高齢者夫婦…………… 32
- ③長期入院からの施設入所が可能に!!…………… 33
- 【保佐】④自分1人ではお金の出し入れが不安…………… 34
- ⑤悪質簡法に次々と狙われる1人暮らしの高齢者…………… 35
- ⑥初めての1人暮らしでも手伝ってもらって大丈夫!…………… 36
- ⑦グループホームからアパートへ!自らの可能性を広げた女性…………… 37
- 【補助】⑧公共料金の支払いなど金銭管理がうまくできず、不安!!…………… 38
- ⑨制度利用で精神症状も安定、家族も笑顔に!…………… 39



## 福祉職員のための成年後見制度理解促進研修

高齢化の進行や障害者の地域生活移行に伴い、成年後見制度を必要とする人々が増加し、より多くの方が適切に制度を利用できる仕組みづくりの必要性が高まっています。

制度を必要としている方は、福祉サービスの利用等を通じて福祉関係者の皆さまと関わりを持っていく可能性が高く、福祉関係者への成年後見制度の理解促進を図り、皆さまからそれぞれの支援対象者やその家族等に制度を周知していただくことで、制度を必要としている人を利用につなげることが可能になります。

このような仕組みづくりを旨とし、福祉関係者の皆さまに、成年後見制度の基礎知識や制度を分かりやすく説明する方法等を学んでいただくことを目的に本研修を開催します。

- 1 主 催：静岡県、社会福祉法人静岡県社会福祉協議会
- 2 受講対象：社会福祉事業所職員、地域包括支援センター職員、市町行政職員、社会福祉協議会職員、特別支援学校教員 等
- 3 日時・会場：①平成31年2月7日(木) 静岡音楽館AOI 7階講堂(静岡市)  
 ②平成31年2月12日(火) プラザガエルガ、3階301会議室(沼津市)  
 ③平成31年2月27日(木) 掛川グランドホテル3階ジャンクリゾート(掛川市)  
 ④平成31年3月1日(金) 下田市民文化会館 大会議室(下田市)  
 (時間はいずれも13時30分～16時です。)

※2/22に磐田市内で開催される「介護サービス事業者連絡会」でも同内容の研修会を行います。そちらに参加される方は内容が重複しますので、ご了承ください。

### 4 内 容 (4日とも同じ内容です)

13:00～	受付
13:30～	開会
13:35～	【概要説明】 県内の成年後見制度利用状況等について (静岡家庭裁判所)
15:30～	【講義】 内容：成年後見制度の基礎知識と分かりやすい説明方法 講師：① 2/7 ふるい後見事務所 古井 慶治 氏 ② 2/12 静岡県精神保健福祉士協会 事務局長 山口 雅弘 氏 ③ 2/27 (福)教/原やまぼと学園 垂穂章・竹内野ばら 施設長 大畑 彰弘 氏 ④ 3/1 (福)住 居宅介護支援事業所リタス21 主任介護支援専門員 飯塚 哲男 氏 今年度作成した“成年後見制度パンフレット”及び“わかりやすい成年後見制度テキスト”を使って、成年後見制度の概要とパンフレット及びテキストの有効な活用方法について、解説していただきます。
15:30～	質疑応答
16:00	

- 5 参加申込：別紙2の申込書を下記の期限までに、県社会福祉協議会権利擁護課へメールかFAXでお申し込みください。  
 <申込期限>

- ①静岡会場：平成31年2月4日(月)
- ②沼津会場：平成31年2月6日(水)
- ③掛川会場：平成31年2月19日(火)
- ④下田会場：平成31年2月21日(木)

- 6 その他：参加費は無料です。

### 7 本件に関する連絡・お問い合わせ先

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会 生活支援部権利擁護課 (天野、太田)  
 〒420-8670 静岡市葵区駿府町1-70  
 (電話番号) 054-254-5237  
 (FAX番号) 054-251-7508  
 (E-mail) kenriyoug@shizuoka-wel.jp

参考

〇〇〇-〇〇〇〇  
平成30年〇月〇〇日

宮崎県弁護士会 御中

宮崎県福祉保健部長寿介護課長  
( 公 印 省 略 )

成年後見制度に関する調査について (依頼)

本県の福祉行政の推進につきましては、日頃から御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

平成29年3月24日に成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づく成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定され、市町村の役割の一つとして、地域の専門職団体等の関係者の協力を得、地域連携ネットワークの設立とその円滑な運営を行うとともに、当該ネットワークの中核機関を設置するなど、積極的な取組が求められています。

そこで、貴団体の現状につきまして、別添調査表により、平成30年〇月〇日(〇)までに御回答をお願いいたします。

なお、御回答いただいた内容につきましては、今後の成年後見制度の利用推進のための市町村や関係団体との連携協議資料や、「宮崎県成年後見制度普及検討連絡会議」での会議資料などとして活用する予定としております。

記

- 1 調査様式 別紙の調査表のとおり
- 2 報告期限 平成30年〇月〇日(〇)

担当：高齢化対策担当 〇〇  
電話：〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇  
FAX：〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇  
E-mail：

成年後見制度に係る調査表票

参考

団体名	
記入者名	
電話	
メール	

1 会員数等  
貴団体の会員数(平成30年4月1日現在)について御記入ください。

	西臼杵			延岡市	日向市	東臼杵				西都市	児湯						
	高千穂町	日之影町	五ヶ瀬町			門川町	諸塚村	椎葉村	美郷町		高鍋町	新富町	西米良村	木城町	川南町	都農町	
会員数 ※1																	
成年後見受任可能な会員数 ※2																	
各市町村で活動可能な会員数 ※3																	

	宮崎市	東諸県		都城市	北諸県 三股町	小林市	えびの市	西諸県 高原町	日南市	串間市	計
		国富町	綾町								
会員数 ※1											0
成年後見受任可能な会員数 ※2											0
各市町村で活動可能な会員数 ※3											0

※1 所在地別の会員数を記入してください。  
 ※2 所在地別の成年後見受任可能な会員数を記入してください。  
 ※3 複数の市町村で受任可能な場合は、該当する全ての市町村について人数の記入をお願いします。

## 参考

〇〇〇-〇〇〇〇  
平成30年〇月〇〇日

宮崎家庭裁判所長 殿

宮崎県福祉保健部長

本県における成年後見関係事件の概況について（依頼）

本県の高齢者等の権利擁護につきましては、日頃から格別の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。  
さて、標記の成年後見関係事件の概況につきまして、本県の成年後見制度の施策推進にあたり、本県の状況を把握したいことから、下記の要領にて御回答くださいますようお願いいたします。

### 記

- 1 データ提供要望一覧 別紙のとおり  
※回答の様式は問いません。
- 2 提出期限 平成30年〇月〇日（〇）

担当：高齢化対策担当 〇〇  
電話：〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇  
FAX：〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇  
E-mail：

（別紙）

宮崎県における成年後見関係事件の概況に係るデータ提供要望一覧

- 1 申立件数（裁判所別）（平成29年分）
- 2 市町村長申立件数（裁判所別）（平成29年分）
- 3 成年後見人と本人との関係について（裁判所別）（平成29年分）
- 4 本人の男女別・年齢別割合について（裁判所別）（平成29年分）
- 5 申立ての動機について（裁判所別）（平成29年分）

地域福祉計画策定ガイドラインが示す盛り込みむべき事項の文案例

A) 地域連携ネットワークの構築や中核機関のあり方の盛り込み例

中核機関が決定している場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・〇〇市権利擁護支援センターを中核機関とし、権利擁護支援の地域連携ネットワークの整備を進める。</li> <li>・〇〇町が中核機関となり、主体的に権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築に取り組む。</li> <li>・〇〇市権利擁護支援センターを、広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能等を担う地域連携ネットワークの中核機関として位置付ける。</li> <li>・本市では、〇〇センターを中核機関として位置付ける。</li> </ul>
中核機関を複数の機関に分散する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・権利擁護支援の地域連携ネットワークに構築に向け、〇〇市が司令塔となり、△△権利擁護支援センターを中核機関として、関係団体と連携して取り組む。</li> <li>・権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関については、広報機能を△△権利擁護センター、相談機能を〇〇センターに委託し、段階的・計画的な整備に向けて、継続して協議会で検討する。</li> <li>・権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関については、広報機能を△△権利擁護センター、相談機能を〇〇センター、成年後見制度利用促進機能を〇△センター、後見人支援機能を△〇センターに委託し、各中核機関が連携して権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築に取り組む。</li> </ul>
中核機関のあり方について、協議会で検討する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中核機関のあり方については、〇〇年度の設置に向け、関係機関と協議、検討する。</li> <li>・権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築に向け、中核機関をあり方について、〇〇協議会で検討する。</li> </ul>

B) 市民後見人等の養成、後見人の活動支援の盛り込み例

市民後見人等の養成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民後見人養成講座を開催する。</li> <li>・〇〇県が実施する市民後見人養成講座の受講を推進し、市民後見人の養成に取り組む。</li> <li>・市民後見人養成講座の修了者について、法人後見を実施する社会福祉協議会の後見人支援員として実務経験を重ね、市民後見人の活用を進める。</li> </ul>
後見人の活動支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内で活動している成年後見人の交流会を開催し、孤立や不安を解消し、後見人による事務が本人の意思を尊重し、身上に配慮して行われるよう、後見人支援に取り組む。</li> <li>・中核機関である〇〇権利擁護支援センターにおいて、親族後見人や市民後見人等の日常的な相談に対応する。</li> </ul>

C) 日常生活自立支援事業の対象にならないものの判断能力に不安があり金銭管理が必要な者や身元保証人が存在していないために生活等に困難を抱えている者への支援の盛り込み例

日常生活自立支援事業の対象にならないものの判断能力に不安があり金銭管理が必要な者や身元保証人が存在していないために生活等に困難を抱えている者への支援の盛り込み例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・判断能力の低下に伴い権利擁護が必要な人への支援のあり方について、〇〇協議会で協議、検討する。</li> <li>・日常生活自立支援事業の対象にならないものの判断能力に不安があり金銭管理が必要な者や身元保証人が存在していないために生活等に困難を抱えている者への支援など、成年後見制度利用促進の取組を通じて明らかになった地域課題について、協議会で検討する。</li> <li>・各専門職団体、関係機関の協力や連携強化を協議するために設置した〇〇協議会において、権利擁護が必要な人への支援(日常生活自立支援事業の対象にならないものの判断能力に不安があり金銭管理が必要な者や身元保証人が存在していないために生活等に困難を抱えている者への支援等)について検討する。</li> </ul>
--	--

平成 30 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金(社会福祉推進事業分)  
「成年後見制度の利用促進に関する調査研究事業」

## **市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引き**

---

平成 31(2019)年 3 月

成年後見制度の利用促進を目的とした  
市町村計画策定支援のための調査研究事業検討委員会

事務局：一般財団法人 日本総合研究所  
〒160-0008 東京都新宿区四谷三栄町 15-8 アークプランシェ四谷 3 階  
電話：03-3351-7575 FAX：(03) 3351 7561  
URL：http://www.jri.or.jp